

令和三年第一回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年一月十三日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第一回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず次第の1、令和二年第二十三回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と宮田委員、どうぞよろしく願います。

本日は、事務局からの報告が四件ございます。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和二年第四回区議会定例会（代表・一般）における主な質問について、本件に関して、會田教育総務課長より説明をお願いいたします。

○會田教育総務課長 それでは、令和二年第四回区議会定例会（代表・一般）における主な質問について御説明いたします。

資料を御覧ください。1、議会日程等でございますが、令和二年第四回区議会定例会は、代表質問が十一月二十五日、二十六日に、一般質問は十一月二十六日、二十七日に行われました。

全ての質問及び答弁については、区のホームページ上で閲覧が可能となります。こちらは二月中旬に閲覧開始予定です。

参考までに、第四回区議会定例会における教育領域の主な質問・答弁の要旨を別紙にまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2) 区立幼稚園、小学校及び中学校の卒業（修了）式・入学（園）式の日程について、本件に関して、會田教育総務課長より説明をお願いします。

○會田教育総務課長 区立幼稚園、小学校及び中学校の卒業（修了）式・入学（園）式の日程について御報告いたします。

1、令和二年度卒業（修了）式日程でございます。幼稚園、小学校、中学校、三宿中学校夜間学級につきまして、記載のとおりでございます。

2、令和三年度入学（園）式日程でございます。こちらも幼稚園、小学校、中学校、三宿中学校夜間学級につきまして、記載のとおりでございます。御承知おきいただければと思います。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3) 令和二年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について（第三回）、本件に関して、會田教育総務課長より説明をお願いします。

○會田教育総務課長 令和二年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について（第三回）について御説明いたします。

資料を御覧ください。本件につきましては、十二月八日、十二月二十二日の二回につきまして、御議論、御意見をいただいております。本日は、第三回目ということになります。本日は、取組み項目の(13)才能や個性をはぐくむ体

験型教育の推進から(15)ニーズに応じた相談機能の充実。それから、(18)学びの場と機会の充実・地域社会の担い手づくりから(21)開かれた教育委員会の推進まで。こちらについて御意見をいただきたいと思えます。それでは、よろしくお願ひいたします。

○渡部教育長 本日は、七項目について御意見をいただきましたと思っております。

まず初めに、多様な個性がいかされる教育の推進、三項目です。(13)が三四ページから、(14)が三六ページから、(15)が四一ページから四三ページまでになります。

それでは、ここでのいかがでしょうか。まず、(13)才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進について。ございますでしょうか。

○宮田委員 子どもたちが体験、体感できる場として、新・才能の芽を育てる体験学習は、例年、様々な講座があり、その道の専門の方に接することができ、子どもたちの興味・関心をはぐくむ貴重な機会となっています。今年は新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症対策を取りながら限定して開催されたということで、実施方法等は、今後、検討、調整されるという記載があります。今年の講座の中で、宅配便による講座、オンラインによる先生とのお話し会というのがありますが、これは実施されたのかどうか。もし実施されたのであれば、どのようなものだったのかを教えてくださいたいと思えます。

○田村生涯学習・地域学校連携課長 こちらにつきましては、委員御質問のとおり、今回、実施しております。これは宅配でいろいろな教材的なもの、材料をお送りして、それを御自宅で保護者の方と一緒に楽しみ、考えながら製作していただくような講座でございます。こういったコロナ禍の中で、協力いただいている大学の先生に御相談しながら、今回、このような形にさせていただきました。また、今後、オンラインによって先生とのお話し会やインターネット

展覧会も行う予定でございます。お話会につきましては一月十日に実施しておりますけれども、インターネット展覧会につきましては一月下旬ということで、まだ実施しておりません。

○渡部教育長 宅配便あそびじゅつというのは、評価はどうだったのでしょうか。

○田村生涯学習・地域学校連携課長 こういったやり方は、コロナ禍においての特別なやり方ですので、皆さん、現場にお集りいただいてみんなでやっているとというのが本来の趣旨だと思うのですけれども、密を防ぐですか、また、感染症対策の関係から、やはりみんなで触って物をつくるという形はなかなか厳しいという判断の中で、いい評価をいただいているところでございます。

○澁澤委員 数々の体験学習が今回のコロナの関係でできなくなったということは大変残念なことなのですが、体験学習の中で、やはり自然体験の学習も重要なものとして認識をいただきたいと思っています。世田谷区では、SDGsの普及ということを言っておりますし、それから、幼児教育の中では非認知的領域の教育ということがとても重要になってきています。私たちは、やはり情報化された、外形化されたものだけで子どもたちに環境問題を伝えていくということはやはり不可能だと思っております。それをどう体験化して、非認知的領域として、自分たちの環境、あるいは自分たちの体というものを子どもたちに意識させるかということが、これからの社会を生き抜く上でとても重要な観点ですので、この辺の視点はぜひ忘れずをお願いをしたいと思います。

○田村生涯学習・地域学校連携課長 本年はいろいろな意味で制約をされた形での限られた実施でございますけれども、来年度以降につきましても、コロナの状況によると思いますけれども、委員お話しのとおり、自然体験教室も東京農業大学さんの御協力をいただきながら実施しておりますし、それぞれ科学の分野ですとか、いろいろなところで引き続き、学校以外のところで体験できる

ような取組みに当課としても取り組んでまいりたいと存じます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは次に、(14)特別支援教育の推進。いかがでしょうか。

○亀田委員 三八ページの上の昨年度のところの記述の三つ目の黒ポツで、特別支援教室について記載いただいているわけですが、昨年度、お願いして入れていただいた校内研修の件と指導事例集の件が実績のところには書かれていないのですけれども、今年度の実施状況を教えていただけますでしょうか。

○渡部教育長 校内研修というのは。

○亀田委員 三八ページの三つ目の黒ポツの特別支援教室の項目の三行目のところに、校内研修等の機会を活用し「特別支援教室」の指導内容を周知していくというのと、その次の行で指導事例集の作成と。

○渡部教育長 では、まず特別支援教室の指導内容を周知するための校内研修については、いかがでしょうか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） 各学校へは、校内研修等を実施して、校内で特別支援教室の理解に努めるような指導をしているところがございます。ただ、実情については把握しておりませんので、今後、確認していきたいと思います。

○渡部教育長 この指導事例集は、どうでしょうか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） 指導事例集については、確認をしてから御連絡を差し上げたいと思います。

○渡部教育長 では、これに関しては後で調べていただいていることで、二点、よろしいでしょうか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） はい。

○亀田委員 では、その御回答を踏まえて、意見として、特別支援教室につい

ては、お子さんや保護者や先生方にも受け入れやすいものとしていくことが重要であることと、また、特別支援教室における指導の在り方は、通常の学級における指導にも役立つと思えますので、その点を踏まえて、以下の三点を、四〇ページの課題・今後の取組み等のところに追加いただければというお願いです。

一点目は、先ほど申し上げた特別支援教室の指導内容について、校内研修の機会などを活用して周知を図るということをしつぱ全校でやっていただきたい。

その際に、昨年度、文科省が通級のガイドを作成しておりますので、その通級のガイドは分かりやすいものとなっていると思えますので、その通級のガイドを活用した校内研修ということを促進いただきたいというのが一点目です。

あわせて、二点目は、学校の先生方だけではなくて、保護者の方にもぜひ理解をいただきたいと思えますので、特別支援教室の指導内容について、全ての保護者の方に分かりやすく情報提供を行うということを追加いただきたいというのが二点目です。

三点目は、特別支援教室に通っているお子さんの保護者の方の集まり、保護者会が、学校によっては、すまいるの保護者会をされている学校とされていない学校があります。私としては、やはり保護者の方同士のつながりというのはとても大事だと思いますので、特別支援教室の保護者会を各学校で実施するということもここに追加いただきたいというお願いです。

あわせて、特別支援教室以外の特別支援教育全体について、福祉部局との連携がとても重要だと思います。したがって、同じく今後の取組みのところに、特別支援教室の充実に向けて福祉との連携を進めるために必要な施策について、教育委員会事務局と福祉部局との協議を行うということも追加いただければと思います。

○渡部教育長　今、三点いただきました。あともう一点、福祉部局との連携と

いうことでよろしいでしょうか。

○中村委員 今、福祉部局との連携というお話もあつたのですが、私が学校にいたときは、この件に関して、特に医療関係の方にアドバイス、御支援をいただいた経験があります。なので、今後は校医さんの中に、この分野、または心療内科的な分野の先生が加わっていただくのが本当は望ましいのですけれども、それは法改正が必要です。医療関係との連携あたりも視野に入れていただければと思います。よろしく願います。

○渡部教育長 医療関係も視野に入れるということでもよろしいでしょうか。

○中村委員 はい。

○渡部教育長 今、特別支援教育のことについて伺っていますが、よろしいでしょうか。

もう一点が四一ページから四三ページ、(15)ニーズに応じた相談機能の充実、先ほどのところとちょっと重なっているところもありますが、こちらはいかがでしょうか。

○澁澤委員 これは表現の仕方なのですけれども、いろいろなところに不登校対策という言葉が出てくるのですが、それは学校というところから見ると不登校対策なのだと思うのですが、子どもから見ると、要するに不登校の子どもに対するケアなのだと思うのです。不登校対策と言ってしまつと、不登校にさせないためにどうするかという対策になってしまうのですが、世田谷の場合は、ほつとスクールですとか、逆に不登校の子どもにいろいろな学びの場を提供していくというのが大きな流れなのだと私は理解しております。用語の使い方なのですが、ぜひ御検討いただければありがたいと思っております。

○工藤教育相談・特別支援教育課長 御指摘の部分は、こちらでも検討させていただきます。教育総合センターの中では、不登校支援という言葉を使わせていただいておりますので、今後、そういうふうに変えていきたいと思



っております。

○亀田委員 今の澁澤委員の意見は、私も全く賛成ですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

まず、お尋ねが四二ページの昨年度の部分の下から六行目の後半のところ  
で、教員によるいじめの発見事例を共有するというのも去年入れていただいた  
ので、これの実施状況を教えていただきたいというのが一点目です。

二点目が、四三ページ、一番上の行で、不登校支援施策についてまとめたり  
リーフレットを作成とあるのですけれども、これは今年度末までには作成する  
ということなのかと、今年度で完成するのか、まず今年度作成して来年度以降さ  
らに改善をする予定なのかというのも併せてお尋ねしたいと思います。

質問の三点目が、今の四三ページの六行目、不登校保護者のつどいのところ  
で、中学校一校において学校単位での不登校保護者のつどいを実施したとある  
のですけれども、学校単位での保護者のつどいの成果と課題をもし把握されて  
いたら教えていただけますでしょうか。

○渡部教育長 三点いただきましたので、まず一点目、教員によるいじめの発  
見についてです。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） いじめの発見事例について  
は、今年度、毎月のいじめの事案については実際に学校のほうからこちらに報  
告があるので、そちらを教育指導課として確認した上で、学校への指導に生か  
すために、校長会等で共有をしております。

○渡部教育長 では、次に二点目です。リーフレットの作成についてです。

○工藤教育相談・特別支援教育課長 二点目のリーフレットの作成と学校単位  
の保護者のつどいと、二点についてお話しさせていただきます。

まず、リーフレットにつきましては、おっしゃるとおり、これから発行する  
予定で、今、作っている最中になっております。内容も限られた部分になって

まいりますので、また来年度、新たに情報を追加していければと思っております。

それと、中学校一校における不登校保護者のつどいは、第一部は、主に高校受験のことについて学校の先生がお話をして、第二部として、保護者同士の懇談会に先生方が一緒に入ってやったというふうに確認しております。これも十二月にやったところで、まだ学校からいろいろな話を聞いている最中です。で、確認できましたら、また御連絡させていただければと思っております。ただ、人数は三十人ぐらい集まったと聞いておりますので、かなり盛況だったと思います。

○亀田委員 御回答ありがとうございます。今の御回答を踏まえて、意見なのですけれども、まず一点目が、先ほどの学校単位での保護者のつどいについて、今後の取組みのところに、中学校区単位の不登校保護者のつどいについて、今年度の成果と課題を踏まえ、全中学校区ごとに実施することを目指すということを一、記載いただければと思います。

あわせて、今後の取組みのところに、今のお話の不登校支援施策についてのリーフレットの内容の充実、改善を図り、保護者に配布するということを記載いただければと思います。

さらに三点目も、今後の取組みのところに、今、中学校での不登校保護者のつどいで、進路情報、高校受験の話もあったかと思しますので、そこは保護者の方のニーズも非常に高いと思います。したがって、新しい教育総合センターで不登校に関する進路情報を集約して生徒や保護者に情報提供するというのもここに加えていただければと思います。

最後に、三点目は、いじめについてなのですけれども、先ほどのいじめの発見事例のほうは、今年度、そうした形で学校への指導に活用いただいたということなのですけれども、昨年度申し上げた趣旨は、やはりアンケートではなか

なか把握できない、いじめの発見は難しいという前提の上で、どうやっていじめを発見するかというヒントというか、発見の仕方を先生方で共有してほしいという意味で、教員の研修においてその発見事例を共有してほしいということで申し上げたところです。

いじめの問題は、あまり望ましいことではないのですけれども、周期的に全国的な大きな動きになっているというのは、皆さんも御存じのとおりだと思います。恐らくまたそうした動きがあるという前提の下で、なるべく継続的かつ早めに世田谷区としても取り組んでいく必要があつて、継続的には取り組んでいただいていると思うのですけれども、教育委員会が主導して各学校の取組みを促していくという動きを取っていくことが必要かと思えます。

御提案としては、来年度は、ぜひいじめの発見、対応にこれまで以上に取り組んでいただければと思つていまして、実際に今年度はQ―U調査で各学校で実施しているというのがありますけれども、Q―U調査の効果的な活用も含めて、いじめの早期発見に各学校でどう取り組んでいるかということ、各学校の取組みの状況を把握して、その把握した結果に基づいて必要な指導を行うということに取り組んでいただければと思つていまして、その点について今後の取組みのところに記載いただければというお願いでございます。

○中村委員 今、hyper―QUとかQ―Uのお話も出ましたけれども、やはり過去の経験でちよつと危惧するのは、うまく活用されているのかどうかということ、導入当初ということもあつたのですけれども、勤めていた学校でも学年によって活用に温度差があつたことは事実です。

そのため、今現在、教育委員会としてこういうふうを活用しなさいというある程度の例は示していると思うのですが、少なくとも、これとこれとこれはマストとしてチェックしてくださいというポイントを示さないと有効に活用されない危険性もあるのではないかと危惧しております。なので、Q―Uの有効活

用について再点検していただければと思います。よろしく申し上げます。

○渡部教育長 今、Q―Uはどのようなふうになっているのでしょうか、どこが管轄でしょうか、隅田副参事ですか。今、全校で行っているQ―Uテストです。三年生から六年生、中学生、年に二回行っているものです。

○隅田教育政策部副参事（教育研究・研修推進担当） 引き続き、年に二回の調査は全校で実施をしており、生活指導、また、学級経営へ生かしていくような指導をしておりますが、今、委員から御指摘いただきました十分な活用ということにつきまして、改めてこちらから効果的な活用について指導してまいりたいと考えております。

○渡部教育長 今年どうなっていたかというところを改めて調査していただいていますか。

○隅田教育政策部副参事（教育研究・研修推進担当） はい。

○亀田委員 私が申し上げた趣旨は、重なるのですけれども、Q―Uの効果的な調査によっていじめが発見できればもちろんそれでいいですし、それ以外の方法で各学校でこういう形でいじめの発見に取り組んでいるということがあれば、Q―Uの調査は手段なので、使わなくてもいいと思うのです。なので、どうすればいじめを発見できるか、Q―Uの活用も含めて、各学校の取組みを教育委員会として学校ごとに把握いただいて、もし必要があれば指導をいただくということが必要なと。目的はいじめの発見であって、Q―Uの活用自体が目的ではないと思っています。学校からの御意見でも、いろいろなアンケートとか、都のほうからもそういったお子さん向けのアンケートの依頼とかがあって、学校としては負担に感じているというお声もいただいているようなので、調査ありきではなくて、どうやったらいいいじめが発見できるか、Q―Uの調査が効果的であればそれを広めるし、そうでなければ各学校の工夫を生かすということ、実態に応じて、かつ必要な指導をしていただければと思います。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） 今、亀田委員から御指摘のとおり、都からのふれあい月間では、いじめについて子どもたちにアンケートを行って実情を確認したり、実際、学校がどういふふうないじめ予防の取組みをしているかということは、こちらでも聞き取っているところでもあります。ですが、やはり言われたとおり、学校の実態に対して教育委員会ですっかり把握し、適切に指導を入れていくということも必要になってきますので、引き続き確認していきたいと思っております。

○中村委員 私が有効だなと思ったのは、学級の雰囲気を担当及び学年のメンバーが知る上で非常に有効なツールだと思っていたのです。やはりその学級の荒れ具合や、状況がこれによって結構顕著に出るのです。ところが、それを学年で共有できていなかったり、学校全体で共有できていなかったり、その活用に課題を感じているので、学級の雰囲気を知るという意味で、Q―Uのうまい使い方を学校に指導していただければと思っております。

○渡部教育長 いじめの問題と切り離れたところでもQ―Uがどのように活用されているのか。Q―Uは学級満足度調査ですので、子どもの状態がよく分かるので、そういう意味で、どのように活用されているのか、また、それを逆に負担に感じているということもあるようなので、調査をかけてくださいということですので、よろしく願います。

それでは、次に進んでもよろしいでしょうか。

今度は、生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり、(18)、(19)、(20)です。

○亀田委員 五〇ページのところで、目標の欄の真ん中辺りの福祉教育の推進のところでは障害者青年学級のお話がありまして、本年度は予定事業は全て中止になったということですが、その上の昨年度のところの下から三行目の終わりのところで、これも昨年度、御意見を申し上げて入れていただいた障害者青年

学級の成果の発信というところについて、今年度は残念ながら予定事業は全て中止になってしまったのですが、来年また事業が再開されたときには、ぜひこの成果の発信ということに取り組んでいただければと思います。

したがいまして、五〇ページの一番下の今後の取組みの下から二行目のところで、ボランティアの育成を図り、の後に、図るとともに障害者青年学級の活動の成果を区民に広く発信し、という記述を加えていただければと思います。

○田村生涯学習・地域学校連携課長 委員御指摘のとおり、今年度、障害者の学級につきましては制約がございましたので開催できませんでした。今、御指摘の部分について、当課としても、御指摘の上で承知しておりますので、そのように対応してまいりたいと存じます。

○澁澤委員 一点御質問と、それから一点は私からの意見なのですが、一つ質問は、今の福祉教育の推進の上に社会教育委員の会議の開催というのが出ています。この教育委員会で、そもそも社会教育委員というのをどういう位置づけにされているのか、要するに学校教育とどのように関連づけようとされているのかをお聞かせいただきたい。本来ならば、やはり社会教育と家庭教育と学校教育というのは三本柱で、それぞれが関係性を持っている。そして、これからの社会の中では、特にGIGAスクールも含めて情報をみんなが共有していくことによって、それぞれの子どもたちの個別最適化の教育を与えていくということを考えて、社会教育の重要性というのはこれから増してくるかと思っております。

今のこの発表の要旨だけを見ると、生涯学習・地域学校連携課だけが主轄部署として出てくるのですが、そういうことを考えると、例えばキャリア教育ですとか、総合学習も含めて、これからとても重要なエリアになってきて、例えばここに指導課が入ってくるとか、もう少し社会教育というものをちゃんと位置づけをしていく必要があるように私は思うのですが、その辺をどうお考えに

なっているのかということをまずお聞かせいただければと思います。

○田村生涯学習・地域学校連携課長 委員御指摘のとおり、学校教育以外のものが社会教育ですとか、あと、生涯にわたってということ、本当に生涯学習部のほうでの部分は広く、また長く大きなのだと認識しております。社会教育委員の会議の御指摘につきましても、学校以外のことと別だというようなお話しではなくて、委員御指摘のように、連携性があるようなものでございますので、全ての課において、例えば指導課ですとか、そういったところでのキャリア教育との関係性といったものも考えていかなければいけないものだと思います。

そういった意味では、この取組み項目の報告につきましては、このような形で所管課、生涯学習・地域学校連携課だけの視点で書いているような部分がございまして、委員御指摘のような部分を踏まえた上で、今後、こういった報告も併せてしていけたらよろしいのではないかと私は考えます。

○澁澤委員 社会教育委員の方々の報告書を読ませていただくと、それなりに見識を持った視点の指摘がたくさんあるのです。ところが、この委員会がどちらかというと報告書を出しておしまいという形になってしまって、そこから出された知見が子どもの教育現場の中で生かされていないように思っておりますので、その辺はぜひ担当課のほうから、いろいろな課とちゃんと接点を持ちながら、社会教育委員の方に対しても失礼ですので、その知見が生かされるような道を考えていただければと思っております。

もう一点は、私のお願いなのですが、地域と学校でつくる連携・協働のしくみという言葉が随所に出てきます。地域と学校でつくる、主語がどこまでなのかということも含めてなのですが、あくまでも地域と学校が同じ目線で、同じように考えてつくっていく連携なのです。どちらかというと、今まで私どもの学校現場の認識は、地域の方々に学校のことを協力していただくという連携と

いうスタンスになっているのですが、本来ならば、地域と学校が同じ目線でごを目指していく、どういう地域にしていくのか、その中で、地域を担う未来の形である子どもたちとどういう形のつながりをつくっていくのかということ議論されるのがそもそも本来だと私は思っています。その意味で、ぜひ管理職の方々にも、学校と一緒に地域をつくっていくのだと、その視点をいろいろな形で御指導いただければありがたいと思っております。

○渡部教育長 社会教育委員は、澁澤委員がおっしゃるとおり、とてもいい活動をしています、昨年の報告書も、子どもの貧困でしたか。

○田村生涯学習・地域学校連携課長 そうです。

○渡部教育長 それに対しても非常にいいものを作っていたので、その発表の場をどこかにということは考えていました。ただ、コロナでなかなか難しくなってしまうということと、それから、今年に関しては、「地域と学校と」ということで、おやまちプロジェクトの実践をここの中に入れていくということでしたよね。だから、おやまちプロジェクトは子どもの学びの場を地域に持つていくということでしたので、それはまさにおっしゃっているようなことになっていると思うので、そこをぜひ推進していただいきながらということやっていけばいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○田村生涯学習・地域学校連携課長 今、御指摘いただいた提言等を施策に結びつけるとこのことの課題は私たちとしても認識しております、今回、第二十九期の報告が出た際には、ぜひ施策に反映してまいりたいと考えております。

○渡部教育長 それでは、ほかの視点からありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に行かせていただいて、(19)郷土を知り次世代へ継承する取組みについて、いかがでしょうか。



○澁澤委員　これは毎年、この会で言わせていただいていることなので、繰り返しになりますが、郷土を知り次世代へ継承する仕組みが往々にして生涯学習の中のカルチャーセンター的な扱いを受けていて、年配の方々が非常に真剣にそこに参加されて、そしてメモを取られて、だけれども、その知識というのはその方々からほかの世代には広がっていかなかったというような経験を私どもはずっとしてきました。ですけれども、昨今、SDGsが言われているように、持続可能な社会を考えると、私どもの知っているただ一つの持続可能な社会というのは、過去から現在まで続いている社会なのです。未来をどう考えるかという意味で、ある意味では、過去をどう知っていくかということは子どもたちにとってもとても重要な課題だと思いますので、ぜひ未来を考えるための郷土を知り次世代へ継承する取組みという視点で、この項目を対応していただきたいと思っております。

○田村生涯学習・地域学校連携課長　お話しいただいたとおり、本当に大事なことだと思います。持続、継続的に地域の方に世田谷の歴史、文化を知っていただいて、それを残していただくことは、もちろん地域の住民の方が主体となってそういったことを継続していただけるような形で私たちとしても発信してまいりたいと思います。

○渡部教育長　子どもたちが未来を考えるために過去を知るという大切な視点ですので、よろしくお願いいたします。(19)はよろしいでしょうか。

それでは、(20)知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実です。いかがでしょうか。

○澁澤委員　やはりこれもこの会議で発言をさせていただいていますが、これから次の図書館ビジョンの作成というか、用意みたいな形に入っていく期間だと思っておりますが、本当に読書のためだけの図書館でいいのかということをお考えいただきたいなど。今の先進的な図書館の取組みを見ると、生活

の場としての図書館とか、地域自治の一つの核としての図書館という動きが各地でも起こっておりますので、現在の読書、あるいは情報がそこに集積されているというだけの図書館から、ぜひ次のビジョンに向けては幅広に御検討いただきたいと思っています。当然、次のビジョンの中で、世田谷に関しては図書館は読書を中心としたものですという形で結論が出ればそれはそれでいいと思うのですが、検討の段階では、ぜひ頭を軟らかく幅広に図書館の未来を考えていただきたい、これはお願いでございます。

○谷澤中央図書館長 委員お話しのとおり、第三期行動計画については、次年度から策定、検討に入っていくわけですが、今、運営体制のあり方検討の中でも、運営体制だけではなく、在り方のところまで踏み込めるかどうか分りませんが、今後、何らかの会議体を設けて、また広く意見を集めて、単に本を貸す場所だけではなくて、滞在する場所としての図書館、居場所としての図書館、そういった視点は非常に重要になってくると思いますので、そういったことも踏まえて、第三期行動計画の策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、次に行かせていただきまして、(21)開かれた教育委員会の推進、ページで言うと、五九ページ、六〇ページです。

○亀田委員 ここで書かれている教育推進会議と総合教育会議の件は、かねてより申し上げているように、二つの会議の在り方を変えていく必要があると思っております。六〇ページの今後の取組みの一行目の終わりのほうからなのですけれども、教育推進会議の実施方法などを検討と、総合教育会議との同時開催とあるのですけれども、実際もう既に同時というか、同日開催になっていきますので、この同時開催は、例えば統合などの実施方法を検討し、より効果的な区民への情報提供の後に行うとともに、区民の意見を聴取していくというこ

とも必要かと思しますので、そうした表現について御検討いただければと思います。

○會田教育総務課長 会議の在り方については、今年度、コロナということもあって、また来年度に引き続きの課題ということになってくるかと思えます。区民からの意見を取り入れていく等の表現について工夫をさせていただければと思います。

○澁澤委員 これはそもそも論としてお聞きいただければと思うのですが、一番最後の課題・今後の取組みの一番最後のところに、地域との連携・協働だけでなく、社会教育や家庭教育を積極的に担う参画する区民像についても検討すると書かれています。参画する区民像とは何だろうなと思うのです。例えば、今回のオンラインでの傍聴者は三十一名であったと書かれています。三十一名が多いと見るのか少ないと見るのか、その三十一名が参画をしてくれたと思うのかどうかということなのだと思うのですが、本来、これは区民が参画するのではなくて、行政が参画するのです。要するに主体はあくまでも区民なはずなのです。そもそも、主体はあくまでも区民で、区民にとっての教育というのが上であって、区民が思っていることをどう実現するかということが行政の役目だと私は思っています。その意味で、行政が区民から何人か入ってもらえればいいということではなくて、区民全体の中で教育と一緒に考えていきましようよという風土をどうつくっていくか。これは区長部局からの発信ということも重要だと思えますが、それを絶えず頭の中に置いて、内容も含めてですが、この会議の設定をしていただければいいのかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 それでは、以上ですが、前回の定例会に御不在でした亀田委員の二回目の点検評価の対象の「世田谷9年教育」のところ。この七つの項目に関しまして、御意見、御質問がありましたら伺いたいと思います。

○亀田委員 前回、欠席いたしましたして申し訳ございませんでした。意見について、ぱっと申し上げますので、三、四分お時間をいただければと思います。

まず、(6)豊かな人間性の育成のところ、一八ページに多様性の理解とありますけれども、まず、学校の先生たちに多様性を尊重していただくということが必要だと思います。したがって、今後の取組みのところに、人権教育の観点から、授業においていわゆる正解とは異なる少数意見を述べることを肯定的に評価することが重要であり、このような授業の促進を図るために教員研修において授業事例の協議を行うという文言を追加いただければと思います。

(7)豊かな知力の育成の部分、二〇ページのところに、以下の三点を追加いただければと思います。一つ目は、学習支援ソフトウェア及びドリル系ソフトウェアを活用した授業の指導事例を各学校に示し、これらのソフトウェアの授業中での活用を促進するという点。二点目として、ソフトウェアを活用した学習を実施するに当たり、個別の学習計画と学習履歴に基づくPDCAサイクルをモデル的に実践し、個別最適化、学習の充実を図るという点。三点目は、小学校における算数の習熟度別授業に関して、発展的な学習の進め方について検討を行うという三点でございます。

(10)これからの社会を生きる力の育成の点ですけれども、二七ページの取組み実績のところ、昨年度の重点項目にありましたICT活用教育の推進における取組みの方向性に記載していただいた不登校生徒の出席扱い及び学習評価の考え方を示すという記述に対する実績を記載いただければと思います。

あわせて、二八ページの今後の取組みのところに、不登校の児童・生徒がICTを活用して家庭で学習した場合の出席扱い及び成績評価の在り方についてガイドラインを示し、各学校での出席扱い及び成績評価を促すという点を追加いただければと思います。

最後に、(12)信頼される学校経営の推進の部分ですけれども、三三ページの

今後の取組みのところに、学校評価に関して、学校運営の改善に資する評価と  
するため、評価項目を削減するとともに、改善内容を具体的に記載するよう改  
善を図るといふ文言を追加いただければと思います。

○渡部教育長 今お話しいただいたこと、全体を通じて、教育委員会のほうで  
何か返答等ありましたら、それを入れていくということでもよろしいでしょ  
うか。

○池田教育政策部長 御指摘を踏まえて、記載の見直しを含めて検討させてい  
ただきたいと思います。

○澁澤委員 最後によろしいでしょうか。これも全体のことなのですが、今年  
度はコロナ禍ということで、文科省がGIGAスクールを急激に推進しようと  
いう形で、全員にタブレットの配付ということが決まった非常に大きな動きが  
あったと思います。これはハード面でただタブレットを支給するというだけで  
はなくて、それに伴う通信環境の整備、あるいはその中のソフトの整備とい  
ういろいろな派生的な問題が発生をしました。それと同時に、ひよっとしたら  
教育の質の根本的な変革になる第一歩なのかもしれないと私たちは思っており  
ます。例えば、特別支援を要するお子さんたちへの個別最適化された教育、あ  
るいは不登校のお子さんたちへの教育、そういうことを考えていくと、本当の  
意味でのインクルーシブ教育が始まった、それを考えていく元年であったのか  
もしれないと思っております、そういう視点から見たときのいろいろな課題  
もたくさん積み残されたかと思っております。

確かにICTに対する教育は、(10)のところで行か書かれています。今  
年度の点検評価を振り返って見たときに、一番大きかった教育の流れはひよっ  
としたらGIGAスクールへ向けたタブレットの全員に対する配付ということ  
だったようにも思っています。その意味では、ここに書かれている分量、ボリ  
ューム的なもの、あるいは内容的な問題は、もう少し突っ込んで、もう少しボ

リユームを持たせてここで書いておかないと、特に課題をちゃんと書いておかないと、来年度からの施策をやっていくときに振り返る視点がなくなってしまうのではないかと思っています。やはり今年度の点検評価の中にはICTの部分を別項目にするぐらい膨らみを持たせてまとめたほうが全体的な構成としてバランスがいいのではないかと思うのですが、その辺の御意見を聞かせていただければと思っております。

○會田教育総務課長 G I G Aスクール等、ICTについては、この案を作成させていただいた十月、十一月の時点から、十一月からタブレットを配付し、また、ネットワークについても十二月に検討していつてということ、この一か月、二か月の間でまた大きく動いたというところもございます。その中で課題もまた明らかになってきたと思いますので、いわゆる時点修正といえますか、可能な限り加筆する形でお示したいと思います。

○亀田委員 別件なのですが、この点検評価について全小・中学校から御意見をいただいているかと思えます。具体的な御意見、御要望を数多くいただいています。これを聞いた以上は、対応できる部分は対応することとして、例えば校長会などで、この部分はこう対応します、しましたなどの結果を報告するとか、聞いたことへのフィードバックが必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○會田教育総務課長 今、亀田委員からお話しのとおりで、学校から様々な意見をいただいておりますので、今までそのフィードバックというところで十分でなかった部分もあると思いますので、今後、そのフィードバックの方法を考えていきたいと思えます。

○渡部教育長 フィードバックの方法をぜひ考えてほしいと思えます。

全体を通じて、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、これで終わらせていただきます。

それでは、点検評価についての今後の予定というのは、會田教育総務課長、ありますか。

なしですね。分かりました。では、次に行かせていただきます。

(4)令和二年度学校保健関係各種表彰について、本件に関して、桐山学校健康推進課長より説明をお願いします。

○桐山学校健康推進課長 私からは、令和二年度学校保健関係各種表彰について御報告申し上げます。

まず、1の東京都功労者表彰でございます。東京都功労者表彰（福祉・医療・衛生功労）推薦要項の規定に基づき、世田谷区教育委員会が推薦しました学校眼科医の先生一名が表彰されました。

次に、2、東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）でございます。東京都教育委員会表彰（健康づくり功労）等取扱要綱の規定に基づき、顕著な功績がある個人として、世田谷区教育委員会が推薦しました記載の学校耳鼻科医、学校歯科医、学校薬剤師の三名の先生方が表彰されました。

最後に、3、世田谷区学校保健功労者表彰でございます。世田谷区学校保健会表彰要綱の規定に基づき、学校保健に特に優れた功績があった個人として、裏面に記載の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の十五名の先生方が表彰されました。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(5)その他の連絡事項はございませんか。

本日は資料配付が二件ございますので御覧になっておいてください。

今回の教育委員会は、一月二十六日火曜日午前十時から教育委員会会議室に

おいて開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第一回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時五十五分閉会



令和三年第二回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年一月二十六日  
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第二回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず次第の1、令和三年第一回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。宮田委員と亀田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、事務局からの報告が四件ございます。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年度中学校学校主事業務・警備業務の新規委託校について、本件に関して、内田学校職員課長より説明をお願いします。

○内田学校職員課長 それでは、令和三年度中学校学校主事業務・警備業務の新規委託校につきまして、新たに委託を開始する学校を決定しましたので、御報告いたします。

まず、2の学校主事業務ですが、民間委託を平成二十五年度より順次実施しており、令和三年度から記載の二校の中学校で委託を開始する予定です。これまでの委託校と合わせ、中学校二十九校全てで委託を実施することとなります。なお、小学校の学校主事業務は区の職員が行っております。

次に、3の警備業務ですが、平成二十七年度より、夜間の機械警備化と施設警備の委託化の二つの方式で、記載内容のとおり委託を実施しております。

裏面を御覧ください。令和三年度から、記載の一枚の中学校において委託を開始する予定で、これまでの委託校と合わせますと、十六校で委託を実施することとなります。なお、小学校の警備業務は、芦花小学校を除く六十校が委託

となっております。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画（案）について、本件に関して、工藤教育相談・特別支援教育課長より説明をお願いします。

○工藤教育相談・特別支援教育課長 それでは、世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画（案）について、御報告をいたします。

特別支援学級については、これまで利用児童・生徒数の増加などに対応するとともに、地域的なバランスなどにも配慮しながら、主に学校の増改築等に応じて整備を進めてまいりました。今後は、児童・生徒数の増加や地域偏在の解消などに向けて、より計画的に施設整備を進めていくため、将来ニーズの推計や地域の設置状況に基づく世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画を策定するものです。

整備計画（案）の内容です。お手元の添付のホッチキス留めの資料を御覧ください。まず、一枚目裏には、はじめにとして、区の考え方を記載しております。三ページをお開きください。1として、特別支援学級等の設置状況を記載しております。現在、特別支援学級は、小学校六十三、中学校二十七学級を設置しております。また、特別支援教室については、平成三年四月より全小・中学校に整備され、職員室が配置され、教員が配置されている学校が小学校二十校、中学校六校となっております。

2、前提となる児童・生徒数の推移です。平成二十九年七月の世田谷区将来

人口推計によると、児童は令和七年頃まで増加、その後、微減、横ばいとなり、令和十二年頃より再び増加に転じる推計となっています。生徒については、令和十年頃まで増加、その後、微減、横ばいとなり、令和十七年頃、再び増加と推計されております。この計画では、人口推計に基づく児童・生徒数と令和二年五月一日現在の特別支援学級等の利用人数から推計をしております。

3、特別支援学級等の整備の考え方です。特別支援学級を整備する場合は、学習用の教室のみでなく、クールダウン室、自立訓練室など関連する部屋を必要とすることから、一つの学校にまとめて複数の学級を整備しております。このため、学校の建て替えや大規模改修に合わせて新設するか、学校の余裕教室や倉庫などを利用して増設してまいりました。また、定員を超えた場合は、一つの教室をパーティション等で分けて二教室分として活用する場合もございます。児童・生徒数の特性を考慮し、徒歩圏内あるいは公共交通機関の利用による通学しやすい場所への設置が望ましいことから、地域偏在を解消する必要もございます。

このため、基本方針としまして、1、計画的な整備として、整備計画を策定し、施設整備を行い、計画については、おおむね三年ごとに見直してまいります。

2、学校の建替や大規模改修日程に左右されない整備として、特別支援学級のみを目的とした増築、学校改修を行うこととしておりますが、可能な限り、学校の建て替えや大規模改修などのタイミングで増設できるように配慮することとしております。

おめくりいただき、4、今後十年間の整備計画です。まず、小学校ですが、知的障害学級について、瀬田小学校に二学級を増設します。その結果、現在、定員を上回る受入れを行っている尾山台小学校の狭小化を解消できればと考えております。また、自閉症・情緒障害学級につきましては、令和三年度に、多

聞小学校一学級、船橋小学校二学級を新設し、令和六年度に池之上小学校に二学級を増設することとしております。

次に、中学校ですが、知的障害学級について、北沢中学校の既存教室を利用して、令和四年度に二学級を増設いたします。自閉症・情緒障害学級については、令和三年度に世田谷中学校に三学級を新設いたします。なお、表中の7、情緒障害等学級（通級）はひなぎく学級のことです、通級から固定級になるため、マイナス三としております。

六ページ以降は、各障害種別ごとの現状、需要・地域偏在、整備計画を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

最終ページを御覧ください。特別支援教室拠点校の整備です。拠点校につきましては、小学校については、現在、小学校三校につき一校の拠点校としておりますが、小学校二校につき一校を拠点校とする計画となっております。令和十二年度までに七校を整備する計画としております。中学校については、現在、中学校五校につき一校の拠点校を四校につき一校の拠点校とする計画となっております、令和十二年度までに中学校一校を整備する計画としております。

最後に、かがみ文にお戻りいただき、今後のスケジュールになります。二月の文教常任委員会に御報告し、三月に計画策定の予定としております。

御説明は以上になります。  
○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。質問と意見なのですが、まず、質問が二点あります、先ほど御説明いただいたかがみ文の今後のスケジュールの三月の計画策定というのは、三月にもう一回、この会議にかけることになるのかどうかというのをお尋ねしたいのが一点目です。

二点は、ホチキス留めの九ページで、小学校自閉症・情緒障害学級の①のと

ところで、想定需要数三十五名とありますけれども、この三十五名の算定の根拠を教えてくださいいただけますでしょうか。以上、二点です。

○工藤教育相談・特別支援教育課長 このまま報告をさせていただいて、三月には、配付というような形で確定版をお渡しできればと思っております。

九ページの小学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）の需要数ですけれども、平成元年に、学校に、それぞれこういう学級があつたらどれぐらい利用する子がいますかというところを確認させていただいて、その人数から想定をしております。一応、自閉症・情緒学級というのが、学習障害ですとか、そういう子どもたちは固定級の対象ではなくて特別支援教室の対象となっているので、もしかしたらその部分で、学校のほうが一生懸命考えてくださって、人数が少なめに出ているのかもしれませんが。

○渡部教育長 確認ですけれども、平成元年ですか。

○工藤教育相談・特別支援教育課長 令和元年です。失礼しました。

○渡部教育長 令和元年に校長に聞いたということですか。

○工藤教育相談・特別支援教育課長 はい。

○渡部教育長 校長へのアンケートですか。

○工藤教育相談・特別支援教育課長 そうです。

○渡部教育長 分かりました。

○亀田委員 回答ありがとうございます。今の三十五名のところは、学校のほうでどのように判断されたかという点にかかってくるかと思うのですけれども、私は、この需要数の見込みが少な過ぎるのではないかと考えます。というのは、区民、保護者の方のお話を伺っている私個人の感触として、ニーズはもっと多いのではないかというのが一点。

あと、全国的に見ても、全国で知的障害学級というのは二万学級弱なのですけれども、自閉症・情緒障害学級は二万学級あつて、知的障害学級よりも自閉

症・情緒障害学級のほうが学級数が多いというのが全国です。

私は、たまたま先週、和歌山市に訪問したので、和歌山市の例を調べても、知的障害学級が六十一クラスで三百十八人、自閉症・情緒障害学級が五十七クラスで二百五十四人と、知的障害学級とほぼ同じ数字になっています。ということは、世田谷の場合に、小学校の知的障害学級で在籍する児童が三百五人とすると、この三十五名という需要数はあまりにも少ないのではないかと考えますので、ひよつとしたらあつという間に教室が足りなくなってしまうということとも考えますと、現段階において、この需要数と見込みは見直したほうがいいのではないかと思いますか、いかがでしょうか。

○工藤教育相談・特別支援教育課長 現在、就学相談も受け付けていて、ある程度の人数が来ているのは確かでございますので、この三月までにといいのは難しいかもしれませんが、おおむね三年に一度というところでは、おおむねというところがありますので、今年度の就学相談の件数等を見ながら、必要に応じて、例えば来年度などにもう一度計画を見直すということも考えられると考えております。

○亀田委員 三月は、この会議では、決定ではなくて報告だけとすると、現段階でちょっと議論させていただいたほうがいいかと思うのですけれども、今おっしゃっていたように、来年度見直すとなると、今の計画は十年後の計画まで立てて、教室もこうした形で整備していくということだとすると、来年度に見直すことを決めているのであれば、十年後の計画をこの段階で策定するというのは、現段階ではペンディングにしたほうがいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○工藤教育相談・特別支援教育課長 区の方針として、学級をつくるということには、ある程度計画がないということところが強く言われているところですので、今回、この計画を策定させていただいております。なので、今後、また修

正があればその都度修正をさせていただきたいのですけれども、少なくとも喫緊に整備をしたいと考えているところの整備をするに当たっては、整備計画が必要だということが示されておりますので、今回、この計画をつくらせていただいたところです。

○亀田委員 まさにおっしゃっていたように、整備計画を立てるために必要だとすると、やはり最初の需要数三十五というのをある程度確からしいものにしておく必要があると思うのです。確かに校長先生に伺った結果というのは一つの根拠でありますけれども、やはり全国的な例とかほかの自治体の例を見ても、そもそもこの数字の妥当性がなかなか理解し難いというか、現実とは違うのではないかとという疑いを拭えないのです。

なので、この三十五ということをもう一回精査したほうがいいのではないかと。というのは、これを計画として教育委員会として決定することになると、教育委員会としては三十五だと考えているということになって、なかなか説明がつかないのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○工藤教育相談・特別支援教育課長 改めて検討というところも考えさせていただきますが、今現在の例えば小学校の就学相談のところでは、今ちょうどまさに船橋小学校と多聞小学校の三学級で入るぐらいのお申込みだということところが一つ。

あと、世田谷区としては、自閉症・情緒障害学級には知的に遅れないお子さんということの一つ条件にしておりますので、例えば、知的と情緒とどっちといったときに、その子の特性に合わせて判断はしますけれども、基本的に知的に遅れのあるお子さんについては知的学級のほうにというのが、今現在、就学相談でお話をしているところです。あと、先ほど申し上げたように、学習障害とかについては特別支援教室というふうになっていて、固定級の対象ではないということもありまして、今の就学相談の状況を見ながら検討していきたい



いと思っっているところです。

○亀田委員 これを見直していただくというお話なので、それをぜひお願いしたいと思います。今おっしゃったように、知的障害学級との役割分担があるというお話でしたけれども、全国的な比率からすると、世田谷区では、知的障害学級に在籍されているお子さんの割合というのは、多分、全国よりは割合的には少ないということなので、ほかの自治体との整合性——ほかの自治体との整合性というのは、すなわちお子さんが必要な機会が得られているのかどうかということも含めて精査をしていただければと思います。ひよっとしたら、世田谷の場合には、特別支援学級ではなくて通常の学級のほうに在籍されているケースがむしろ多いのかもしれませんが、いずれにしても、本当に自閉症・情緒障害学級の需要数がこれでもいいのかというのは、校長先生の判断だけですとこの数字になってしまうので、本当にそれでいいのかというのは、別の角度から精査していただければと思います。

○工藤教育相談・特別支援教育課長 御指摘を踏まえて、検討させていただきます。ありがとうございます。

○亀田委員 もう一点、これは表記の仕方について、今の計画を見ると、はっきりとは書いていませんが、一旦、その特別支援学級に在籍したら基本的には卒業するまでその特別支援学級だという前提でこの需要数の見込みがつくられているように見受けられます。というのは、毎年度、何人いるかということ想定数を考えられていると思うのですけれども、ケースは少ないかもしれませんが、世田谷の場合も特別支援学級から通常の学級に移られるお子さんもいると思いますし、通常の学級から特別支援学級に移られるお子さんもいると思います。

なので、この計画上も、そういうことはあるのだということが分かるように何か表記の工夫、例えば、見込みのところプラスマイナスアルファと書くこと

か、書き方はこだわらないのですけれども、特別支援学級に在籍するお子さんが固定されているような見え方が私はしたので、出入りがあるのだということ を明記していただくなり、表記上、工夫していただくなり、想定数を考えるときには、そのプラスマイナスの人数も当然考えないといけないと思いますので、その点を明記していただければと思います。

○工藤教育相談・特別支援教育課長 委員おっしゃるとおり、転学するお子さんとかはおりますので、それが分かるように表記を考えたいと思います。

○渡部教育長 ほかにいかがでしょうか。それでは、次に進みます。

(3)世田谷区立教育総合センター運営計画(案)について、本件に関して、北村新教育センター整備担当課長より説明をお願いします。

○北村新教育センター整備担当課長 それでは、世田谷区立教育総合センター運営計画(案)について御説明をさせていただきます。

まず、1の主旨でございます。教育総合センターにつきましては、平成二十年六月に策定いたしました教育総合センター構想を踏まえまして、現在、新築工事に着手しております。事業運営につきましては、昨年九月の教育委員会に運営計画(素案)を報告させていただきました。その際の様々な御意見を踏まえまして、教育総合センター運営計画(案)としてまとめさせていただきましたので、御報告をさせていただくものでございます。

2の運営計画(案)の内容及び3の素案からの主な変更点について、御説明をいたします。主な変更点につきましては、別紙にまとめてございますので、後ほど御確認いただければと思います。運営計画(案)の内容につきましては、冊子で説明させていただきますので、冊子を御覧ください。

運営計画(案)の内容でございます。こちらにつきましては、全体的に図などを追加いたしましたして分かりやすい工夫をしておりますが、素案からの主な変更点について幾つか御説明をさせていただきます。

冊子の六ページをお開きください。第三章の教育総合センターの新たな機能でございます。教育総合センターが現在の教育センターの単なる移転ではなく、世田谷の教育を新しい時代に必要とされる新たな教育へと転換していくための拠点を整備するものであるということが分かるような記載を工夫してございます。また、新たに行う機能、より充実させる機能につきましてまとめて記載するとともに、素案でお示しした四つの取組みに加えまして、五つ目といたしまして、教育課題の研究体制の強化について新たに柱立てをいたしまして、様々な教育課題への研究機能を教育総合センターに集約することなどを新たに追加をさせていただいております。

八ページを御覧ください。第四章の教育総合センターの重点取組事業でございます。こちらの記載につきましては、各項目の名称、取り組む内容について、全体的により詳細で具体的な記載となるように修正を加えさせていただいております。

次に、三八ページを御覧ください。こちらが今御説明いたしました第五章の教育総合センターの研究活動を加えさせていただいたものでございます。教育総合センターでは、新しい分野の教育活動の展開や学校を支援するための活動を展開していくため、様々な教育課題に対する研究活動や、情報収集の拠点であるべきとの御意見を踏まえまして、改めて章立ていたしました。まとめさせていただきます。

続きまして、四〇ページを御覧ください。第六章の教育総合センターの運営体制でございます。教育総合センターの運営体制イメージ図を記載させていただいております。こちらの教育政策部に、教育政策部参与といたしまして、センター長を配置いたしました。教育総合センター内に配置することを記載してございます。その右の四一ページに、センター長の説明を記載させていただいております。教育総合センターのスーパーバイザーといたしまして、教育

総合センターの実務機能や研究機能に対し、専門的な知見により、統括的な指導や助言を担っていただく形でございます。また、運営協議会のメンバーといまして、教育総合センターで行う研究活動の成果の報告や新たに行う研究活動への助言など、教育総合センターの運営に関与していただく形でまとめさせていただきます。

主な変更点は、以上でございます。

かがみ文にお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございますけれども、本日、教育委員会で御説明させていただきまして、二月の文教常任委員会、福祉保健常任委員会に本運営計画（案）を報告させていただく予定でございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

○亀田委員 また質問と意見なのですけれども、質問はちよつと細かい話で申し訳ないのですけれども、ホチキス留めの一ページのクレジットが教育委員会事務局となっているのですけれども、これは教育委員会でない意味というのは何かあるのでしょうか。

○北村新教育センター整備担当課長 こちらは特段理由はありませんので、再度、確認させていただきます。

○亀田委員 意見が三つほどありまして、四ページなのですけれども、(2)のところを拝見すると、運営計画は令和三年度から令和五年度で、その後、調整計画に引き継ぐということになっているようです。この点、調整計画に引き継ぐ時点で修正があり得るということですので、今回、三月に決定して、多分十二月までいろいろな準備とか、あるいは来年度、運営する中で修正が必要な場合もあり得るかと思しますので、その点を明確にさせていただけるとありがたい

とっております。具体的には、米印のところ、調整計画の策定時点で、成果指標の設定も含め、それまでの間の準備状況や運営状況を踏まえて必要に応じて修正としていただければと思います。あと、米印の最後のところに、また、計画の評価についても検討していきますと書かれています。計画自体を評価するというよりは、運営状況を評価するのではないかと思いますので、計画の評価というよりは運営状況の評価についても検討していきますというほうが趣旨が分かりやすいかと思います。

二点目が一〇ページで、相談の部分、これは点検評価でも申し上げたのですが、不登校に関する情報の提供ということを中心でしっかりとやるということでも明示していただければと思います。具体的には、一九ページの①のところの二段落目で、またとあるのですが、その直前のところに、例えば、不登校について進路情報などの必要な情報を保護者や教員に提供できるように、情報の収集、蓄積、提供を行いますというような、進路情報は特にニーズが高いと思いますので、その蓄積と提供すること、ここに明記いただければと思います。

最後に、二〇ページの②総合的な教育相談の拠点づくりのところ、総合的な窓口をつくっていただくのはありがたいと思います。そのときに、相談を受けて、対応してそこで終わりというのではなくて、事例の蓄積と分析をすることによって対応の改善を図ることが重要かと思えますので、②の最後のしますの後に、また、相談事例の蓄積と分析を行い、効果的な対応ができるように、継続的に対応手法の改善を図りますというような趣旨を盛り込んでいただけるとありがたいと思います。

○北村新教育センター整備担当課長 いただいた御意見を踏まえまして、検討させていただきます。

○渡部教育長 三点ありましたが、今、全てにお答えいただいたということ

すか。三点に関して検討させていただくということですのでよろしいでしょうか。

○北村新教育センター整備担当課長 はい。

○渡部教育長 分かりました。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(4)各課行事予定について、本件に関して、會田教育総務課長より説明をお願いいたします。

○會田教育総務課長 令和三年二月の各課行事予定表について御説明いたします。

資料を御覧ください。二月は、九日が第三回教育委員会定例会、十五日が第四回教育委員会定例会の予定でございます。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表を記載しているところでございますので、後ほど確認いただければと思います。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によって内容が変化する可能性がありますので、申し添えます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (5)その他の連絡事項等はないでしょうか。

本日は資料配付が一件ございますので御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は、二月九日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時三十一分閉会

令和三年第三回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年二月九日

所 世田谷区教育委員会会議室



午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第三回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

今日は案件が多く、三密を避けるため、休憩、入替えを三回入れさせていただきます。御承知おきください。それから、説明は短く、簡潔にお願いします。

それではまず、次第の1、令和三年第二回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。亀田委員と中村委員、どうぞよろしくお願いします。

本日は、議案三件と事務局からの報告が十九件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第一号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の1部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第一号につきまして、浅野教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○浅野教育総務部長 それでは、議案第一号ですけれども、世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められたので、提案させていただくものです。

お開きいただきまして裏面が区長からの意見聴取で、二枚目からが議案になっています。議案の裏面を御覧ください。改め文になっています。一番最後に新旧対照表をつけていただきましたので、そちらを御覧ください。

まず、第四条につきまして、期末手当の額を減額するものでございます。さらに、下のほうを御覧いただきたいのですけれども、来年度からにつきましては、額は変えずに配分割合を変更するものでございます。そういうことから、上の段につきましては公布の日から施行、その下の段につきましては令和二年四月一日と書いていますが誤字で、令和三年四月一日から改正するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第一号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例）について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二と日程第三を併せて上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第二 議案第二号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立三軒

茶屋小学校耐震補強工事請負契約）

日程第三 議案第三号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立千歳

中学校耐震補強工事請負契約)

○渡部教育長 議案第二号と議案第三号の二件につきまして、浅野教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○浅野教育総務部長 それでは、議案第二号と第三号ですけれども、これは本日の報告案件で、小・中学校の耐震補強工事をまとめて報告させていただきますが、その一連のものでございます。

議案第二号ですけれども、三軒茶屋小学校の耐震補強工事の工事請負契約、一億八千万円を超える工事請負契約ということで、地教法第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められたので、提案させていただくものです。

二枚目の裏面を御覧ください。工事請負契約の内容ですけれども、目的は記載のとおりですが、一般競争入札で、契約金額は一億八千九百七十五万円というところで、契約の相手方と工期も記載のとおりです。

その後に入札経過調書と実際の図面等を参考につけておりますので、御覧いただければと思います。

議案第三号ですけれども、同じく耐震補強工事で、こちらが千歳中学校の工事です。

二枚目の裏面を御覧ください。目的は記載のとおりですが、一般競争入札で、一億四千八百四十二万三千円の契約金額でございます。契約の相手方、工期は記載のとおりで、入札経過調書と図面もつけておりますので、御覧ください。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第二号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立三軒茶屋小学校耐震補強工事請負契約）と議案第三号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立千歳中学校耐震補強工事請負契約）の二件について一括して採決することといたします。これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第二号と議案第三号の二件を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第二号と第三号の二件を原案どおり承認することといたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年四月一日付け組織改正（案）について、本件に関して、會田教育総務課長より説明をお願いします。

○會田教育総務課長 それでは、令和三年四月一日付け組織改正（案）について御説明させていただきます。

まず、1の基本的な考え方でございますが、記載のとおりでございます。

組織図（案）でございますが、別紙の六ページを御覧いただけますでしょうか。こちらが教育に関する部分です。

教育政策のより一層の充実を図るため、教育政策の専門的な事項に関する企画、調整を担う教育監を新設します。また、教育総務部、教育政策部に係る部分でございますが、ICT教育の一層の推進と学校への支援体制の強化を図るため、教育総務課の業務を一部移管し、教育ICT推進課を新設します。また、令和三年十二月、教育総合センター開設に向けた体制の整備をするために、教育総務部の幼児教育・保育推進担当課、教育政策部の教育相談・特別支

援教育課、学校経営推進担当副参事、教育研究・研修推進担当副参事を記載のような形で改正することにいたします。

なお、教育総合センターには点線内の三課が配置となります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)世田谷区新実施計画（後期）推進状況（案）について、本件に関して、會田教育総務課長より説明をお願いします。

○會田教育総務課長 それでは、世田谷区新実施計画（後期）推進状況（案）について御説明いたします。

主旨でございますが、記載のとおりでございます。

2、世田谷区新実施計画（後期）推進状況（案）でございますが、概要版と冊子本体をつけさせていただいております。まず、概要版を御覧いただけますでしょうか。

まず第一章、計画の位置づけと推進状況について記載しています。また、第四章重点政策で、六つの重点政策を記載してございます。教育に関する部分としては、重点政策1の子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進、また、重点政策5の世田谷の文化の創造と知のネットワークづくりといったところがございます。

二ページ、三ページで、基本計画分野別政策に基づく取組みで、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた計画の主な変更点ということで、下のほうにまとめています。教育に関する部分といたしましては、二ページ目の右側、子

ども若者・教育で、「世田谷9年教育」の推進から、知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造と記載しています。

なお、四ページ以降、行政経営改革の取組み等について記載しているところがございます。

冊子本体を少しだけ見ていただけますでしょうか。六八ページから七二ページにかけて、それから、七九ページから八四ページが今回の教育に関する部分を詳細に記載している部分でございますので、後ほど御覧いただければと思います。

かがみ文にお戻りいただけますでしょうか。令和三年三月末に推進状況を策定、四月に公表というスケジュールとなっております。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)令和三年度事務事業見直しについて、本件に関して、會田教育総務課長より説明をお願いします。

○會田教育総務課長 令和三年度事務事業見直しについて御説明いたします。

1、主旨でございますが、本件は十一月、十二月と途中経過を御報告させていただきますいただきましたが、今回、令和三年度の当初予算案を反映した事務事業の見直しということでまとめましたので、報告するものでございます。

2、取組み内容でございますが、(1)見直しの視点についてです。見直しの検討につきましては、御覧のA)からE)の多角的な五つの視点から検証を行ったところ です。

別紙1に「見直しの視点別 主な見直し項目」ということでまとめております。御覧いただければと思います。

かがみ文にお戻りください。(2)見直しの区分と効果額についてまとめてございます。五つの見直しの視点に沿って、各事業の本質的な見直しを進めた結果である令和三年度予算編成過程における見直しの効果額ということで整理した表でございます。今回、こういった形でまとめさせていただいております。

具体的なものとして、事務事業の見直し全体で歳出総額百三十五億八千八百万円、一般財源八十一億八千六百万円、そのうち事務事業の本質的な見直し効果額は、歳出で七十一億一千万円、一般財源五十三億六千万円、また、事業経費の精査などの効果額六十四億七千八百万円、うち一般財源二十八億二千六百万円ということでございます。

別紙2がございますが、令和三年度当初予算概要から抜粋した資料でございますので、御覧いただければと思います。

続きまして、別紙3として、事務事業見直し一覧をつけさせていただいております。こちらが事務事業の詳細な一覧となっております。教育に関する部分につきましては、二一ページから二四ページまで記載しております。

なお、金額の記載ですが、百万円未満の項目はアスタリスクで表示しております。また、百万円以上の項目は、十万円の位を四捨五入させていただいております。

二四ページに教育領域の事業経費の精査の項目がございます。御覧いただければと思います。

かがみ文にお戻りいただけますでしょうか。今後の取組みということで、今後もさらに今回の、より適切な事業の在り方を追求して、従来どおりの施策に復元するのではなくて、さらなる事業の見直しにつなげてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、ここで管理職の入替えを行います。

午前十時十四分休憩

午前十時十五分再開

○渡部教育長 それでは再開いたします。

(4) ICTを活用した新たな学びに向けた取組みについて、本件に関して、  
會田課長より説明をお願いします。

○會田教育総務課長 ICTを活用した新たな学びに向けた取組みについて御  
報告いたします。

1の主旨でございますが、タブレット型端末の配備やアプリの選定などを行  
ってまいりましたが、その状況と今後の予定について報告するものです。

2、ハードウェア関連ということで、タブレットの配備についてございま  
すが、児童・生徒用ということで、まず約一万台の先行配備、そして、第二次  
配備として中学校一、二年に配備を一月二十日までに行い、今、小学校への配  
備を行っているところでございます。また、既存端末の更新及び児童・生徒増  
への対応の配備を今後行ってまいります。

②教員用タブレット型情報端末の更新ですが、千七百台の配備という御報告  
をさせていただいておりますが、端末の納入業者がNTT・TCリース株式  
会社に決まりました。三月に各学校へ配備してまいります。

(2)ネットワークの整備でございますが、校内通信ネットワークの整備がか  
なり進んでまいりまして、二月、今週中には全中学校の環境が整います。ま



た、三月に小学校の整備も完了いたしましたして、四月から本格運用開始と考えてございます。②でネットワークや端末の運用支援ということで、問合せや保守等を一括管理するサーバデスクの設置について考えているところでございます。

裏面を御覧いただけますでしょうか。スケジュールですが、四月、なるべく早い時期からの運用支援開始を考えてございます。

(3)教育用クラウド基盤へのデータ移行ということで、現在各サーバに分散管理しているデータを集約してまいりたいと考えてございます。

3、学習支援アプリの整備ということで、令和三年度から使用するアプリを選定いたしました。(1)双方向型学習支援アプリとして、株式会社L o i L o のロイロノート・スクールを、(2)ドリル系学習支援アプリとして、株式会社COMPASSのQubenaを選定しました。四月からの使用開始を行ってまいります。

4の教員支援・人材育成の推進ということで、教員の指導力向上として、研修や人材育成計画の策定等を記載しているところです。

(2)教員への支援として、ICT支援員の配置につきましては、来年度は十名ということで増員をしたいと考えてございます。

(3)区内・校内の推進体制の整備ということで、ICTインフルエンサーの選任やICT推進モデル校による取組み、また、各校の推進体制の整備を考えているところです。

(4)ICTのさらなる有効活用の研究ということ、学識経験者による支援ということ、ICTアドバイザーの活用、また、教材の研究やデータベース化ということで、教材や先進事例などをデータベース化し、教員に情報発信を行うってまいりたいと考えてございます。

なお、別紙として、ICTを活用した新たな学びのハード、ソフト、人材を

予算から見た一覧ということで表にまとめてございますので、御覧いただければと思います。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 今年度中にハード環境が整備されるということで、大変な大事業だったかと思えます。計画どおり配備が終わるということで、ありがとうございます。

一点だけ質問ですが、ソフト面について、この学習支援アプリも含めて、タブレットを有効に活用するというところで、そのために各小・中学校の先生方に対する情報提供なり、どのようにこれを活用していくかという必要な情報が、今年度中に小・中学校の先生方に行き渡るのかどうかを教えてくださいませんか。

○隅田教育政策部副参事（教育研究・研修推進担当） 双方向型学習支援アプリとドリル系学習支援アプリを選定いたしました。学習支援アプリにつきましては、これまで使っていたものと異なるものになります。今、情報推進担当教員向けの研修を、第一回目を一月に行いまして、今度ネットワーク環境が整う中学校から来週、小学校は三月に実施する予定でございます。また、教員がそういうったアプリを使った授業の状況を動画にまとめていくようなことも、先ほど人材育成のところで紹介したICTインフルエンサーの選定を現在行いまして、ミーティングを実施しておるところですけれども、そういった情報教育に力のある教員が動画などを作成いたしましたして、それを区内で共有するような体制も年度内に取っていききたいと考えております。

○亀田委員 準備をされていらっしゃるということで、重ねて確認ですけれども、今おっしゃっていたような、授業でこのタブレットをどう使うかという情

報が小・中学校の先生に行き渡るという理解でよろしいでしょうか。

○隅田教育政策部副参事（教育研究・研修推進担当）　今、トライアルのアプリでアカウントを取得して実施していくということで、どこまでできる状況かというのはあるのですけれども、授業もそうですし、家庭における学習でありますとか、そういった可能性を含めて、できるだけの情報を提供したいと考えております。

○亀田委員　四月から小・中学校の先生方がタブレットを授業の中で有効に活用できるように、引き続き情報提供や支援をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○宮田委員　各御家庭に端末を持ち帰りますので、各御家庭での協力も必要になってくると思いますので、同じように家庭への情報提供も併せてお願いいたします。

○隅田教育政策部副参事（教育研究・研修推進担当）　十一月に端末を配備してから、家庭への情報提供が十分だったのかということもこれまでである中で、様々な情報発信をしながら、この端末が配備される意義について御理解をしていただくようなことはしております。その都度その都度、いろいろ課題が発生しますので、それに応じて対応しているという状況でございます。家庭の理解も深めていきたいと考えております。

○渡部教育長　よろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(5)令和二年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果（案）について、本件に関して、會田課長より説明をお願いします。

○會田教育総務課長　それでは、令和二年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果（案）について御説明させていただきます。

本件につきましては、1、これまでの経緯に記載のとおり、九月に実施方針及び学識経験者の委嘱を議決いただき、十二月以降、三回にわたって、委員の皆様から様々な御意見をいただいております。

本日お配りいたしました報告書（案）は、これまでいただいた御意見等を踏まえて加筆修正を行い、また、巻末に学識経験者からの御意見を加えたものとなります。加筆修正した箇所は、冊子本文の網かけの部分でございます。本日、改めて報告書の案全体を御確認いただき、御意見等をいただければと思っております。

なお、今後の日程でございますが、本日の御意見などを反映させた報告書を二月十五日の教育委員会定例会で御審議いただきたく存じます。その後、文教常任委員会に報告いたしまして、区議会へ報告書を提出させていただきますと考えています。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 これまで申し上げたことを反映いただきましてありがとうございます。一部反映されていない点がありましたので、その点の修正を申し上げます。趣旨はこれまで述べたとおりでございますので省略して、修正点のみ申し上げます。七か所ほどあります。

六ページの地域参画の点。これは学識経験者の方もおっしゃっていたところでもありますが、六ページの課題・今後の取組み等の、下から二つ目の黒ポツです。「学校を支える組織について」とありまして、そのすぐ後に「効率的な運営の改善を図っていく」とありますので、その後に「図っていくとともに、組織の在り方の見直しを行う」と入れていただくと、次の行で「学校運営の改善に資する評価とするため、項目の精選と改善を図る」としていただ

ればと思います。

続きまして、一二ページです。家庭教育への支援のところですが、ペ  
アレントトレーニングの部分が課題・今後の取り組み等に入っておりません  
で、一二ページの上の昨年度の点検・評価の課題・今後の取り組み等の、下から  
四行目で、「福祉所管と連携して、学校や園でペアレントトレーニングの講座  
を実施する」、次の行で「ハンドブックを作成・配布する等、子育ての支援方  
法を検討する」とありますので、この文末を「支援方法を検討する」ではなく  
て「支援方法を試行する」とした上で、この二行をそのまま下の課題・今後の  
取り組み等に入れていただければと思います。

続きまして、二〇ページ、豊かな知力の育成のところですが、課題・今後の取  
組み等が①、②とありますので、③として「小学校高学年における発展的学習  
の進め方について、指導事例を各学校に示す」と入れていただければと思いま  
す。

続きまして、二八ページ、これからの社会を生きる力の育成の課題・今後の  
取り組み等が①から⑦までありますので、その次に⑧として「不登校の児童・生  
徒がICT環境等を活用して家庭で学習した場合の出席扱い及び成績評価を各  
学校で実施するよう促す」と入れていただければと思います。

続きまして、三三ページ、信頼される学校経営の推進のところですが、課題・今  
後の取り組み等で、網かけで学校評価について記述を入れていただいていますの  
で、これは先ほどと同じですけれども、「評価とするため、項目の精選と改善  
を図る」としていただければと思います。

続いて、四〇ページ、特別支援教育の推進のところですが、課題・今後の取組  
み等の黒ポツの五つ目、網かけの「発達障害等の児童・生徒に対する支援を充  
実するためには」のところで、このように修正していただければというものを  
そのまま読みます。「通常学級の教員も含めた学校全体の理解と指導の質の維

持・向上が重要であることから、全校において特別支援教室の指導内容を校内研修の場で共有するよう促す。また、世田谷区でこれまで積み上げてきた指導事例集を作成する」、網かけの下に行って「小・中学校の連携をさらに強化するとともに、福祉部門との連携を具体的に推進する」、「具体的に」を入れていただければと思います。

その次の黒ポツ、能力の伸長のところですが、能力の伸長や課題改善に向け、「は省いて、「学校と家庭が一貫した指導や関わりをしていくことが重要であるため、リーフレット等を活用し『特別支援教室』の指導内容を全ての保護者に分かりやすく伝える。特別支援教室の保護者会を各学校の事情に応じて開催するよう、各学校に促す」としていただければと思います。

最後です。四三ページのニーズに応じた相談機能の充実のところですが、課題・今後の取組み等のところで、下から六行目、「いじめについては、いじめの早期発見や各学校の取組みを踏まえた」としていただくとともに、その次の行の「早期発見・早期対応の効果的な方法について協議を行い、全校に周知を図る」、一番最後の行で「教員のいじめの発見・対応等、各学校の取組み状況を把握した上で、いじめ防止等の総合的な推進を図る」としていただければと思います。

趣旨はこれまで申し上げたとおりでございます。

○渡部教育長 今の点を入れるということでしょうか。

○池田教育政策部長 先ほど、二八ページ、不登校の子どもの出席扱い、成績評価の取扱いについて、今後の課題として記載するよう御指摘いただいたところですが、今回、二八ページの課題・今後の取組み等の上に新しくごとして付け加えました。これは来年度の課題とするのではなく、今年度中に実施することになりましたので、今後の取組みではなく、まだできておりませんが今年度中に行うということとこちらに記載しましたので、下に記載がなかったもの

です。ですから、今後の課題について取り組むというお話でしたけれども、これは令和二年度末の時点での評価・点検になりますので、上に記載したということで御理解いただければと思います。

○亀田委員 今年度中にガイドラインを示していただくということで、大変感謝いたします。私が申し上げたのは、そのガイドラインを基に各学校で実施するよう促すという趣旨ですので、今年度ガイドラインを作成いただいて、そのガイドラインに沿って各学校で実施してもらうように、令和三年度においては教育委員会として各学校に促すということを書いていただければと思います。

○渡部教育長 それでよろしく願います。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(6)就学援助の支給回数追加について、本件に対して、田中学務課長よりお願いいたします。

○田中学務課長 それでは、就学援助の支給回数追加について御説明します。

1の主旨と2の内容でございますが、就学援助の支給回数を追加し、保護者の支払いに対して速やかに支給することによる支援を行うものです。現在、就学援助は七月、十二月、三月の年三回支給しておりますが、この七月、十二月の間の十月に支給回数を追加し、四回とするものです。

3のスケジュールは下記のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7) 「世田谷区立小・中学校におけるアレルギー疾患への対応のてびき」の改訂について、本件に関して、桐山学校健康推進課長より説明をお願いいたします。

○桐山学校健康推進課長 私からは、「世田谷区立小・中学校におけるアレルギー疾患への対応のてびき」の改訂について御報告申し上げます。

まず、1の主旨でございますが、記載のとおりでございます。

次に、2の手引の内容につきましては、添付してございます冊子のとおりとなります。

続きまして、3の主な変更点でございます。まず(1)の「学校生活管理指導表」の様式の変更です。学校では、保護者から個々の児童・生徒等についての症状等の特徴を正しく把握するため、主治医が作成しました学校生活管理指導表をご提出していただいております。このたび改訂された国の学校生活管理指導表に準じて、記載する内容を変更いたしました。

次に、(2)除去食対応の変更です。学校給食におきましては、食物アレルギーのある児童・生徒に対して、「何グラムまでは可」などの分量による対応について、一部、パン等の主食のみ行ってまいりましたが、国に倣い、学校給食における除去食対応について、該当児童・生徒に対する原因食物を全て除いて調理した除去食を提供するものとしております。

こうした内容を手引に反映させております。今後はこちらの手引に沿ってアレルギー対応を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」



○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(8)議会の委任による専決処分報告(自動車事故に係る損害賠償額の決定)、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、議会の委任による専決処分報告(自動車事故に係る損害賠償額の決定)につきまして御報告をさせていただきます。

このたび、人身に係る損害賠償額が確定し、専決処分を行いましたので、御報告するものでございます。

1の事故の概要でございますけれども、記載のとおりでございます。

なお、(5)の損傷の程度の乙、人身のところでございますけれども、全治三か月程度と記載してございますけれども、頸(頸)椎捻挫、外傷性頸部症候群の修正でございます。申し訳ございません。

2の乙への損害賠償額(人身)につきましては、二十八万三千九十円でございます。自動車保険により全額補填されます。

3の専決処分日ですけれども、令和三年一月十二日でございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(9)小学校全学年三十五人学級を見据えた普通教室確保の対応について、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、小学校全学年三十五人学級を見据えた普通教室確保の対応について報告させていただきます。

1の主旨でございますけれども、国におきまして先般、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案が閣議

決定され、小学校の学級編制の標準を、段階的に現行の四十人から三十五人に引き下げる方針が示されています。また、世田谷区におきましては、地域によって児童数の増加が見込まれまして、普通教室を確保する増築・改修工事を行っているところでございます。こうした状況を踏まえまして、小学校全学年三十五人学級を見据えた普通教室確保について、現在の検証状況について報告するものでございます。

2の検証状況でございます。(1)クラス数のシミュレーションでございますが、令和八年度までのクラス数のシミュレーションを実施した結果、三十五人学級に伴って、クラス数の増加が見込まれる小学校数は三十九校でございます。(2)対応が必要な学校の把握ということで、普通教室確保に向けた大規模な改修設計、工事が必要な学校につきましては、記載されている十三校が想定されてございます。

3の今後の対応でございますが、(1)の普通教室確保の整備ということで、普通教室の確保に向けましては、多目的室やその他転用可能な部屋を普通教室に転用することを基本としております。

裏面をおめくりください。別紙に文部科学省のホームページも添付させていただきます。ただいてございますけれども、国におきましては、学級編制の標準の引下げに関わる計画の実施に当たりまして、学級数の増加に伴い教室の不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別な事情がある場合につきましては、各地方公共団体がその実情に応じて対応できる措置をしております。今後、国の通知等も踏まえながら、対応方法を検討してまいります。

(2)予算措置でございますけれども、今回の検証状況におきましては、令和四年度以降に設計、工事を実施することを想定してございますけれども、改めて、令和三年五月一日時点での推計におきましては、令和三年度の補正予算等により対応を急ぐ場合も想定されてございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 三十五人学級に伴って施設の改修が必要になるのは、恐らく世田谷だけではないと思います。したがって、例えば都内の市区町村で連合して、文科省に補助率のアップを臨時的にお願いするなど、そうした措置を考えてもいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○青木教育環境課長 ほかの二十三区、また東京都と連携しながら対応を進めてまいりたいと思います。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(10)世田谷区学校施設長寿命化計画（案）について、本件に関して、青木課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、世田谷区学校施設長寿命化計画（案）につきまして、御報告をさせていただきます。

こちらは文部科学省より、令和二年度までに学校施設に特化した学校施設の長寿命化計画を策定することが求められておりまして、計画の基本となる盛り込むべき内容が示されてございます。このたび、学校施設を対象とした世田谷区学校施設長寿命化計画（案）を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

別紙で、概要版と本編をつけてございますので、概要版で説明をさせていただきたいと思います。概要版にも本編のページ番号を記載してございますので、適宜御覧いただければと思います。

第一章では、学校施設の長寿命化計画の背景と目的等を記載してございます。(1)背景、(2)目的でございますけれども、多くの学校施設では老朽化が進みまして、今後更新時期を迎えるため、多額の財政支出が危惧されてございま

す。そのため、財政負担の軽減、平準化を図るための長寿命化を推進し、計画的な老朽化対策に取り組むものでございます。計画期間は令和三年度からの十年間としてございます。対象施設は全小・中学校、幼稚園でございます。

第二章は、学校施設のめざすべき姿ということで、第二次教育ビジョン、第二期行動計画に示されている四つの項目を掲げて、施設整備に取り組むものがございます。

第三章では、学校施設の実態と課題ということで、学校施設の面積、現在保有する建物の建築年次、また、学校施設の築年数、学級数を記載してございます。また、今後の児童・生徒数の推移・推計でございますけれども、世田谷区の将来人口推計においても、今後も児童・生徒数が増加する予測となっております。また、過去年間における改築・改修等の整備費の推移を記載してございます。また、光熱水費の推移ということで、過去年間におきましては、年間約十四億円で推移している状況でございます。将来コストの見通し（公共施設等総合管理計画策定時）を令和二十八年度までの見込みで記載してございますけれども、今後、改築等が見込まれることから、年間百億円を超える経費がかかる時期も見受けられます。

裏面をおめくり願います。第四章では、学校施設の整備に関する基本的な考え方ということで、(1)では学校施設の規模・配置の考え方等、(2)では学校施設の活用の考え方、(3)では改築・改修等の基本的な考え方を記載してございます。

第五章では、基本的な考え方等を踏まえた施設整備ということで、改修等の進め方におきましては、安全面、機能面、環境面など、優先度を精査した上で実施してまいります。長寿命化の整備水準等につきましては、基本的には躯体を生かしつつ、耐震性の強化、またバリアフリー化、環境負荷低減等の措置を施して、教育環境の質的向上も図ってまいります。また、他の施設との複合

化、共有化を図ってまいります。

第六章では、学校施設の長寿命化に向けた実施計画ということで、令和二十八年年度までを三期に区分いたしまして、整備検討の対象校を記載してございます。コスト削減への取組みといたしましては、今後、築十年以内の学校施設につきましては、改修周期を原則二十年とすること、また、改築や長寿命化改修の実施に当たっては、取壊しが前提となる仮設校舎整備費を抑制する手法等を検討してまいります。計画期間のコストの見通しということで、改築や改修時の平準化の見直しをいたしまして、総合管理計画策定時の平均約百六・二億円と比べて、年平均約八十六億円と算定しているところでございます。

かがみ文にお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございますけれども、令和三年三月に本計画を策定する予定でございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(11) 区立小中学校の耐震補強工事の進捗状況について、本件に関して、秋元副参事より説明をお願いします。

○秋元教育総務部副参事（教育施設担当） それでは、区立小中学校の耐震補強工事の進捗状況について御報告いたします。

まず、1の主旨でございますが、公共施設の耐震性能の再診断とその結果を踏まえました耐震補強工事の基本方針につきましては、令和元年度に御報告し、その後、耐震補強の設計と工事を進めてまいりました。本件は、この基本方針に基づく工事の進捗状況と今後の予定等を報告するものでございます。

2の耐震再診断を踏まえた校舎棟と体育館棟の基本方針についてですが、御

報告が一昨年になりましたので、再度掲載させていただいております。また、基本方針にあるIs値につきましては、基本方針の下に参考資料として記載いたしておりますので、参考にしていただければと思います。この基本方針に基づき、事業を進めてまいりました。

裏面を御覧ください。3の令和二年度の取組みでございますが、まず(1)の体育館棟につきましては、小・中学校十四校において耐震再診断を実施しまして、補強が必要とされた十三校につきまして、夏休みを中心に補強工事を実施いたしました。体育館につきましては、部分的に極端に低い数字が出たことから、大変御心配をおかけいたしました。Is値が〇・三未満の体育館には緊急対応を施し、使用を継続してりましたが、今回全ての体育館についてIs値が〇・七五以上を確保し、耐震補強工事が全て終了しております。学校名は御覧のとおりです。

次に、(2)の校舎棟ですが、小・中学校二十八校において耐震再診断を実施しており、その結果、令和二年度はIs値が〇・六未満の棟を中心に以下の八校について補強工事を実施いたしました。学校名は以下のとおりでございますが、三軒茶屋小学校、用賀中学校については工期が長くなるため、工期を二年に分けて、今年度は一期工事のみ実施しております。

4の令和三年度の予定でございますが、体育館は全て終了いたしましたので、校舎棟の工事となります。令和三年度当初予算(案)に経費を計上いたします、以下のとおり、小学校五校、中学校十校の耐震補強工事を予定しております。

5ですが、二期工事が残る三校の工事を令和四年度に実施することで、Is値が〇・六を下回る校舎の耐震補強は全て終了する予定となっております。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(12)世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業について、本件に関して、青木課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業について御報告させていただきます。

砧小学校、砧幼稚園につきましては、令和二年二月に改築基本構想を取りまとめております。非常に難易度の高い土木工事も含まれ、長期間に及ぶ工事となることから、改築に当たっては設計施工一括発注方式、デザインビルド方式を採用することとしております。令和二年九月から事業者選定のプロポーザルの公告手続きを開始いたしました。一者からの参加申込みがございました。この間、資格審査、技術提案書の審査を行ったところ、区が求める要求水準を満たす提案が得られなかったことから、プロポーザル手続きを取りやめることといたしました。今後の対応方針について御報告するものでございます。

今後の対応方針でございますけれども、発注方式につきましては、難易度の高い工事であることから、引き続きデザインビルド方式を採用し、改めてプロポーザルにより事業者を選定するものでございます。また、要求水準書等の見直しということで、早期に工事手法などに関して、施工事業者へのサウンディング調査などを実施した上で、必要に応じて要求水準書等の見直しを行ってまいります。(3)の事業スケジュールの再調整となりますけれども、令和三年度の事業者選定のプロポーザル、また、基本設計の実施に向けまして、事業スケジュールを再調整してまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(13) 旧池尻中学校跡地活用に伴う池尻小学校施設の一部用途廃止について、本件に関して、秋元副参事より説明をお願いします。

○秋元教育総務部副参事（教育施設担当） それでは、旧池尻中学校跡地活用に伴う池尻小学校施設の一部用途廃止について御説明いたします。

まず、1の主旨でございますが、平成十六年三月三十一日に池尻中学校が廃校となりました。体育館及び校庭部分を、隣に接している池尻小学校の施設に編入するとともに、校舎部分につきましては、経済産業部が世田谷ものづくり学校として活用をしているところです。このたび、経済産業部におきまして新たな事業展開を図ることとして、旧池尻中学校跡地活用の新たなコンセプトを策定いたしました。このコンセプトの基本的な視点として、体育館と校庭を含めて一体的な活用を図ることとしております。このため、この事業の進捗に合わせて、現在、教育財産である体育館と校庭の用途を廃止し、事業所管部に引き継ぐ必要があるため、事前に報告するものでございます。

2の施設概要でございますが、下の図の中央点線から右が旧池尻中学校跡地の部分となります。(1)は池尻小学校が現在使用している校庭と体育館、(2)は世田谷ものづくり学校が使用している敷地と校舎棟の面積となります。

裏面を御覧ください。3は、旧池尻中学校跡地活用に係る今後のスケジュールとなりますが、令和三年五月に地域住民への説明会を行い、年度内にこの事業を実施する事業者を決定する予定となっております。令和四年には、旧池尻中学校の耐震補強工事を予定しており、令和五年四月以降、新規施設を開設する予定となっております。



最後に4の今後の対応についてでございますが、区の旧池尻中学校跡地活用の方針に基づきまして、新規施設開設までの間に、現在、教育財産である体育館敷地と建物及び校庭敷地の用途を廃止しまして、事業所管部である経済産業部に引き継ぐ予定となっております。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 新たな用途を開発するというところで、その御趣旨はよく理解できました。ただ、教育現場としても、これからの教育の多様性というのは多く求められているところです。ほっとスクールですとか、あるいは芸術ですとか、特殊な才能を持った子どもたちへの学ぶ場の提供ですとか、それから、現在研究も進められておりますSTEAM教育を実践する場ですとか、あるいは、不登校をはじめとした、いろいろな個別な学びの場の必要性は今後とも必ず増えてくるものだと思うので、ぜひ教育現場からも積極的に、こういう活用があるのではないかという意見を出して、プロポーザルに教育関係者が参加できるような土台をつくっていただきたいと思っております。

○秋元教育総務部副参事（教育施設担当） 今いただきました御意見等につきまして、産業経済部によく趣旨を伝えまして、協議してまいりたいと思っております。

○亀田委員 私も、澁澤委員の御意見にやや重なるのですけれども、この跡地活用は経済産業部でお考えになっていて、教育委員会事務局での判断ではないと思うのですが、例えば、私立大学の誘致をすることによって、お子さんたちもそうですし、区全体にも様々な面でプラスがあると思いますので、私立大学をはじめとする教育施設に活用することも必要ではないかということをお管にお伝えいただければと思います。

○秋元教育総務部副参事（教育施設担当）　今のお二人の委員の御趣旨はよく分かりますし、教育委員会としましても今まで使ってきた用地ですので、しっかりと所管に伝えまして、教育的なものにもしっかり取り組んでいてもらいたいと思っておりますので、連携してやってまいりたいと思います。

○渡部教育長　それでは、ここで管理職の入替えを行います。

午前十時五十六分休憩

午前十時五十七分再開

○渡部教育長　それでは再開しますが、三密を避け、長時間の会議を避けるため、引き続き説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、(14)タッチ・ザ・ワールド事業について、本件に関して、塚本副参事より説明をお願いします。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当）　私からは、タッチ・ザ・ワールド事業について御報告させていただきます。

タッチ・ザ・ワールド事業は、平成三十年十月より事業を開始いたしました。小学校四年生の移動教室や土日の英語体験イベントなどは一定の利用が得られたものの、平日の英語体験事業の利用の少なさや移動教室でのプログラム内容については、以前から御指摘をいただいているところでございます。

今年度の小学四年生の移動教室は、感染症対策として、タッチ・ザ・ワールドの施設では実施せずに、各学校に外国人指導員が訪問し、体育館等で英語体験事業を実施しましたが、一定の成果が得られたものと考えております。令和三年度についても、引き続き感染症対策の一環として、今年度と同様に、各学校に外国人指導員が訪問する形で英語体験事業を行います。その際、子どもたちがより多く英語に触れ、話すことができるよう、児童七人程度の一グループに一人の外国人指導員を配置するなど、プログラムの内容の見直しを行います。令和四年度以降については、学校の体育館等を利用することの学校活動へ

の影響などを考慮しつつ、体育館等における継続実施や、教育総合センターの研修室等の活用も視野に入れ、実施場所の検討を行ってまいります。

なお、平日の英語体験事業は令和三年度以降は実施しないこととし、土日の英語体験イベントについては令和三年度は実施せず、別の場所での単発での開催など、令和四年度以降の在り方を検討してまいります。

裏面を御覧ください。また、タッチ・ザ・ワールドの空いたスペースの活用につきましましては、中央図書館の機能拡充への活用に向けて、今後の図書館の在り方や機能に関する検討を行い、具体的な活用方策の検討を進めてまいります。

なお、当面の活用としては、令和三年度については、感染症により、中央図書館の閲覧室、学習室の利用人数を減らしていることから、その補填として、閲覧・学習スペースとして活用します。令和四年度以降については、令和四年四月の開設を計画している不登校特例校のスペースとしての活用や、狭隘化している松丘小学校のための活用などの喫緊の教育課題への暫定的な活用の選択肢について、令和三年の秋を目途に、教育委員会として整理してまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 運営状況を踏まえて、前例踏襲ではなくて必要な見直しを行うことはとてもよいと思います。

一点質問ですけれども、2の①で、令和三年度についても外国人指導員が訪問するとあるのですけれども、これは通常のALTによる英語の授業との違いは何だろうかという点ですが、その点を明確にしておかないと、通常の授業とはあまり変わらないというと、なかなか必要性の説明が難しいのではないかなと思うのですが、ALTによる通常の授業との違いはどのようなようになりますか

ようか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） 来年度につきましては、今御説明させていただきましたように、今までのALTと児童の人数比でいきますと、英語を話す機会が少ないため、来年度はグループを小さくして、できるだけ子どもたちが英語をしゃべる機会を増やす、具体的な場面で、実体験を基に英語を使っていくという形にプログラムを変えていくことで、ALTの通常の授業とはちよつと違った形でのやり方を考えております。

○亀田委員 その説明で十分かなという感じもいたしますし、多分通常の授業でも、お子さん同士でお話しをしたり、それこそ今の英語の授業はコミュニケーションを重要視していて、そうした授業も日常行われているのではないかなと思うのですけれども、何かそれ以上の違いは特にないのでしょうか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） 実際、今後考えているのが今お話をしたような形で、三十分程度のプログラムを三つ作りまして、それぞれ設定場面をつくりまして、グループで話し合う機会もありますけれども、実際に子どもたちで協力しながら英語を使っていくとか、授業で一对一で話し合うこととは違った形での、グループワークみたいなことも視野に入れながらプログラムを進めていこうと考えているところでございます。

○亀田委員 通常の授業以上の効果を出すような外国人指導員が訪問することによって、こういうことが可能になるということを、さらに御検討いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁澤委員 本件とはちよつとずれるかもしれないのですが、あそこの場所にあるジオラマについてですが、今後、どうやって都市ですか、あるいは自分たちの住む住環境を考えていくかというときに、今、ヨーロッパの幾つかの都市ではジオラマを使って、VRですとか、そういう技術を合わせながら、具体的にどういう都市景観を住民が目指していくかという合意形成にジオ

ラマを利用して見られるようになってまいりました。

この場でも先般申し上げたように、私どもの住んでいた歴史から現代に至り、現代から未来に至るといふ、町の顔というか、景観というものをどう考えていくかという視点は、先進国の中では、特に日本だけがある意味では遅れていて、日本は今まで、全てスクラップ・アンド・ビルドで考えていて、過去の延長としての未来を考えてこなかったのですが、今後、SDGsを考えても、資源を考えても、今の町をこれからどのように育てていくかという視点はどうしても必要になってくると思いますので、現在の単なるジオラマとしての活用の仕方ではなくて、未来を考えていく何らかのツールとして、これは教育委員会だけで考えることではないかもしれないかもしれませんが、あのジオラマは有効に御活用いただきたいと思います。

○池田教育政策部長 その場所を今後、例えば不登校特例校に使うのですとか、学校のスペースとして使う、いずれにしましても、あそこにジオラマを置いておくというのは、部屋の中央部にどんと控えているもので、なかなか置き続けるていくことは難しいと考えるべきです。今年度中にジオラマについては撤去したいと考えております。

今御指摘のほかに移してということも検討はさせていただいたのですけれども、移設するとなるとものすごいお金がかかるという見積りもございまして、残すのはなかなか難しいかと考えているところでございます。

○澁澤委員 今度、ここの本庁舎が建替えになったとき、そこにもスペースはないということですか。

○池田教育政策部長 本庁舎でも設置する場所はなかなか難しいと聞いておりますが、再度確認はさせていただきます。

○澁澤委員 趣旨は先ほど言ったように、過去から現在、現在から未来を考えるとというのが今後のまちづくりの基本的な物の考え方になってくるので、それ

に合わせて新しい活用の仕方を見つけていただきたいというのが趣旨でございます。その辺は御理解いただければと思います。

○渡部教育長　ほかはいかがでしょうか。それでは、次に進みます。

(15) 第十一回世田谷ガリレオコンテスト（科学コンテスト）の実施結果について、本件に関して、隅田副参事より説明をお願いします。

○隅田教育政策部副参事（教育研究・研修推進担当）　第十一回世田谷ガリレオコンテスト（科学コンテスト）の実施結果について御報告いたします。

区立中学校の生徒作品二千百九十八点の研究の中から、第一次、第二次審査を経て選出されました九つの研究の発表を、一月二十三日土曜日、烏山区民会館ホールにおいて実施しました。

3の実施方法にお示ししたとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため、今年度は、電子会議用アプリZOOMによるオンライン配信を行い、会場内の参観者を限定して実施いたしました。東京農業大学の矢口教授による講演につきましても、大学の教室からのオンライン配信で実施させていただきました。

九人の生徒の発表の後、専門家による最終審査を行いまして、5、(3)受賞者にお示ししたとおり、ガリレオ賞をはじめとする各賞を決定し、表彰を行いました。

コロナ禍ということもあり、マスクを取り上げた研究もありましたし、家で過ごす時間が長くなる中、家庭生活の中から研究の動機や発想が生まれたという研究もございました。

説明は以上でございます。

○渡部教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○宮田委員　世田谷ガリレオコンテストは、第八回から見させていたでいておりません。応募総数二千百九十八点ということで、今回も生徒が身近な疑問や課

題をテーマに、身の回りにあるものを使った実験や観察に取り組んで、各自が工夫した発表を行っていました。発表した生徒からは、今後のさらなる研究課題への取り組みのお話もあり、学ぶ意欲を感じる事ができました。

今年は新型コロナウイルス感染症対策のためのオンライン配信で実施されました。コロナ禍で様々な行事が中止されることが多い中で、このような生徒にとって貴重な経験の場を、ぜひ今後もつくっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部教育長　ほかにはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(16)新BOP事業のあり方検討委員会の報告と今後の進め方について、本件に関して、田村生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○田村生涯学習・地域学校連携課長　それでは、お手元のA4両面ペーパーを基に御説明させていただきます。

1の主旨でございますけれども、区では新BOP学童クラブの活動スペース及び人材確保等の課題を踏まえた抜本的な新BOP事業の在り方や、子どもの居場所の創設等、子どもの放課後の過ごし方について、新BOP事業のあり方検討委員会を設置し、検討を進めてまいりました。その報告書で報告をするものでございます。

2を御覧ください。新BOP事業のあり方検討委員会の報告についてでございますが、(1)新BOP事業の現状とあり方検討の必要性については、記載のとおりでございます。

(2)新BOP事業の課題への検討と取り組み方針案でございますが、今年度実施した学童クラブ登録児童の全保護者アンケートを踏まえ、時間延長、規模の適正化、運営体制の見直しなどの課題に対して、民間事業者等の活用も見据えながら、以下の三点の方針の下、区の施策を検討、検証してまいります。

①の規模の適正化に関する検討でございます。新BOPの大規模化による子

どもの遊びの質に関する課題が指摘されており、質の確保、向上に向け、定員制の導入の是非について検討する必要があります。

②の運営体制の見直しですが、人材の確保、育成、定着が非常に困難な状況にあり、運営の質の向上や学童クラブ卒所後の居場所づくりも課題となっております。こうした観点から、民間活用も含めた子どもの居場所の充実の在り方などについて検討する必要があります。

③の子どもの自立支援ですが、子どもの放課後の居場所を充実し、子どもが主体的に居場所を選択でき、遊びや学びを自ら考えて行うことを促進、支援することが求められ、年齢に合わせた発達段階ごとに、子ども自身が放課後を主体的に過ごせるよう支援していく必要があります。

(3)の持続可能な新BOPの制度設計に向けてでございます。子どもたちが放課後の過ごし方を選択できる環境を用意することが重要であるとし、①必要な人員確保に対応する施策、②放課後活動の担い手が多様に組織されている現状を踏まえ、それらを活用する、③活動場所を広げていくため、現行の学校施設活用の検討と併せて学校以外での活動の場所を検討していく、④指導員の職務の専門性を高めていく、⑤「学童クラブ」のこれからの在り方について独自に検討していくの五点を持続可能な新BOP制度ということで提起、提言していただいております。

3の新BOP学童クラブの実施時間延長モデル事業の取扱いについてでございます。新型コロナウイルスの今後の感染状況が見通せない中で、保護者の働き方の変容を見定め、真の保護者ニーズを的確に捉えることが困難となっております。また、新BOP学童クラブは、感染者数が拡大している状況の中では、子どもたちの安全安心を確保するため、現場の業務負担のさらなる増加が懸念されております。これらのことから、時間延長モデル事業は一旦休止し、令和三年度の新BOPの事業の在り方及び事業見直しを進める中で、改めて実



施時間延長についても検討を進めてまいりたいと存じます。

4の今後の進め方について、(1)新BOP事業の在り方検討委員会からの報告への対応についてと、(2)の今後のスケジュールについては記載のとおりでございます。

私からの説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 ここまで検討いただいて、いろいろな御意見をまとめていただいてありがとうございます。これに対してどうのこうのではないのですが、多分、この新BOPを今後ずっと課題として考えていくときに、一つの基準として、やはり働き方という、親側の問題も併せて考えていかないといけないかと思っております。今回のステイホームで働き方も随分変わりました。それから、私どもが教育の一つの参考にさせてもらっているフィンランドでは、恐らくこの問題は全く発生しません。というのは、両親は五時なり六時なりに家庭に帰って夕食の食卓を囲むというのが国づくりの基本になっているからです。

要するに、どんな生産性を上げるかの社会ではなくて、よりよい暮らしをつくっていく、ウェルビーイングを目指す社会に変わっていったときに、BOPの在り方もおのずと変わってくると思っておりますので、ぜひ社会ニーズという、現在の社会ニーズだけではなくて、将来の社会のあるべき姿から、将来の新BOPの形を検討いただけるように、検討委員の皆様にもお願いをしていただけだと思います。よろしく願います。

○林生涯学習部長 今回、あり方検討委員会の報告をまとめるに当たりました。全保護者にアンケートを取りました。そこで保護者ニーズも踏まえております。やはり刻々と変わっていく中、また、コロナ禍で生活様式も変わっていく、そういうものを見定めた上で、今後よりよい子どもたちの放課後の在り方

の検討を進めてまいりたいと思います。

○渡部教育長　よろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(17)図書館カウンター下北沢の整備について、本件に関して、谷澤中央図書館長より説明をお願いします。

○谷澤中央図書館長　私からは、図書館カウンター下北沢の整備について御報告をさせていただきます。

本件、下北沢の図書館カウンター設置につきましては、当教育委員会で令和元年八月二十七日に御報告をさせていただいたものですが、今般スケジュールも整いまして、現在の状況について御報告をさせていただきたいと思っております。

2の整備施設の概要を御覧ください。所在地につきましては、お手数ですが、裏面を御参照いただければと思います。井の頭線が黒い実線で示されておりますが、そこと茶沢通りが交差した左上に斜線で印をつけているところが下北沢の図書館カウンターの設置予定地でございます。京王線の高架下を使いまして、二階建ての一階の一角、八十七・九一平米に設置を予定しております。

お手数ですが、表面にお戻りください。2の(2)、(3)、賃料等、開設予定時期については記載のとおりでございます。

3、図書館カウンターの主な機能ですが、(1)から(3)まで記載してございますが、業務内容につきましては現在、三軒茶屋と二子玉川に設置しております図書館カウンターと同様の業務内容を考えております。運営につきましては業務委託で、委託事業者についてはプロポーザルで選定を行う予定にしております。

4の経費概算を御覧ください。令和二年度設計費等ということで金額を記載しておりますが、内装の設計費ということで、令和二年度中に内装の基本設計と実施設計を行う予定でございます。

令和三年度に、設計費をまた記載してございますが、給排水や設備等の設計費などがございます。(2)工事費の金額は記載のとおりでございます。(3)に一時経費として、備品・設備等の金額、(4)に運営経費として、賃料・業務委託料等の金額を記載してございますが、この(3)、(4)につきましては当初予算ではなくて、第三回定例会の補正予算で計上させていただく予定にしております。

米印で年間運営経費を記載してございますが、(4)の運営経費は一か月分です。ですので、こちらを十二倍した十二か月分でございます。

裏面にお進みください。5、今後のスケジュールでございます。令和三年十月から運営事業者選定に入りまして、令和四年一月に事業者を決定したいと考えております。そして、令和三年十月から令和四年二月にかけて内装工事を行いまして、令和四年三月に竣工、開設という予定にしております。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 これは駅から徒歩何分ぐらいになりますでしょうか。

○谷澤中央図書館長 駅から大体三、四分程度でございます。

○亀田委員 もっと駅に近いところは余りなかったということですね。

○谷澤中央図書館長 場所が、京王電鉄側から御提供いただいた場所となりますが、確かに商業施設、駅からは少し離れてはおります。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(18)区立図書館運営体制あり方検討委員会における検討状況について、本件に対して、谷澤中央図書館長より説明をお願いします。

○谷澤中央図書館長 それでは、区立図書館運営体制あり方検討委員会における検討状況について御報告をさせていただきます。

第一回、第二回の検討委員会につきましては、十二月二十二日の教育委員会で御報告させていただきました。そして今回、第三回、第四回の検討委員会を十二月二十三日及び一月二十七日に開催いたしました。そこで、区立図書館運営体制の方向性などについて御議論いただいたところでございます。今回はその際の検討状況につきまして御報告をさせていただくものでございます。

それでは、かがみ文の2、第三回検討委員会における検討状況、(1)を御覧ください。第三回では、まず図書館運営の業務を、選書等の資料管理やおはなし会等のイベントなど、A、B、C、Dの大きく四つの区分に分けまして、それぞれの業務を、区が行う必要があるもの、あるいは民間に任せられるものなどに分類、整理をしました。その上で、区立図書館が目指していく運営体制案について議論を行いました。

そして、(2)第三回検討委員会における主な意見等でございますが、四つに分けさせていただいております。まず①の民間活用については、事業者が交代した場合の民間事業者の業務の質を確保するための仕組みづくりなどの御意見がありました。

二ページにお進みください。②中央図書館のマネジメント機能の強化については、中央図書館の司令塔としての役割の重要性ですとか、あるいはレファレンス対応についての御意見、また、③の司書の育成については、区として司書を育てる人材育成計画を持つ必要性についての御意見がありました。そして、④図書館の目指していくべき運営体制案についての御意見では、利用者と学識経験者が参加した会議体を設けて、民間事業者の業務を点検・評価する仕組みが必要であるといった御意見をいただきました。

続きまして、3、第四回検討委員会における検討状況でございます。(1)の検討内容でございますが、第三回検討委員会までの御意見等を踏まえまして、下記に記載の①から③の項目について検討を行いました。

まず①、白丸で三つ書いておりますが、区職員による運営体制、民間活用による運営体制、図書館運営・サービスの三点について、現状及び課題をまず検討いたしました。

そして、②図書館種別ごとの運営体制案についての検討では、まず中央図書館につきましては、区立図書館の全体調整を行うため、運営は直営で行う必要があるが、窓口業務は委託という選択肢も考えられるといった御意見。次に、三ページにお進みください。地域図書館につきましては、業務の効率化を図りながら、地域特性や利用者ニーズに応じた自由度の高い図書館サービスを展開するため、民間活用を検討することも考えられるといった御意見、また、地域図書室につきましては、小規模で利便性もよくないなどの点があるため、当面は直営としながら、民間活用も併せて検討していくことも考えられるといった点。また、図書館カウンターにつきましては、利便性がよく、利用者が多いなど、民間活用の利点を生かしたサービスの効率化を図るためには、現行の民間活用を基本とすることが考えられるといったような運営体制案が検討されました。

続いて、③区立図書館運営体制のめざすべき方向性として、アからウまで三点記載してございますが、必要な取組みについては、この三点について検討を行いました。記載のとおりでございます。

そして、(2)第四回検討委員会における主な意見等ということで、大きく二つに分けて記載させていただいております。図書館運営体制案についての意見として、まず一点目ですが、図書館法などの理念に照らしますと、図書館の運営は本来直営であるべきであるが、民間活用も選択肢の一つであるといった御意見、また、直営によるサービス水準の維持が困難であるのは様々な理由があるが、コストを抑えながらサービス拡充を図るには民間活用は必要であるといった御意見、また、サービス水準を維持するために、直営や民間活用について

どのような組合せや選択肢があるのかを提案する必要があるといった御意見をいただいております。

そして、②区立図書館全体の体制につきましては、御意見としては、図書館の計画や運営管理について、利用者や学識経験者等による図書館運営協議会がチェックし、進行管理は中央図書館が直営で行う必要があるといったような御意見をいただきました。

四ページにお進みください。4、今後の進め方でございます。第五回検討委員会では、これまでの意見等を反映した検討委員会報告書（案）をお示しいたしまして、そこでの御議論を踏まえて報告書として取りまとめ、世田谷区にとって望ましい図書館運営体制の方針を定めてまいります。

最後に、5の今後のスケジュールでございます。三月に最終回となります第五回検討委員会を開催いたしまして、検討委員会報告書（案）について御議論いただけます。そして、こちらの委員会におきましても、検討委員会における検討結果を踏まえた今後の方針について御報告をさせていただく予定にしております。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(19) 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について（その8）、本件に関して、會田教育総務課長より説明をお願いします。

○會田教育総務課長 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について（その8）について御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応につきましては、

これまでその7まで報告を行ってまいりましたが、十二月以降の対応ということで報告するものです。

1、国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置を踏まえた対応についてです。令和三年一月七日に国から緊急事態宣言が発出され、一月八日から東京都による緊急事態措置の要請がなされて、いずれも二月七日までの期間とされました。その後、いずれにつきましても、三月七日まで延長されております。こちらを踏まえまして、教育委員会の対応も三月七日まで継続して行うことといたしております。

(1) 区立幼稚園、小・中学校、(2) 新BOP、(3) 区民利用施設等ということ  
で、記載のとおりでございます。

裏面、二ページ目に行ってくださいまして、2、職員等並びに区立小中学校における在籍児童・生徒の新型コロナウイルス感染症罹患についてです。こちらにつきましても、十二月以降ということ、十二月十九日以降、(1)から五ページの(14)までの内容で罹患について発生しておりますので、記載しているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 一点質問ですけれども、高校入試については、公立、私立とも方法、内容は例年どおりということか、教えていただけますでしょうか。

○毛利教育指導課長 都立高校については例年どおりになっております。私立学校については学校によって異なっております。

○亀田委員 各中学校の、例えば進路指導の先生方がそうした、例えば私立の情報などは適切に入手されていらっしゃるでしょうか。

○毛利教育指導課長 そのとおりです。

○中村委員 以前からもありましたけれども、三学期の受験前になると自主的にお休みになったりとか、こういうコロナの状況ですから、そういう意味で学級閉鎖の数は、この間特に変化は見られませんでしたか。

○毛利教育指導課長 現在のところ、学級閉鎖はありません。

○渡部教育長 (20)その他の連絡事項等はございませんか。

○中村委員 今日の資料ではなくて別紙で、小・中校長の役員会の資料を頂いております。その中で教育指導課の資料の中に、世田谷型の探究事業の資料があり、これからスタートなさるということですが、これは今後かなり重要な課題になってくると私は認識しておりますので、また教育委員会の方に適宜情報提供いただければありがたいと思います。要望として申し上げたいと思います。

○渡部教育長 隅田副参事、探究型のことについていかがですか。

○隅田教育政策部副参事（教育研究・研修推進担当） 今年度もグループ研究という形、実際モデルとしていいですか、先進地区の大館市とのやり取りはできなかったのですけれども、そういったことも次年度実施できることを想定しながら、また、様々な委員会や世小研、世中研などとの連携も進めながら構築していきたいと考えております。

○渡部教育長 それをここで情報提供してくださいということですので、よろしく願います。

○亀田委員 今日会議の資料が大量に紙で配られていますけれども、資源という観点もありますし、職員の方々の負担軽減ということからも、できれば速やかにタブレットで見られるようにしていただければと思いますので、御検討をよろしく願います。

○會田教育総務課長 お話をもっともだと思しますので、今後の検討課題といたします。よろしく願います。



○渡部教育長 区全体でもタブレットを使つてと考えておりますので、それとの関連を受けながら考えていければいいかなと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程を御準備願ひます。

本件を本日の議事日程に追加したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することを決定いたします。

議案第四号、第五号は人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行ひます。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際に退席した事務局職員の再出席は求めないことといたします。

非公開の会議に当たりまして、関係職員として、浅野教育総務部長、池田教育政策部長、林生涯学習部長、會田教育総務課長、内田学校職員課長、毛利教育指導課長、田村生涯学習・地域学校連携課長、書記の堤教育総務課調整係長の出席といたします。ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いします。

午前十一時三十三分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十一時三十八分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

それでは、次回の教育委員会は、二月十五日月曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第三回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時三十九分閉会

令和三年第四回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年二月十五日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第四回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、亀田委員が欠席しております。

まず、次第の1、令和三年第三回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と中村委員、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、議案三件と事務局からの報告が一件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第六号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和二年度一般会計補正予算案（第六次）（教育費））

○渡部教育長 議案第六号につきまして、浅野教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○浅野教育総務部長 それでは、議案第六号につきまして、御説明申し上げます。

本案ですけれども、令和三年第一回世田谷区議会定例会に提案予定でございます。令和二年度一般会計補正予算案（第六次）のうち、教育費につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案させていただくものでございます。

補正予算案の内容は、別添の厚い世田谷区補正予算のとおりでございます。

が、この内容を概要として整理いたしました「令和二年度補正予算案（当委員会所管分）について」という参考資料を添付しておりますので、そちらを御覧ください。

なお、今回の補正予算につきましては、コロナ禍による厳しい財政見通しの下、公共工事等の継続的な発注機会の確保を前提とした工事の前倒しなど、令和三年度予算と連動させた複数年による予算の対応とともに、今年度の緊急見直しや事業進捗等による事業費の減額及び増額などについて補正するものでございます。

まず、1の補正額（性質別）の(1)教育費でございます。今回、補正額は行政運営費が六千四百四十二万六千円の減額、投資的経費が四億一千四百五十万五千円の減額となっております。合わせて四億七千八百九十三万一千円の減額となり、補正後の教育費総額は二百四十七億三百九十三万五千円となっております。

次に、(2)職員費でございます。学校職員費（人件費）が八百九十六万六千円の減額となり、補正後の職員費総額は六十六億四千百三十四万三千円となっております。

教育費と職員費について、合わせて四億八千七百八十九万七千円の減額となり、補正後の合計は三百十三億四千五百二十七万八千円でございます。

続きまして、2の関連歳入歳出科目の補正内容を御覧ください。(1)教育関連ですが、歳出につきましては、区立中学校の校舎棟耐震補強工事などの事業費の確定による減額や、小中学校各種移動教室等の中止などの、新型コロナウイルス感染症の影響による事業費の減額などが主な内容になっております。

この中で増額要素といたしましては、河口湖林間学園渡り廊下等耐震補強及び内部改修工事などの工事の前倒しによる増額や、就学援助認定者数及び給食配食日数の増に伴う扶助費の増額、教育センタープラネタリウム機器の交換等

業務委託費の増額を計上しております。歳出全体では六億六千九百六十九万七千円の減額補正となっております。

特定財源につきましては、先ほどの耐震補強工事などの事業費の確定による基金繰入金や特別区債の減額などにより、合わせて四億七千八十二万四千円の減額補正を見込んでおります。

四ページ、(2)につきましては、地方創生臨時交付金を活用する事業でございます。歳出につきましては、タブレット型情報端末及びネットワーク等のサービスデスク導入経費、また、デジタル教材の購入及びデジタル教科書の試行導入で、合わせて一億八千四百九十九万五千円を計上しております。

歳入につきましては、GIGAスクール構想に基づくICT環境整備事業の財源更正などで、合わせて六億一千百六十五万七千円を見込んでおります。

(3)基金への積立ですが、義務教育施設整備基金積立金につきましては、基金の利子四百九十三万一千円と寄附金八十三万三千円を合わせまして五百七十六万四千円を増額補正するものでございます。世田谷遊びと学びの教育基金積立金につきましては、基金の利子七千円を増額補正するものとなっております。

3の繰越明許費補正です。これは、これまでに御説明してきました公共工事等の前倒しや、地方創生臨時交付金を活用した繰越事業が年度内に終了しないために繰り越すもの、また、その他の繰越事業として、区立小中学校の耐震補強工事の一年目の支払いが当初の予定を下回るために繰り越すものとなっております。

続きまして、五ページ、4の債務負担行為補正でございます。これは、瀬田小学校プール解体工事の時期を延伸するため、令和三年度の債務負担行為について、二千七百万円を減額するものでございます。

最後に、5の特別区債補正でございます。これは、教育施設整備事業につ

て、特別区債を二十六億四千九百万円から二十三億九千七百万円へ、二億五千万円分の減額補正を行うものでございます。

以上が、一般会計補正予算案（第六次）（教育費）の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第六号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和二年度一般会計補正予算案（第六次）（教育費））について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第二 議案第七号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和三年度一般会計予算案（教育費）及び令和三年度学校給食費会計予算案）

○渡部教育長 議案第七号につきまして、浅野教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○浅野教育総務部長 議案第七号につきまして、御説明申し上げます。

本案ですが、令和三年世田谷区議会第一回定例会に提出予定である令和二年度一般会計のうち教育費の予算案及び令和三年度学校給食費会計予算案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づい

て区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

教育費関連の予算案は、別添の令和三年度世田谷区予算一般会計と学校給食費会計のとおりでございますが、この内容を概要として整理しました令和三年度当初予算（案）概要（教育委員会所管分）という資料を添付しておりますので、この資料に基づいて御説明させていただきます。

かがみをお開きいただきまして、一ページ、予算編成の基本的考え方です。令和三年度における世田谷区の財政見通しでございますが、新型コロナウイルス感染症による急激な景気後退の影響から、前年度比で七十六億円という減収を見込んでおります。こうした中、区は切迫する区民の行政ニーズに応え、持続可能な行財政運営を確保するため、当面の区政運営の指針として、世田谷区政策方針を定め、感染拡大防止対策と区民生活支援、区内経済の維持の両立を図りながら、子ども関連経費や社会保障関連経費の増、本庁舎等整備や学校との耐震補強工事などの財政需要にも確実に対応するため、施策事業の本質的な見直しに取り組むとともに、補正予算と連動させた複数年による予算編成とするなど、必要な財源の確保に取り組んでまいりました。

その上で、令和三年度当初予算編成におきましては、世田谷区政策方針の下、区民生活の安全と安心を守り抜くための施策を最優先に、福祉、教育、災害対策など、基本計画に掲げる施策の推進、自治体DXの取組みなど、新型コロナウイルス対策と将来につながる施策の両立を図るため、高齢者から子どもまで、暮らしを支える予算として編成しました。

二ページを御覧ください。令和三年度当初予算規模についてです。令和三年度一般会計の当初予算案ですが、総額は三千百九十九億八千九百万円で、前年度比二・四％の減となっております。また、特別会計を含めた区全体の予算規模は四千九百二十三億七千八百万円で、百四十三億九千八百万円の減となっております。



資料の二ページから三ページですが、一般会計の歳入予算について記載しております。一般財源と特定財源を合わせた総額が三千九十九億八千九百万円で、歳出予算と同額となっております。

資料四ページから七ページが一般会計の歳出予算についてです。四ページ、世田谷区政策方針に基づく重点項目につきましては、例えば、3の子どもの学びと育ちの支援と掲げてございます。また、それ以外の重点項目につきましては、教育については五ページに記載させていただいております。令和三年度の主な取組みは全体として記載のとおりですので、御覧いただければと思います。

資料の七ページですが、一般会計の歳出について、性質別と款別に記載しております。②款別を御覧ください。太字にしておりますけれども、教育費全体の令和三年度予算案は二百五十八億八千六百万円で、一般会計全体における構成比は八・一％となっております。

資料の八ページから一〇ページが、事務事業の見直しと行政経営改革の取組みについてでございます。令和三年度予算編成においては、世田谷区政策方針に基づきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収見通しに対応するため、全ての事務事業について従来どおりの継続を前提とせず、区民、利用者の視点に立って、事業継続の可否であるとか事業の必要性、有効性、代替手段の有無、効果とコストのバランスなど、多角的な視点から検証し、事業規模や事業手法の見直しを行うとともに、税外収入の確保などの行政経営改革に取り組みました。

資料の一ページから二ページですが、教育委員会所管分の教育費予算についてでございます。先ほど七ページで教育費全体について申し上げましたが、こちらの表は、教育費全体から子ども・若者部が所管する教育費を除いた、教育委員会が所管する教育費になってございます。

令和二年度の教育委員会所管の教育費は、前年度より四億二千三百三十一万三千元、一・九％増の二百三十一億六千五百七千円となりました。新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政状況の中で、世田谷区政策方針に基づく四つの柱の一つである子どもの学びと育ちの支援の中で、ICTを活用した新たな学びの実現に向けた取り組みや教員への支援などに重点化を行うことで、コロナ禍に対応した教育施策を積極的に展開しております。

教育費を性質別に表にしております。一般会計の教育費のうち、まず人件費ですが、これは教育委員の報酬に当たりますが、前年度と同額となっております。

次に、事務局や学校の維持運営経費等、教育委員会所管事業の多数を占める行政運営費についてです。事務局や学校の維持運営経費等、教育委員会所管事業の多数が該当しますが、令和三年度予算につきましては、タブレット型情報端末の整備、ICT支援員の配置、教育相談・特別支援教育の充実、また、教育総合センターの開設であるとか、図書館ネットワークの整備・拡充などに予算を配分しております。全体では既存事業の見直し等により、前年度から二億八千八百七十万九千円の減となりました。

次に、投資的経費ですが、これは学校等、教育委員会所管施設の改築・改修、用地取得経費が該当します。令和三年度予算ですが、一部改築工事、増築工事、また、改築設計や耐震補強工事を予定しております。また、中学校格技室の空調設備未設置校二十三校において、令和三年度中に空調設備を設置いたします。令和三年度においては、小学校の内部大規模改修工事や図書館改修の先送りなどの減額要素もごさいますが、全体では前年度より七億一千二百二万二千元の増となりました。

資料の一二ページ、職員費と学校給食費会計です。学校職員費ですが、学校に勤務する区職員、区立幼稚園の教育職員、また、区費指導主事の給与等が該

当します。学校職員費においては、再任用職員の活用等により、前年度より七千六百六十一万七千円の減となっております。教育職員費については、スクール・サポート・スタッフの全校配置や特別支援教育巡回グループの設置にかかる予算を配分しております。前年度より一億二千九百八十三万円の増となっております。

学校給食費会計は記載のとおりでございますけれども、児童生徒数の増加に伴い、前年度より約七千四百八十六万円の増となっております。

引き続きまして、令和三年度における教育委員会の重点取組み項目について御説明申し上げます。資料一三ページ以降になりますが、(1)新型コロナウイルス感染症防止対策、また、(2)の子どもの学びと育ちの支援ですが、ICTを活用した新たな学びの実現を記載しております。ハード面につきましては、タブレット型情報端末の配備や校内通信ネットワークなどの利用環境を整備し、ソフト面については双方向型学習支援アプリの導入を行います。また、人材についても、ICT支援員の配置などを行います。ソフト、ハード、人材と一体になった取組みにより、ICTを活用した新たな学びの実現を推進いたします。

教員への支援ですが、令和三年度からスクール・サポート・スタッフを全校に配置します。また、学習指導サポーターの配置を十二人から二十四人に拡充します。

また、下のDXのところですが、上の記載の再掲となっております。

一四ページを御覧ください。医療的ケア児（者）への支援とありますが、その下は教育総合センターの開設です。令和三年十二月に若林小学校跡地に教育総合センター開設予定としております。また、教育相談・特別支援教育の充実としまして、臨床心理士や教職員OB等による特別支援教育巡回グループの運営であるとか、令和四年度に予定している特別支援学級の開設、特別支援教室

拠点校の増設に向けて準備していきます。次に、図書館ネットワークの整備・拡充ですけれども、令和四年三月に図書館カウンター下北沢が開設いたしました。その下ですけれども、中学校格技室の空調設備設置です。空調設備の未設置校に令和三年度中に空調設備を設置します。また、下に学校の整備・改築等、記載のとおり予定となっております。ございます。

また、一五ページにも暮らし・コミュニティから安全・安心、都市づくり、その他としまして、教育委員会所管分の記載がございます。あと、特別会計について、学校給食費は記載のとおりでございます。

さらに、一六ページ以降になりますけれども、今までお話ししました教育委員会に係る部分を表なり図なりにまとめたものがついておりますので、御覧いただければと思います。

以上が、令和三年度一般会計予算案（教育費）及び令和三年度学校給食費会計予算案の説明です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第七号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和三年度一般会計予算案（教育費）及び令和三年度学校給食費会計予算案）について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

「堤調整係長朗読」

日程第三 議案第八号 令和二年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務  
の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

○渡部教育長 議案第八号につきまして、浅野教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○浅野教育総務部長 議案第八号につきまして御説明申し上げます。

本件、令和二年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書につきましてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条の規定に基づき実施いたしましたして御審議いただいたものでございます。

本件につきましては、昨年九月に開催された教育委員会定例会におきまして、点検評価の実施方針及び学識経験者の委嘱の御議決をいただきました。その後、十二月以降の教育委員会定例会におきまして委員の皆様にご議論いただきましたが、本日はその趣旨を踏まえて、今年度の点検及び評価報告書として取りまとめておりまして、御提案させていただくものでございます。

本件につきまして御議決いただいた後は、三月一日に開催される文教常任委員会に報告した後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めに従いまして、三月五日に本報告書を世田谷区議会に提出するとともに、ホームページ等で区民に公表する予定としております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 非常にきめ細かく、また、何回もこの会で議論をさせていただき、子どもの意見も取り込んでいただきました。ありがとうございます。いいものがまとめられたと思っております。

やはり今回の一つの大きな特徴は、今後、PDCAサイクルに乗せながら、

私どものやろうとしていること、課題、その結果を、これから長年にわたって見直し、また、改善をさせていくシステムの基礎がこの報告書の中にまとめられたということだと思っております。その辺を皆さんと協力してつくれたことは大変ありがたいと思っております。

来年度に向けてのお願いですが、一つは、このPDCAサイクルが来年度以降も、あるいはそれぞれの担当メンバーが替わっても、この趣旨が引き継がれていくように、その辺の確認をひとつお願いしたい。

それから、来年度に向かっては、多分ICTを活用した新たな学びが大きく変わるときだと思っております。今報告書の中でも幾つかのことが書かれておりますが、少なくとも私どもは、ただハードを子どもたちに配って、学校のハードの環境を整備して、そしてソフトを配って終わりではないわけで、多分、このGIGAスクール構想の中で、学びの質の部分が大幅な転換をしていく一年になってくるのだらうと思っております。例えば、STEAM教育の在り方ですとか、あるいは、カリキュラムマネジメントにも多分関わってまいりますし、私どもが大変重要だと思っている探究的な学びの手法も大きく変わってくると思っております。単なるICT一つの切り口ではなくて、多くの教育の現場で手法と内容が大きく変わってくる一年ということを踏まえて、ぜひ、これから取り組まなければいけないという問題をきめ細かく皆さんで、現場の教員とも話し合われて、抽出をしていただきたいと思っております。

この一年で、どういう教育の課題があり、どういう方向性が見えるかということのある程度把握することで、来年度は世田谷のこれから十年の教育の大きな節目の年に当たると思っております。ぜひ皆さんの御協力を得て、なるべく現場の声を聞きながら、未来に向けての教育システムを、ICTを使いながら築いていけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村委員 この間の話合いの中で幾つか具体例を申し上げて、この取組みに

ついで見直しをというお話もしたことがあるのですけれども、以前からよく言われていることですが、私が勤務していた二十年ぐらい前から、教育改革という名の下にいろいろな新しいものを取り入れられてきたのですが、スクラップがなくてビルドばかりだというのが、よく現場で言われていたことなのです。このコロナでいろいろなことが前倒しになって、さらにスピードが速まっていますので、とにかく見直しをしていただいて、優先順位を明確にし、ちよつとこれはというものは勇気を持って切り捨てて、新しいものをどんどん推進していくような、とにかくスクラップ・アンド・ビルドを推進していただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮田委員 様々な話合いの中で、課題だったり今後の取組み等、分かりやすくまとめてあります。全ての関係者の皆様に共有できるようになることを願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○浅野教育総務部長 今、貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。来年度に向けてPDCAサイクルをきちんという部分で、引き継いでいきたいと思えます。

それから、ICTの部分ですが、この間、試行錯誤でやってきた部分がございます。多額の予算も投入していただいたということもありますので、いろいろな現場の声も聞きながらという御指摘もいただきましたけれども、教員の皆様、その他児童・生徒たち、いろいろなアンケートの取り方とかはございますが、本当に身になるものにしていきたいと思えます。

それから、中村委員からスクラップの部分をお話いただきましたが、この間、コロナ禍でいろいろやり方を変えてきた部分がございます。例えば、総合教育会議のやり方も変えて、逆にそれでうまく、今までにないよさが出てきた部分もございますので、費用をかけずにといいところと、重点的にかけるところをきちんとして張りをつけていきたいと思えます。

○渡部教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第八号、令和二年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)各課行事予定について、本件に関して、會田教育総務課長より説明をお願いします。

○會田教育総務課長 令和三年三月の各課行事予定表について御説明いたします。

二日が第五回の定例会でございます。表では、二十三日に第六回となっておりますが、二十五日に変更ということで現在調整中でございますので、御承知おきいただければと思います。

また、次ページ以降に各課の詳細な行事予定が添付されておりますので、御確認いただければと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によって、また変更の可能性があることについて申し添えておきたいと思えます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(2)その他の連絡事項はございませんか。

「「なし」の声あり」



○渡部教育長　ここで日程の追加についてお諮りいたします。  
追加議事日程を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長　御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います  
が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長　御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

それでは、速記者は御退席をお願いします。傍聴人におかれましても、世田谷区教育委員会会議規則第十二条の規定に基づき、御退席いただくこととなります。それでは、御退席をお願いいたします。

午前十時二十八分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時三十一分非公開の会議終了

○渡部教育長　再開いたします。

それでは、次回の教育委員会は、三月二日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして令和三年第四回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

す。

午前十時三十二分閉会

令和三年第五回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年三月二日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第五回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず次第の1、令和三年第四回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきました。澁澤委員と宮田委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案二件と事務局からの報告が五件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第九号 世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱

○渡部教育長 議案第九号につきまして、浅野教育総務部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○浅野教育総務部長 議案第九号、世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱につきまして御説明申し上げます。

本件ですが、世田谷区子ども条例に基づきまして、区長と教育委員会の双方の附属機関として、世田谷区子どもの人権擁護委員を設置しておりますけれども、平成三十年四月一日から委嘱している現在の子どもの人権擁護委員の任期が本年の三月三十一日に満了となることから、提案させていただくものでございます。

一枚おめぐりください。今回の委嘱対象者の職歴等を記載した資料がついてございます。今回、お諮りいたしますのは平尾潔氏でございます。平尾氏につ

きましては、平成三十年度より子どもの人権擁護委員をされておりました、今回、御承認いただければ再任ということで、二期目となります。

平尾氏は、第二東京弁護士会に所属する弁護士で、日本弁護士連合会子ども権利委員会委員や、NPO法人こうとう親子センター理事などを担われ、子どもの人権に関して深く関わる活動をしていらっしゃいます。

任期は、平成三年四月一日から令和六年三月三十一日までの三年間となります。

なお、一番最後のところに、世田谷区子ども条例の子どもの人権擁護委員に関する部分の条文を抜粋させていただいております。

なお、この委嘱につきましては、教育委員会で御議決いただいた場合は、その後、区長部局での決定により正式決定となるものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第九号、世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第二 議案第十号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第十号につきまして、池田教育政策部長より提案理由の説

明をお願いします。

○池田教育政策部長 それでは、議案第十号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本件改正は、通常、四十四歳と五十四歳の誕生日の属する年度にリフレッシュ休暇という休暇が職員に付与されますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして、今年度中にリフレッシュ休暇を取得できなかった場合について、翌年度、令和三年度においてリフレッシュ休暇を取得することができるという特例を設ける改正となっております。

改正の文書につきましては、二枚おめくりいただきまして、新旧対照表をおつけしておりますので、御確認いただければと思います。

なお、この規則改正の施行ですが、公布の日からの施行となります。説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第十号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和二年度世田谷区立小・中学校退職教員管理職感謝状贈呈式の実施について、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 私からは、令和二年度世田谷区立小・中学校退職教員管理職感謝状贈呈式の実施について御説明いたします。

資料を御覧ください。まず、1の目的ですが、本年度末をもって退職となる世田谷区立小・中学校の教育管理職に対しまして、多年にわたり世田谷区の学校教育の向上に尽力し、教育行政の進展に貢献したことに感謝の意を表しまして、感謝状及び記念品を贈呈するものでございます。

2の対象者ですが、令和三年三月三十一日付で退職する区立学校の校長、副校長でございます。ただし、定年退職後に管理職として再任用される方や再任用を継続される方は、本年度の対象といたしません。

3の実施内容でございます。三月三十一日水曜日の午後二時半から区議会大会議室におきまして、記載のとおり実施する予定でございます。

4の出席予定者でございますが、(1)区長部局からは区長が、(2)教育委員会からは教育長と記載の幹部職員等が参加する予定でございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和三年度転入教職員研修会の実施について、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 続きまして、令和三年度転入教職員研修会の実施について御説明いたします。

資料を御覧ください。まず、1の目的ですが、転入教職員が世田谷区の教育施策を理解し、帰属意識を高めることで、より地域に密着した学校教育の実現

を図るものでございます。

2の対象者ですが、他の区市町村から転入する小・中学校教員、栄養士、事務職員でございます。

3の対象者予定数ですが、約二百名となっております。

4の実施方法でございます。四月二日金曜日の午後二時十五分から、北沢タウンホールにおきまして、記載の内容のとおり実施する予定でございます。

出席予定者でございますが、教育長と記載の幹部職員が参加する予定でございます。

来賓者は、小学校長会会長と中学校長会会長でございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 私は一回だけこれに参加させていただいたときに、参加者の方とこちらの説明する側が、区民ホールだったので物理的な距離があつて、内容的にもこちらで一方的に説明するというような内容だったので、せっかく世田谷区に転入してこられた先生方に、我々教育委員会側と先生方の距離感も含めて、よく来ていただきましたとウエルカムな感じの雰囲気は伝わるような、そういう工夫を何かしていただけるとありがたいと思いますので、御検討をよろしくお願いいたします。

○毛利教育指導課長 内容について精査していきます。

○渡部教育長 ほかにございませんでしょうか。それでは、次に進みます。

それでは、(3)学年末・学年始めにおける生活指導について、塚本副参事より説明をお願いします。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） 私からは、学年末・学年始めにおける生活指導について御説明いたします。



学年末・学年始めにおける生活指導に関しましては、区立幼稚園の園長、小・中学校の校長宛てに指導の徹底を図るよう通知したものです。この通知は、東京都の通知を踏まえながら、春季休業中を挟んだ学年末及び学年始めにおける幼児、児童・生徒への安全指導や校内体制の整備等について、指導すべき内容を記載しております。

学年末・学年始めは、児童・生徒等にとって、新しい学年、学校への進級、進学等への心の準備をする重要な時期となります。今年度は新型コロナウイルス感染症により、例年以上に新しい学校生活や人間関係への不安や悩みを耳を傾け、子どもたちのケアを行っていく必要があるため、丁寧な指導を求めるものです。内容について、特に下線を引いている重点事項を中心に、この後、御説明いたします。

一ページを御覧ください。下の部分になりますが、長期休業明けは、子どもの自殺が増える可能性があることを踏まえ、命はかけがえのないもの、悩みがあれば、身近にいる信頼できる大人に相談を求めてよいことを指導することが記載されております。

二ページを御覧ください。スマートフォン等やインターネット利用に関わる指導の徹底についてです。中段から下のところになります。一人一台のタブレットの配付や、近年、ネットトラブルが増えていることを踏まえ、適切な利用の仕方や、子どもたちが被害者、加害者にならないための指導をすることを求めるものです。

続いて、三ページを御覧ください。「いじめ」の防止については、子どもたちから発信されるサインを見逃すことがないように、また、いじめを認知した場合は学校組織として早期対応に努めることが記載されています。また、(4)の交通事故については、青信号でも車が止まったことを確認してから横断すること、自転車利用時にはヘルメットを着用することの指導を求めるものです。

五ページを御覧ください。五ページの(5)大人への相談では、一ページでも触れておりますが、困ったときには、身近な大人だけでなく警察等の外部機関への相談も躊躇しないよう指導することを記載しております。

2、(1)児童・生徒等の状況把握及び支援では、六ページに記載があります。が、コロナ感染症による臨時休業等での学習の遅れや進路に関する焦りなどの不安や悩みについて、共感的理解を教員に求めることを記載しております。

七ページ、(4)の部活動についてですが、世田谷では、部活動による感染の報告はありませんが、引き続き、ガイドライン等を踏まえた適切な指導を求め、ることを記載しております。また、(5)では、災害についての体制を教職員で確認することも記載しております。

主な点は以上でございます。本通知は既に各校に送付しておりますが、今後、校長会において具体的な注意喚起をいたします。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 二点ありまして、さっきのインターネットの利用のところにもありましたけれども、タブレットは、春休みのお子さんの利用というのはどうなっているのかと、それについての注意などは各学校にお知らせするのかというのが一点。

もう一点は、コロナ対策、防止はこの五ページに書いてあるだけで、ほかには別途、何かお知らせとかはしないのかという二点、お尋ねでございます。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） 現在のところ今お話しいただいたようなことを予測しておりませんが、検討して、タブレットの使い方とコロナ感染等についての周知等を徹底していきたいと思っております。

○池田教育政策部長 感染症対策については、恐らく次のタイミングといたし

まして、緊急事態宣言の解除というのがございます。緊急事態宣言が解除されたので、これまでの注意喚起が変わるわけですけれども、その後も引き続きということで注意喚起のタイミングがございますので、このタイミングとは別のタイミングということで御案内させていただく予定です。

あと、タブレット端末に関する注意喚起については、タブレット端末は去年の十一月から配りまして、二月、三月にかなりの数を配っておりますが、その配付時に家庭での使用の注意ですとか、保護者の方宛て、子どもたち宛てというのを配付してございます。

○亀田委員　タブレット端末は、春休み中もお子さんは家庭に持っているというのでしょうか。

○池田教育政策部長　既に小学校二年生以上については配付を完了していると聞いておりまして、家庭でお使いいただけるような形となっております。

○亀田委員　そうすると、春休み中はどういう利用を想定しているということになりますでしょうか。

○渡部教育長　これから、六年生と中三生はタブレットの回収をするというお知らせを出します。それから、今までそれ以外のところはそのまま持ち上がるようになっていきます。そのお知らせと回収のお知らせを出すときに、そういう形のものも一緒に出すことができると思います。それから、タブレットの使い方というのは、お知らせを割とまめに出しています。「教えて！タブレット先生」という形で、それに春休みの使い方とかというのを載せることはできません。集めることはせずに、六年生と中三以外はそのままに持ち上がるようになっていきます。

○毛利教育指導課長　休暇中のタブレットの使い方ですが、学年末は学年の学習が定着しているのか、もう一度確認する必要がありますので、学校から課題を出されると思います。また、各自、自分たちで一年の学習を振り返ることに

も使用できると考えております。

○渡部教育長 いずれにしても、ちゃんとした形で知らせる必要があると思います。

○宮田委員 私も同じく春休みのタブレット端末を使った学習活用方法をどういうふうにされるのか質問させていただこうと思っております。ぜひ自宅での学習を継続的に行うということについてもタブレットを大いに活用していた方向でいろいろと考えていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あともう一点ですが、学校宛てに出された生活指導の文章には大切な日常生活のことや、注意事項等がございます。これは各御家庭にも配布はされますでしょうか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） 各学校では、こちらから出した通知を基に、学校ごとに保護者宛て、子ども宛てのプリントを作っていると考えております。

○中村委員 またタブレットに戻りますけれども、例えば、具体的に春休みの課題でドリルアプリなどの宿題は出せると、もうそういう状態になっているわけですよ。

○毛利教育指導課長 可能となっております。

○中村委員 分かりました。

○會田教育総務課長 補足させていただきますと、アプリケーションにつきましては、そういった形で環境も整ってまいりますし、これから子ども一人一人のアカウントを送ってまいりますので、そのアカウントをもってまた使用の幅が広がっていくと思いますので、課題とともに、春休みに有意義に活用できるように行ってまいりたいと思います。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(4)令和二年度生徒会サミットの報告会について、本件に関して、塚本副参事より説明をお願いします。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） 私からは、令和二年度生徒会サミットの報告会について御説明いたします。

資料を御覧ください。生徒会サミットは、区立中学校二年生の生徒会の代表者が集まり、主にブロックごとで話し合いを深め、話し合った内容を共有し、各校の生徒会活動の充実を図ることを狙いとしております。昨年度までは、生徒会サミットでの取組みの発表の場として「十四歳の成人式」を行っておりましたが、今年度は二月十三日土曜日の午後、生徒会サミットの最終回到活動の成果をブロックごとに発表することで報告会といたしました。

2の場所を御覧ください。報告会は、会場を四つに分け、オンライン配信により各会場をつなげて実施いたしました。また、当日の様子については、中学生とその保護者向けに、二月十八日木曜日から三月十日木曜日まで配信をしております。

4の参加者数についてですが、各中学校二名程度の生徒会サミットのメンバーと担当教員となっております。

今年度の生徒会サミットは、新型コロナウイルス感染症対策のために集まる機会が少なかったのですが、5(1)に挙げられているテーマを基に、子ども同士が活発に意見交換をし、話し合いを深めることができました。発表の内容については、テーマを基に自校で実践した取組みの成果と課題や話し合いを通して学んだことや下級生に伝えたいことをブロックごとに発表しました。

裏面の6を御覧ください。参加した生徒からは、他校の生徒会のメンバーと話し合えたことが有意義だった、今回の内容を後輩に引継ぎ、さらにより学校にしていきたいなどの生徒会サミットに参加したことへの肯定的な感想が多く見られました。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 私も昨年度、この生徒会サミットを拝見させていただきました。大変意義がある活動だと思っております。ただ、一つ残念なのは、他校の生徒とのネットワークができていく、あるいはそのつくれたネットワークを本校にどうやって生かしていくかということに現在のところはとどまっているのですが、本来、それぞれの課題を見ても非常に社会性のある課題を彼らは取り上げてきています。彼らの発表が社会とどうつながっていくか、つまり大人側とどうか、社会側から彼らに対するアプローチですか、あるいは彼らからのこちらへの投げかけですかという実社会とのつながりの部分が、せっかくとてもいい機会なのにもったいないなと思って、それがまだつくられていないように思っております。

やはりこれから生徒たちが社会の中の一員として自覚を持つ、あるいは協働によって自分の探究的学習をより深めていくというのは、これからの教育の非常に大きな課題にもなってきておりますので、ぜひ来年度以降、彼らの発表が実際の地域社会ですとか、NPOですとか、そういう何らかの社会的活動をしている人たちとのつながりですとか、ぜひそういう形で社会に広がってつながっていくような要素を盛り込むことを検討していただけるとありがたいと思っております。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） ぜひ委員の今の御指摘を参考にして、来年度、生徒会サミットについて計画を立てていきたいと思っております。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(5) タッチ・ザ・ワールド事業の評価・検証について、本件に関して、塚本

副参事より説明をお願いします。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） 私からは、タッチ・ザ・ワールド事業の評価・検証について報告いたします。

資料を御覧ください。1のタッチ・ザ・ワールド事業の現状と利用実績を御覧ください。表の形で記載されているとおり、①一般利用につきましては、平日の午後と土日、祝日、学校の長期休業日に行っております。こちらは常設の展示と外国人指導員によるチャットタイム等になります。②イベントにつきましては、月一回程度、小学校の対象学年向けに、英語でのコミュニケーションを基本としたアクティビティ、海外生活の疑似体験等を行っております。そのほかには、平日の午前中に、③の区立小学校四年生の移動教室を行っております。こちらはプラネタリウムと併せており、多文化体験コーナーにて外国人指導員による英語体験を行っております。

2は、利用実績になります。(1)利用数①は、一般利用とイベントの一日の利用人数の平均になっております。八月の平均は長期休業に含まれます。また、今年度の四月八日から五月三十一日は休館としております。

一枚めくっていただくと、②で移動教室の利用人数を記載しております。令和二年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への出張型であり、また、九月から開始いたしました。今年度の実績は一月までのものになります。

(2)利用者の内訳ですが、平成三十年代、令和元年度、令和二年度ごとにページがまたがりませんが、円グラフで示しております。平成三十年代は小学生の利用数が一番でしたが、令和元年、令和二年と未就学児の利用数が一番になっております。

(3)利用者居住地についてですが、やはり弦巻など近隣の方の利用が多く、広く区民の方々に利用してもらおうことができませんでした。

めくっていただいで、(4)についてですが、一般利用と移動教室の感想の抜粋になります。

次の五ページになりますが、3、事業の総括を御覧ください。一般利用については、利用者数が十分でなかったと考えております。その要因として考えられるものは、事業の周知が学校からのものが中心であり、広く区民になされなかったこと、利用者にとって魅力的なプログラムではなくリピーターが増えなかったこと、交通の便として立地条件があまりよくなかったことと考えております。このことから、一般利用の利用者については、令和元年度は増加しましたが、施設の規模観や英語を学ぶという目的からは十分な利用があったとは言えません。また、一般利用の時間は平日の午後が大半を占めておりますが、その時間は未就学児とその保護者の利用が多く、英語体験や多文化体験としての利用がなされていなかった場面があったと考えます。

(2)イベントについては、毎回テーマを変え、学校を通して開催のチラシ等を配布したことで多くの方に利用していただきました。このことから、一定の実績が得られたと考えます。

めくっていただいで、(3)移動教室についてですが、多文化体験を目的としたプログラムのため、体験中に日本語を話してしまうことがあったり、また、ALT一人に対する児童の人数が十人を超えることもあり、英語を話す体験を充実させることができなかつたと考えます。このことから、子どもたちは授業時間以上の多くの時間をプログラムを通してALTと楽しく過ごすことができなが、英語を話すという点では十分な時間を確保できなかつたと考えます。

以上のことを踏まえ、今後の方向性について、4に記載させていただきました。来年度の小学校四年生の移動教室は、引き続き、感染症対策の影響を考慮し、今年度と同様に各学校を外国人指導員が訪問する形で英語体験事業を行います。その際に、子どもたちがより多く英語に触れ、話すことができるよう、



児童六人程度の一グループに一人の外国人指導員を配置するなど、プログラムの内容の見直しを行います。令和四年度以降については、学校の体育館等を使用することの学校活動への影響などを考慮しつつ、体育館等における継続実施や教育総合センターの研修室等の活用も視野に入れ、実施場所の検討を行ってまいります。また、英語体験事業は、令和三年度以降は実施しないこととし、土曜日等の英語体験イベントについては、令和三年度は実施せず、別の場所での単発での開催など、令和四年度以降の在り方を検討してまいります。

報告は以上になります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 端的に言うと、区民、お子さんのニーズに十分に合っていなかったのではないかなど。事業目的そのものに十分でない点があったのではないかと思います。ただ、それはやってみないと分からないことでもありますので、実施したこと自体はよいと考えるのですけれども、問題は、PDCAを自主的にもっと早く回すべきだなと思います。この評価・検証が必要という御指摘も恐らくそういう御趣旨ではないかと考えます。

来年度は移動教室ということで、私自身はこの移動教室もお子さんや学校のニーズに合っているのかどうかというのは若干疑問もありますので、これも実際に来年度実施をしていただいて、必要な予算の使い方なのかどうかという点との検証・評価を引き続き行っていただければと思います。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当） 四月からプログラムを変更するということで、今、動いておりますけれども、ぜひ学校の先生方からもプログラムについての御意見をいただくような機会をつくろうと考えております。また、委員が言われるとおり、来年度にやった中でまたPDCAサイクルを回して、効果検証も進めていきたいと思っております。

○亀田委員　その際に、ぜひプログラムが適切かどうかという点と併せて、この事業自体が、学校にとって、お子さんにとって必要なかどうかということも率直に御意見を伺うようにしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○塚本教育政策部副参事（学校経営推進担当）　委員の言われるとおり、事業自体の見直しについても頭に入れて進めていきたいと思えます。

○渡部教育長　ほかはございませんでしょうか。

それでは、(6)その他の連絡事項等はございませんか。

○亀田委員　一つだけ、御提案なのですけれども、先ほどの春休み中のタブレットの利用にも若干重なるのですが、先日、報道を見ていましたら、ある自治体ではオンライン授業の日というのを設けて、防災訓練というか、各学校で臨時休業ではないけれどもオンライン授業をやるという日を設けて試してやってみました。それはいいなと思ったのは、全ての学校の先生方が一度はやってみるということ、オンライン授業の抵抗感を軽減するという意味もあるし、お子さんが御家庭でも実際にやってみて、どういった点が課題かということの検証にもつながるので、世田谷でも可能であればやってみてはどうかなど。それは例えば春休み中でもいいでしょうし、時間的に難しければ年度明けでもいいと思うのですけれども、そうしたことも御検討いただければと思います。

○毛利教育指導課長　今のは興味深いお話だと思っております。ようやく環境が整ってまいりまして、ある中学校では、土曜日の授業の後に、子どもたちとオンラインで一斉に通じてみる試みをするという学校もありましたので、そういうものも含めまして進めてまいりたいと思っております。

○渡部教育長　ほかはよろしいでしょうか。

本日は資料配付が一件ございますので御覧になっておいてください。

それでは、次回の教育委員会は、三月二十五日木曜日午前十時から教育委員

会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第五回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時三十三分閉会

令和三年第六回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年三月二十五日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第六回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和三年第五回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。宮田委員と亀田委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案九件と事務局からの報告が二件ございます。  
それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一と日程第二、日程第三を併せて上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第十一号 世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

日程第二 議案第十二号 世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正

日程第三 議案第十三号 学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第十一号と議案第十二号、議案第十三号の三件につきまして、浅野教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○浅野教育総務部長 それでは、三件御説明申し上げます。  
議案第十一号から第十三号ですが、いずれもこの令和三年四月一日付の組織

改正に伴い改正させていただくものでございます。

なお、四月一日付の組織改正の予定ですが、議案第十一号の資料として併せてつけておりますので、そちらも併せて御覧ください。

まず、議案第十一号の教育委員会組織規則の一部改正ですけれども、新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前の規定になってございます。

まず、第二条、組織改正に伴って、必要な課の配置等が変わるといふ部分、それから第三条につきましては、事務局に教育監を置くということがございますので、第二項、第六項に教育監の規定を書いております。それから第五条は係の配置で、今回の組織改正に伴って、係の中でも一部ほかの課に移るところがございますので、そちらの規定です。それから一六分の四ページに、指導主事であるとか統括指導主事の配置についての規定等を整備しております。それから第七条ですけれども、組織改正に伴って、各課の事務分掌の規定を置く場所等の改正がありました、下線を引いてございます。

議案第十二号ですが、組織改正に伴って事案決定手続規程の一部改正ということですが、こちらも新旧対照表を御覧ください。七四分の一〇ページ以下にずっと書いてございますが、左側が改正後、右側が改正前で、それぞれ下線を引いているところが改正している部分でございます。

五ページにお戻りいただき、第六条で、教育監の設置に伴って、六ページの第五項で、協議に教育監を入れる規定等を改正しております。事案決定手続規程の改正は主にそういったところでございます。

議案第十三号ですが、こちらは学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部改正ということで、こちらも新旧対照表を御覧いただきましたのですが、一〇分の四ページ、組織改正に伴いまして、今現在、教育総務部の中に教育情報化担当の職員が配置されておりますが、今後は教育ICT推進課を新たに設置して、教育総務部から教育政策部に移管されます。このことに伴いまして、第五条のところ、教育情報化委員会のメンバーでは今まで教育総務部長がトップだったのが、教育政策部長に変更するように規定を直してお

ります。そういった規定の改正になってございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第十一号、世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則と議案第十二号、世田谷区教育委員会事案決定手続規則の一部改正と議案第十三号、学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則、この三件について一括して採決することといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第十一号と議案第十二号、議案第十三号の三件を原案どおり承認することとに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第十一号と議案第十二号、議案第十三号の三件を原案どおり承認することといたします。

次に、日程第四と日程第五、日程第六を併せて上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第四 議案第十四号 世田谷区立学校公文書管理規則

日程第五 議案第十五号 世田谷区立学校公文書管理規程

日程第六 議案第十六号 世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規

則

○渡部教育長 議案第十四号と議案第十五号、議案第十六号の三件につきまして、浅野教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○浅野教育総務部長 それでは、こちらの三件ですが、いずれも世田谷区公文書管理条例の制定等に伴い改正するものでございますので、一括して御説明申し上げます。

まず議案第十四号、世田谷区立学校公文書管理条例でございます。公文書管理条例第十条第一項の規定に基づいて、世田谷区立学校の公文書の管理に關し必要な事項を定めるということで、全て新規の制定になってございます。

お開きいただきまして、第一章が総則で、第一条が目的であるとか、第二条が用語の定義等を行っております。

開いていただきまして、第二章としまして、第六条で公文書の作成についての規定がありまして、第三章で公文書の保管、保存、廃棄等について、第七条以下に規定されてございます。第十二条で公文書の保存期間の区分等についての規定、あと保存期間の計算についての規定等がございます。フォルダの作り方であるとかが規定されておりますが、以前は訓令等で規定されておりましたものを、公文書管理条例ができたことに伴って規則で定めなさいとなったことを受け、規則のほうで定めたことなどもございます。今までも全然規定がなかったわけではなく、規定し直した部分がございます。

開いていただきまして、第四章、第十八条で管理状況の報告等、第五章が雑則になってございます。こちらが新たに設置する公文書管理条例でございます。

続きまして、議案第十五号、世田谷区立学校公文書管理規程ということで、こちらはただいまの公文書管理規則の制定に伴って、必要な事項を定めるものでございます。

開いていただきまして、第一章が総則で用語の定義等を規定しております。



第二章、第十条以下が公文書の收受及び配付。第三章、第十四条以下が公文書の処理。第四章、第二十九条以下が浄書及び発送となっております。あとは、第五章で公文書の保存及び保管でございます。附則の第二項で、世田谷区立学校文書取扱規程の廃止ということで、学校文書取扱規程で規定していたものを新たにこちらの規程の中に入れ込んで再整理した形になってございます。

最後になりますが、議案第十六号が世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規則で、これも今の規程の制定に伴い所要の改正等をするもので、新旧対照表をつけてございますが、具体には、第五条の下線が引いてある左側の部分であるとか、一六分の一二ページ、第三十八条の下線が引いてあるところが改正になります。

いずれも四月一日の施行になってございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 今後、こういう公文書はどんどん電子化されていくと思うのですが、電磁的記録は一年または一年未満となっておりますが、この上の書類は全部紙媒体で保管をするということなのででしょうか。

○浅野教育総務部長 電磁的記録のものにつきましては、今、電子化で決裁等が基本になってございますので、例えば、電子的に起案決定したものでも永年保存のものとかいろいろございますので、今のお話の部分は、軽微なものについての短期間での保存ということで規定されております。

○渡部教育長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第十四号、世田谷区立学校公文書管理規則と議案第十五号、世田谷区立学校公文書管理規程と議案第十六号、世田谷区立学校管理運営規則

の一部を改正する規則、この三件について一括して採決することといたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第十四号と議案第十五号、議案第十六号の三件を原案どおり承認することとに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第十四号から第十六号、この三件を原案どおり承認することといたします。

次に、日程第七を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第七 議案第十七号 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

則

○渡部教育長 議案第十七号につきまして、池田教育政策部長より提案理由の説明をお願いします。

○池田教育政策部長 それでは、議案第十七号、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

一枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧いただければと思います。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正がございました、この法律に基づき、感染防止のための報告という規定が設けられました。

また、検疫法の改正がございまして、感染防止のための報告、協力という規定が設けられました。幼稚園教育職員がこれらの報告ですとか協力を行うために職務に従事することができなくなった場合に、給与の減額を行わないこととす

るための規則改正となります。

この改正は公布の日から施行いたしましたして、二月十三日に遡って適用いたします。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第十七号、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第八を上程いたします。

「堤調整係長朗読」

日程第八 議案第十八号 世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第十八号につきまして、池田教育政策部長より提案理由の説明をお願いします。

○池田教育政策部長 議案第十八号、世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

一枚おめぐりいただきましたして、改正案文が載っておりますが、本件は、教育委員会の特別職の非常勤職員の職として、新たに教育参与を設置することに伴い、別表第一にその職務内容を、別表第二に任用資格を追記するものでござい

ます。

別表第一の規定、教育参与の職務内容として、こちらに記載がありますように、教育施策に係る専門的な見地からの進言または助言に関すること。別表第二に任用資格として、別表第一に掲げる教育参与の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者という規定を行います。

本件改正は、令和三年四月一日からの施行となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 教育参与は具体的にはどこに配置されるとか、予定はあるのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○池田教育政策部長 本年十二月に開設されます教育総合センターにおいて、開設されました後はセンター長という位置づけで、センターにおける様々な業務に御助言をいただくことを予定しております。それまでの間は教育委員会事務局のほうで開設に向けた準備ですとかに従事していただくことを予定しております。

○渡部教育長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第十八号、世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第九を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第九 議案第十九号 世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を

## 改正する規則

○渡部教育長 議案第十九号につきまして、林生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○林生涯学習部長 議案第十九号の世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

改正内容につきましては、池之上小学校の耐震改修工事が令和三年度から開始されることに伴いまして、当該施設の開放を停止するための規定整備でございます。

資料の三枚目の新旧対照表を御覧ください。なお、現在、池之上小学校は旧北沢小学校を校舎として使用しているため、規定中、本来の池之上小学校を池之上小学校第二校舎と規定してございます。別表3、スポーツ開放の表中、下線が引かれております「池之上小学校第二校舎体育館及び」の二か所と、次ページの「池之上小学校第二校舎校庭」に関する二か所の部分を削除するものがございます。

なお、この規則は令和三年四月一日から施行することとしております。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第十九号、世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年四月一日付教育委員会事務局課長補佐・係長級職員の人事異動について、本件に関して、會田教育総務課長より説明をお願いします。

○會田教育総務課長 令和三年四月一日付教育委員会事務局課長補佐・係長級職員の人事異動について御説明いたします。

1の異動者名簿でございますが、別紙になってございます。転出と転入の二通りの別紙となっております。それぞれ氏名、新所属等について記載されておりますので、御覧いただければと思います。

なお、2の発令年月日ですが、令和三年四月一日付となります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)各課行事予定について、本件に関して、會田教育総務課長より説明をお願いします。

○會田教育総務課長 令和三年四月の各課行事予定表について御説明いたします。資料を御覧ください。

四月十三日に第七回教育委員会定例会が、また、二十七日に第八回教育委員会定例会が予定されてございます。

なお、次ページ以降に各課の詳細な行事予定表が添付されているところで

また、新型コロナウイルス感染症の状況によっては変更する可能性があることを申し添えます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (3)その他の連絡事項等はございませんか。

○亀田委員 以前、この会議でお話のあった特別支援学級の整備計画について、三月の会議で御報告の予定だったと思いますが、それはどうなっていますでしょうか、教えていただけますでしょうか。

○池田教育政策部長 記載について見直しをさせていただいているところで。今、予算議会もございまして、そちらでの御意見もあろうかと思いつて、まだ確定作業は行っておりません。今後、確定作業をさせていただいて、四月の教育委員会定例会で資料提供という形で最終的なものをお配りしたいと考えております。

○渡部教育長 ほかはよろしいですか。

本日は資料配付が四件ございます。御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することを決定いたします。

追加日程は人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、現在臨席している事務局職員に引き続き御出席願います。

それでは、速記者は御退席をお願いします。傍聴人におかれましても、世田谷区教育委員会会議規則第十二条の規定に基づき、御退席いただくこととなります。それでは、御退席をお願いします。

午前十時二十三分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時四十分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

それでは、次回の教育委員会は、四月十三日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第六回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時四十一分閉会



令和三年第七回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年四月十三日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前九時五十二分開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第七回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和三年第六回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。亀田委員と中村委員、どうぞよろしく願います。

本日は、事務局からの報告が三件ございます。

それでは次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年第一回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和三年第一回区議会定例会における議案の審査結果について御報告申し上げます。

口頭での説明で恐縮ですが、令和三年第一回区議会定例会における教育に関する議案の審査結果についての御報告でございます。

第一回区議会定例会における議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、令和二年度一般会計補正予算案（第六次）（教育費）から、世田谷区千歳中学校耐震補強工事請負契約までの五件でございます。本五件につきまして、二月九日、十五日に開催しました第三回、第四回教育委員会定例会で意見聴取をさせていただき、区長に報告させていただいたところでございます。

まず、三項目めの世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、二月二十五日に開催された本会議に上程、同日の企画総務常任委員会に付託され、審査されました。その後、翌

二十六日の本会議にて全会一致で可決されました。

次に、一番上の令和二年度一般会計補正予算案（第六次）（教育費）及び、四、五項目めの世田谷区立三軒茶屋小学校耐震補強工事請負契約と世田谷区立千歳中学校耐震補強工事請負契約の三件につきましては、二月二十六日に開催された本会議に上程後、三月一日開催の企画総務常任委員会にて付託され、同日に審査されました。最終的には、三件につきましては、三月五日の本会議にて全会一致で可決されました。

最後に、二項目めの令和三年度一般会計予算案（教育費）及び令和三年度学校給食費会計予算案につきましては、二月二十六日の本会議において上程された後、予算特別委員会へ付託され、三月十日から三月二十四日に審査されました。その後、三月二十九日の本会議において、令和三年度一般会計（教育費）予算案は賛成多数、令和三年度学校給食費会計予算案につきましては、全会一致で可決されました。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和三年度小中学校周年行事の日程について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 令和三年度小中学校周年行事の日程についてでございます。

記載のとおり、十一校の周年行事が今年度予定されております。下に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催内容等が変更となる場

合がございます。御承知おきいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。周年行事の在り方については、今回の事態を契機に必要な見直しを行うこととして、例えばもつとフランクで楽しいものにするとか、あるいは地域の方々感謝することが目的と考えれば、それにふさわしい内容とするなど、前例踏襲ではなくて、目的にふさわしい内容とするよう、教育委員会として各学校に対して方針を示してはどうかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○安藤教育総務課長 ただいま頂戴しました御意見を参考に検討させていただきます。ありがとうございます。

○亀田委員 ぜひよろしく願いいたします。

○渡部教育長 ほかがございませんでしょうか。それでは、次に進みます。

(3)令和三年度学力調査の実施について、本件に関して、隅田教育研究・研修課長より説明をお願いします。

○隅田教育研究・研修課長 それでは、令和三年度に区立小・中学校で実施する学力調査について御説明します。

一枚目の2、学力調査の名称にありますように、今年度も三つの実施主体により調査が行われます。

めくっていただきました、別紙1を御覧ください。左から、区、都、国という実施主体で縦に流れていく表になっております。区が実施する学習習得確認調査は、小学校四年生以上を対象とし、小学校は四教科、中学校は五教科の前年度までの学習について、基礎的、基本的な内容及びそれらを活用する力の育成状況について調査をするものです。四月に実施し、五月には結果が学校に戻

りますので、調査結果を基に、学校や学び舎での学習確認会議を行い、授業改善に反映させてまいります。また、児童・生徒及び保護者にも知らせ、子どもたち自身の学習改善にもつなげてまいります。

東京都の調査については、これまでの教科の調査は行わなくなります。国の学力調査において、知識及び技能と、思考力、判断力、表現力等を中心に把握している中で、都の学力調査では、学びに向かう力、人間性等のうち、学びに向かう力を中心に把握することになります。対象は小学校四年生以上になり、ウェブ上での回答をする方法に変更となります。

国の調査は、これまでと同様、小学校六年生、中学校三年生を対象に、国語及び算数、数学を実施します。実施する月が変更となり、五月の実施となります。昨年度は、この時期が臨時休業中ということもあり、まさに区の調査や国の調査の実施時期に当たっている状況の中、感染症対策の対応ということで予定どりの実施ができない状況がございました。今年度も引き続きの感染症対策における対応になりますが、それぞれの調査結果を分析し、児童・生徒の学習改善、教員の授業改善につなげてまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。東京都と世田谷区で学年が同じになつていますが、東京都と世田谷区の調査の違いというか、趣旨や方法の違いを教えてくださいませんか。

○隅田教育研究・研修課長 区の学習習得確認調査につきましては、教科ごとの学習状況の分析、国と重なりますけれども、知識、技能、また思考判断、表現力などを問う問題でございます。東京都は今年度より教科の実施をしない形になりましたので、まさに人間性等のうちの学びに向かう力、学習を進めてい

く上で粘り強く取り組むとか調整をする力ということが求められておりますので、恐らくそういった内容を確認する調査になるかと思えますけれども、そういった形でのすみ分けといえますか、いわゆる調査対象が異なってくることにあります。

○亀田委員 今の御説明からすると、東京都の問題はまだよく分からないけれども、教科の調査ではないということなのででしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 委員おっしゃるとおりでございます。まさにこれまで東京都も四教科、五教科の調査を小学校五年生と中学校二年生を対象に実施しておりますが、その実施は今年度より行わないという形になります。

○渡部教育長 ほかはよろしいですか。

それでは、(4)その他の連絡事項等はございませんか。

○亀田委員 二点ありまして、資料配付にある、小中学校特別支援学級等整備計画についてです。この九ページのところで、自閉症・情緒障害学級について、グラフの下の米印のところ、児童数の推計は、令和三年度に改めて検計と記載いただきました、ありがとうございます。

具体的にどういう検計をするのかお尋ねしようかと思つたのですが、課長もいらっしゃらないので、推計の進め方はこれから御検討されると思いますので、この推計の進め方、検討の進め方がある程度決まりましたら教えていただけますでしょうか。

○渡部教育長 今、課長がここに臨席していませんので、今の九ページの児童数の推計は、令和三年度に改めて検討ということで、この数をどのようにに検討して、どのように出していくかということですね。

○亀田委員 はい。

○渡部教育長 では、こちらで検討しましてお伝えするようにいたします。

○亀田委員 あわせて、関連なのですけれども、以前、この計画に関しまし

て、特別支援学級と通常の学級の在籍が移るということを前提にお考えいただければというお願いをしたいと思います。例えば、お子さんが特別支援学級に在籍していたときに、お子さんの状況に応じて通常の学級に移るとか、学校の実情に応じてお願いしたことが、この計画には記載されていないようなのですけれども、そうしたことを各学校でも取り組んでいただけるように、各学校に御指導をお願いできますでしょうか。

○毛利教育指導課長 今、委員がおっしゃったように、子どもたちがその状況によって行ったり来たりできるというのが大事ですので、学校に説明をしていきたいと思っております。

○亀田委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、もう一点。今日の資料配付で、学校を地域で支える仕組みを配っていただいています。学校を支える組織については、組織の在り方を見直すというのを事務の点検、評価でも示していただいたと思いますので、その点、学校を支える組織の在り方の検討について、ぜひよろしくお願い申し上げますというお願いでございます。

○渡部教育長 複雑化しているので、整理をするということの整理でしょうか。

○亀田委員 おっしゃるとおりでして、多分、この組織に加わっていただいているメンバーの方、あるいは議題についてもかなり重なっているのではないかと思います。参加される方の御負担の軽減と学校の負担の軽減、あと、機能の充実のために、組織の在り方、目的にふさわしい組織、どういう形にすればよりよく機能を発揮いただけるかということについて検討いただければというお願いでございます。

○内田生涯学習部長 こちらは学校運営委員会ですとか、幾つか会議体がございます。確かに世田谷区独自でいろいろ進めてきた部分がございます。委員

がおっしゃるように、メンバーが重複しているのではないかといった課題もありますので、そういった点については、今後、整理をして、検討してまいりたいと思っています。

○中村委員 今と同じ件で、今回のリーフレットを拝見させていただきましたと、学校評議員というものが記載されていないので、以前から、学校評議員は置かなくてもよいことになって、それは校長の判断であると、そういうことで置いている学校と置かない学校が出てきたのですが、今回のリーフレットでは完全になくなっているのです、その辺が一つの変化かなと今一瞬思ったのですが、いかなのでしょうか。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 このチラシは昨年とそんなに大きく変えていないと思いますけれども、今いただいたお話も含めて、また在り方を検討してまいりたいと思っております。

○渡部教育長 では、学校評議員も併せて検討していくということですね。ただ、ここには学校評議員という言葉がなくなっているということですね。

今、置いてもいい、置かなくてもいいになっていますよね。

○中村委員 前書きのところに出ています。

○宮田委員 文言で、そのほかの仕組みということで、図はないですけれども、表に書いてあります。

○渡部教育長 では、併せて整理ということでもよろしいですか。

○中村委員 分かりました。

○亀田委員 今おっしゃっていただいたとおりでして、表のほうに学校評議員と学校関係者評価委員会もありますので、いろいろな組織があるということなので、先ほど申し上げた趣旨で見直していただければと思います。

○渡部教育長 これは点検、評価をしていただいていることなので、すぐに取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。



ほかはございませんでしょうか。

それでは、資料配付が全てで八件ありますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います。が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、現在御臨席いただいている事務局職員に引き続き御出席願います。

それでは、速記者は御退席をお願いいたします。

午前十時十二分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時四十七分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

それでは、次回の教育委員会は、四月二十七日火曜日午前十時から教育委員

会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第七回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時四十八分閉会

令和三年第八回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年四月二十七日  
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第八回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和三年第七回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。本日は、澁澤委員と中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、事務局からの報告が十一件ございます。

それでは次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年度川場移動教室について、本件に関して、田中学務課長より説明をお願いいたします。

○田中学務課長 それでは、令和三年度川場移動教室について御報告いたします。

まず1、川場移動教室についてですが、川場移動教室は、川場村の自然や文化に触れ、集団生活と様々な体験活動を通じて豊かな人間性を培うことを目的に、区立小学校五年生を対象に、昭和六十一年度より実施しております。

次に、2、川場村の空間放射線量の状況です。川場村内の空間放射線量は低減傾向にあり、群馬県立県民健康科学大学より、健康に影響を及ぼす量ではないとの評価を受けております。

次に、3、移動教室の実施についてです。空間放射線量の状況や専門家による線量評価結果などから、区長を本部長とする対策本部において、移動教室を安全にできると判断したところでございます。新型コロナウイルス感染症に關しましては、感染症の防止対策としてガイドラインを作成し、それに基づき、

学校と連携しながら、今年度は一泊二日で実施してまいりたいと考えております。

なお、現在、国の緊急事態宣言が発令されております。川場移動教室は五月十九日より実施しますので、現時点では宣言期間ではございませんが、今後、宣言期間に係るような状況になった場合には、実施の延期や中止の判断をしてまいりたいと考えております。

別紙の令和三年度川場移動教室についてにつきましては、実施前に、全区立小学校の五年生の家庭に配付し、移動教室に関する放射線や新型コロナウイルスに関する状況等について周知してまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 川場は分かりましたけれども、河口湖も一泊二日でしたか。

○田中学務課長 委員のおっしゃるとおり、河口湖も一泊二日で実施予定です。

○渡部教育長 ほかにございませんでしょうか。それでは、次に進みます。

(2)令和三年度の学級編制について、本件に関して、田中学務課長よりお願いいたします。

○田中学務課長 それでは、令和三年度の学級編制について御報告いたします。

1の概要でございます。学級編制につきましては、国において平成二十三年度に法改正を行い、小学校第一学年の三十五人学級を、平成二十四年度に教員の加配により、小学校第二学年の三十五人学級を実施したところでございます。今般の法改正により、令和三年度は加配によらず、小学校第二学年の三十五人学級を実施いたします。来年度以降、順に一学年ずつ移行しまして、令和

七年度には全学年で三十五人学級となります。

一方、東京都教育委員会におきましては、都の独自の施策として、中一学区対応の教員加配を継続する形で、中学校第一学年について、三十五人以下学級に足りる教員加配をするため基準を一部改正し、平成二十五年四月一日から施行し、令和三年度も継続することとしております。

次に、2の世田谷区教育委員会の対応状況でございます。

1) 小学校第一学年及び第二学年につきましては、全校において三十五人による学級編制を行っております。

2) 中学校第一学年につきましては、本年度、二十九校中十二校が教員加配の対象となりました。このうち四校は学級の分割により、三十五人での学級編制を行い、各校はティーム・ティーチング、または小人数指導を選択しております。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3) 損害賠償請求等の発生について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 私からは、損害賠償請求等の発生について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。1の件名、2の請求書送達日、3の請求者につきましては、記載のとおりでございます。

4の請求の趣旨でございますが、こちらは令和元年十月二十八日に、区立小

学校の教室内において、陸上スポーツクラブ中に立ち幅跳びを実施した際、請求者が着地の際に足を滑らせて体を床に打ちつけ、腰椎椎体骨折と診断されました。本件事故は、学校が予防策を講じなかったことなどから、請求人は学校に安全配慮義務違反があるとして、国家賠償法第一条第一項に基づく損害金百六十二万円及び通院付添いに関わる損害賠償を求めているものでございます。

続いて、5の対応でございますが、学校は立ち幅跳びを実施する際、スリッパ防止のために靴裏を濡れ雑巾で拭くことや、無理をして跳ばないよう児童に指導するなどの対応はしておりましたが、東京都統一体力テストで定められているマットの使用などの安全対策を行っていなかったことなどから、学校に過失があると考えられるため、相手側とは誠意を持って示談交渉に当たってまいります。

また、今回の事故を全校で情報共有し、再発防止に努めてまいります。報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)住民訴訟の発生について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いいたします。

○山下学校健康推進課長 続きまして、住民訴訟の発生について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。1の事件名、2の訴状送達日、3の当事者については、記載のとおりでございます。

4の内容でございますが、本年一月七日付で住民監査請求書が区に提出され、区立小・中学校の給食指導教員を除く教職員等の給食代金については、食

材料費だけでなく、光熱水費や人件費を含めるべきであり、これらの経費分が含まれていないことは、違法もしくは不当に公金の賦課または徴収を怠る事実にあたる旨の主張がございました。

監査委員による監査の結果、教職員等が納付すべき額を食材料費に相当する額と定めた区の規則及び要綱は、教育委員会の裁量を超え、また、それを濫用した違法があると認めるに足る事情はないことなどから、本件請求は理由がないものと棄却されました。この監査結果に不服があるとして、地方自治法第二百四十二条の二第一項三号に基づき、人件費等の徴収を怠っていることが違法であることの確認を求める住民訴訟が提起されたものでございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5) 「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第二条の二による教育長の臨時代理について（世田谷区立池之上小学校第二校舎解体工事請負契約）、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いいたします。

○青木教育環境課長 それでは、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第二条の二による教育長の臨時代理について（世田谷区立池之上小学校第二校舎解体工事請負契約）について御説明させていただきます。

まず(1)の主旨でございます。世田谷区立池之上小学校第二校舎解体工事につきましては、令和三年四月二日に一般競争入札が行われ、工事請負業者が決定しました。世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に



関する規則第二条の二に基づく教育長の臨時代理により、四月二十一日に決定しましたので、報告するものでございます。

(2)の契約件名、(3)の所在地については記載のとおりでございます。

(4)の工事概要でございますが、旧池之上小学校の校舎棟、屋内運動場等の解体工事でございます。解体面積が約六千百平米でございます。

(5)の契約金額及び契約の相手方でございます。契約金額は、二億四千七百三十九万三千三百円でございます。契約の相手方は、株式会社滝口興業東京支店でございます。

(6)の工期でございます。契約の日から令和四年五月三十一日を予定してございます。

(7)の今後のスケジュールでございます。令和三年五月第一回区議会臨時会に契約案件として上程し、議決後、契約を締結するものでございます。

かがみ文以降に意見聴取の回答、また、区長からの意見聴取、入札経過、また図面等を添付させていただいてございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)世田谷区立池之上小学校改築基本設計について、本件に関して、秋元副参事より説明をお願いいたします。

○秋元教育総務部副参事（教育施設担当） それでは、世田谷区立池之上小学校改築基本設計について御説明申し上げます。

まず1の主旨でございますが、区立池之上小学校につきましては、耐震診断

の結果から改築が必要と判断され、令和元年九月に全面改築の整備方針を策定いたしました。また、改築に当たりましては、保育施設との複合化を図ることとし、基本構想を令和二年四月に策定し、このたび、基本設計がまとまりましたので御報告するものです。

2の基本設計の概要でございます。かがみ文のすぐ後ろに、両面A3の図面をおつけしておりますので、御覧いただきたいと思えます。図面の中央にページをつけておりますので、四ページに建築概要と案内図、五ページに配置図、六ページ以降に一階から屋上までの平面図、九ページに立面図をおつけしております。

まず、六ページの一階平面図を御覧いただきたいと思えます。校舎棟の配置につきましては、学校敷地の西側に校舎を配置しまして、校庭を学校敷地東側としております。一階には保育施設を南側に配置し、園庭も日当たりのよい南側に配置いたしました。定員は運営事業者と協議の上、四十八名で基本設計を取りまとめしております。また、特別支援学級は、専用の玄関が配置可能で、落ち着いた環境が期待できる一階北側に配置いたしました。職員室等の管理諸室は一階に集約し、体育館も一階西側に配置しております。

続いて、七ページの二階、三階の平面図を御覧ください。普通教室を校舎二階、三階の東側校庭に面した位置に配置しております。教室数は、三十五人学級を見据えた数を確保しております。図書室も二階中央に設けております。さらに、体育館、多目的ルーム、特別教室、また図書館等につきましては、地域開放を想定した計画となっております。また、区立自転車等駐輪場も現在と同等の駐輪台数百二十台を確保し、敷地の北東に配置しております。動線計画では、児童用昇降口を二階に設けております。また、保育施設の通園動線は、学校敷地西側の商店街に面した通路を活用することで、小学校児童の登下校と重なることがないように配慮しております。

表紙に戻っていただきまして、裏面二ページの3の概算経費でございますが、約三十八億九千万円を想定しております。

4の工事工程では、今年度実施設計と校舎の解体を始めまして、新校舎、新園舎の供用開始は令和五年度末と想定しており、基本構想時と変更はございません。

5の今後のスケジュールでは、本年度六月頃に校舎解体工事の住民説明会を、また、七月以降に基本設計の住民説明会を考えております。

報告は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 保育施設の複合化について、基本的には、今は学校を改築するときには保育施設を複合化するのが全体的な方針なのか、あるいは、本校の場合には何か特徴があつて保育施設を複合化するのか、教えていただけますでしょうか。

○秋元教育総務部副参事（教育施設担当） 今、公共施設で学校が約六割ぐらいを占めておりまして、改築のときに一番複合化しやすいということもありまして、公共施設の総合管理計画の中では何らかの複合化を考えることにはなっております。この池之上小学校の場合は、北沢地域が保育需要がかなり高く、待機児は解消されているのですけれども、まだまだ申込者がこの地域に多いということで、保育施設を複合化することになってございます。

○亀田委員 理解いたしました。その場合、どういう施設と複合化するというのは区長部局と何か協議をするのか、教育委員会で御判断されるのか、その検討のプロセスを教えてくださいませんか。

○秋元教育総務部副参事（教育施設担当） やはり区と十分協議をします。まず建て替えの計画を上げましたときに、区のほうでもどういう需要に対してこ

の地域で足りないかを十分に検討しまして、教育委員会といろいろ構想、整備の計画を練っていくという手順になっております。そして、区の政策会議で決定されるという手順です。

○渡部教育長　ほかはございませんでしょうか。それでは、次に進みます。

(7)世田谷区立八幡中学校一部改築基本設計について、本件に関して、秋元副参事より説明をお願いいたします。

○秋元教育総務部副参事（教育施設担当）　それでは次に、世田谷区立八幡中学校一部改築基本設計について御説明申し上げます。

1の主旨でございますが、区立八幡中学校につきましては、耐震診断の結果から一部改築が必要と判断し、一部改築整備方針を令和元年十一月に策定いたしました。この改築に当たりましては、一部改築とともに、特別教室棟に耐震補強工事を施すこと、また、改築に合わせて給食室等を設置することにいたしました。このたび、一部改築に関しまして基本設計がまとまったので報告するものです。

2の基本設計の概要は御覧のとおりですが、参考にA3両面で、三ページに案内図と位置図、四ページ以降に一階から三階までの平面図をおつけしておりますので、御覧いただければと思います。

まず、三ページの右側、配置図のとおり、校舎の左側のグレーに塗った部分が今回改築をする場所となります。また、斜線部分の既存校舎の二棟につきましては、今回耐震補強工事を行う部分となります。

四ページの一階平面図を御覧ください。改築部分には新たに給食室を整備いたしましたし、自校調理方式へ移行いたします。また、普通教室のほか、防災倉庫とごみ庫を新たに設置いたしました。また、昇降口と主事室、トイレ、エレベーターを配置しております。

五ページの二階部分は普通教室等となります。六ページは屋上部分、七ペー

ジは立面図となります。

かがみ文の裏面にお戻りいただきまして、3の概算経費でございますが、改築費や解体費、既存校舎の耐震補強工事等を含めまして、約十四億五千万円を見込んでおります。

4の工事工程ですが、本年度に改築の実施設計と特別教室棟の耐震補強工事などを行い、令和四年度から改築工事、令和六年度には新校舎の供用を開始する予定としております。

また、5の今後のスケジュールでは、本年六月以降に基本設計の住民説明会を予定しております。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 先ほどの複合化の関係で、私は複合化はともいいと思っております。この場合には複合化はないというか、既に何か複合化されているから計画にはないということなのでしょう。

○秋元教育総務部副参事（教育施設担当） 今回の場合は、校舎の一部分が耐震が弱くて、一部を改築するという事でこの部分だけとなりましたので、複合化は考えておりません。

ただ、この八幡中学校につきましては既に土地を分割しまして、校舎の東側に保育園も入っておりますので、もう既に複合化されている学校と考えていただければいいかと思えます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(8)学習者用デジタル教科書による教育効果の検証について、本件に関して、隅田教育研究・研修課長より説明をお願いいたします。

○隅田教育研究・研修課長 学習者用デジタル教科書による教育効果の検証に

ついて御説明します。

文部科学省では、学校及び家庭においてデジタル教科書を使用することによる教育効果を検証するとともに、提供に当たったの課題などを抽出し、課題の解決策を実証的に明らかにすることを目的として、学びの保障、充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を行うこととしました。

世田谷区教育委員会としましては、デジタル教科書の有用性や問題点について積極的に検証するため、全校で実施したい旨の申請をしてきたところです。このたび、文部科学省から参加校の決定が通知されましたので、御報告いたします。

3にお示ししたとおり、小学校四十四校、中学校二十一校、合わせて六十五校の参加が認められており、全国的には五割程度の実施を想定している中、本区では七割を超える学校での実施となりました。学年は、小学校が五、六年生、中学校は全学年となっておりますが、小学校では五、六年生以外の学年でも実施ができる重点校に六校が認められましたので、その学校では一年生から四年生でも実施が可能となっております。

教科については、各学校において希望した一つの教科での実施となりますが、区全体としては、4でお示した教科での実施状況が検証できることとなります。五月までには、教科書発行者から学校に直接アカウントが発行され、実証が可能となります。二学期終わり頃に学習者用デジタル教科書を使用した頻度や使い勝手、デジタル教科書のみで授業が可能か、よかった点、問題点などに関するアンケートを教員、児童・生徒それぞれに実施する予定でございます。

説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

○亀田委員 二点ありまして、一点目は、デジタル教科書のメリットとして、紙の教科書を持ち帰りしなくても済むということもメリットの一つになると思いますので、学校に対して、紙の教科書の持ち帰りをしなくていいよということとを教育委員会として促してはどうかと思いますが、いかがでしょうかというのが一点目です。

もう一点は、これを実際に授業で使うときにどういう場面でどう使うかという、例えば事例集とかガイドラインなどを示したほうがいいのではないかと思っています。というのは、コンテンツを渡されただけでも戸惑う先生の中にはいらっしやるのではないかと思うので、授業で使う場合のサポートを教育委員会として考えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 タブレット端末が配備された中で、これまでの、いわゆる学校から持ち帰る端末の重みがそれなりにあるという課題は、既に共有しているところでございます。

デジタル教科書が家庭のネットワーク環境の中でできる状況が確認できれば、子どもたちがデジタル教科書で家庭で学びができますので、そういった中で、これまでの持ち物のルールなどについて、また校長会と確認しながら、子どもたちへ負担があまりかからないような形を取るようになっていきたいと考えております。

それから、活用に関して、教員の側にとということだったと思いますけれども、まず運用の方針でありますとか、活用方法について一定の提示をしながら実施を進めていくと思いますが、国のほうからも学習者用デジタル教科書実践事例集というのが出されておりますし、今、こちらのほうでも教員向けのハンドブック、実践事例集というのを蓄積しているところでございます。デジタル教科書の活用につきましても運用しながら、その事例を増やしていくことも進めていきたいと思っておりますし、また、ICT支援員や指導主事による直接の支

援も進めてまいりたいと考えております。

○亀田委員 二点目は、様々やっていたけるといふことで、ぜひ丁寧にやっていたらいいというのと、あと、活用事例の報告会とかで、自分の学校、自分のクラスではこんなふうにやったら面白かったよみたいな、何かそういうことを区内で共有できたらいいかなと思いますので、御検討いただければと思います。

○隅田教育研究・研修課長 実際に活用できない学校もありますし、活用の状況について公開していくようなことも考えております。

○宮田委員 デジタル教科書の使用については、有効な活用方法を教員が熟知されていることが大切と考えております。今回は、家庭での使用による検証も目的にあるということですが、この点についても、教員の方がどのように御使用されるのか、区のほうから学校へ何か連携をされていらっしゃるのかどうかということと、あともう一点、保護者への情報提供もしていただけたらと思いますが、その点もどのようなようになっておりますでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 家庭に、この事業自体の意義についての理解をしていただくようなこともあるかと思えますし、先ほどの運用方針、活用について学校にも提示をしていくという話と併せて、家庭にも伝えていきたいと思えます。

また、家庭で子どもたちが使用できる状況に、まずは学校でスキルを向上させて、家庭で取り組む。もちろんネットワークの状況もありますけれども、操作性については学校でまず子どもたちのスキルを向上させて家庭で使用するということは、共に進めていくことかと考えております。

また、家庭における課題につきましても、学校を通じて状況を吸い上げて、全校で対応について共有をしていきたいと考えております。

○宮田委員 よろしく願いいたします。



○渡部教育長 よろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(9)新BOP学童クラブの放課後児童システム導入について、本件に関して、谷澤生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いいたします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 それでは、私からは、新BOP学童クラブの放課後児童システム導入について御説明いたします。

まず、1の主旨でございます。新BOP学童クラブは、利用する児童が年々急増しております。新BOPの職員が児童と向き合い育成する時間の確保が喫緊の課題となっております。また、保護者の方々からは、児童の入退所情報の通知や欠席の連絡をICTを活用して行えないかといった御要望が寄せられております。そこで、新BOP学童クラブにおきまして、事務改善として、児童の出欠や退所時間予定等の情報管理並びに保護者への情報提供、欠席・退所時間等の連絡をICT活用を図って行うため、今般、放課後児童システムの導入を図るものでございます。

2の放課後児童システムの概要と効果についてでございます。

まず(1)のシステムの概要、①入退所記録ですが、児童は入退所時に、あらかじめ交付された二次元バーコードのシールを貼り付けた連絡帳を新BOP学童クラブに設置のバーコードリーダーにかざすことで、入所、退所を記録いたします。②保護者メールの通知ですが、保護者はあらかじめメールアドレスを登録しておくことで、児童の入退所時のメールや新BOP学童クラブからの連絡メールを受信します。そして、③欠席連絡等ですが、保護者は専用ポータルサイトから新BOP学童クラブ宛てに欠席連絡等を行います。④運営管理等ですが、新BOP学童クラブ及び児童課は、児童の入退所記録及び欠席連絡等のデータに基づき集計等を行います。

(2)の対象者については記載のとおりでございます。

そして、(3)主な機能と導入効果でございます。保護者の方は児童の入退所

時間をメールで把握するとともに、スマートフォン等から欠席等の連絡が可能となります。また、緊急時の一斉メールを受信できるようになるなど、利便性が向上いたします。裏面を御覧ください。新BOP学童クラブにつきましては、退所時間等の情報を保護者に入力してもらうことで、新BOPの職員が、今まで連絡帳から退所時間等を確認、整理して、ほかの職員と共有などを行っておりまして、そのために二時間程度費やしていましたが、その時間を省力化することで、児童に向き合って育成するための時間を確保することができま す。また、バーコードを読み取ることで出席状況が確認できるとともに、集計等の事務も軽減されます。さらに、保護者へのメールにつきましては、学年ごとや個別での送信も可能となっております。

3のシステムの留意事項についてでございます。(1)当該システムでは児童の個人情報扱っているため、新BOP学童クラブでは、専用端末から閉域網、いわゆるインターネットから分離されたネットワークを用いることでセキュリティを強化しております。(2)ですが、システム構築に当たりましては、国、都による補助制度、子ども・子育て支援交付金を活用しております。

4の概算経費でございます。令和二年度は、歳出といたしましては、システム構築及び導入費用、また、事務用パソコン、プリンターの賃貸借、保守として、三千三十四万三千七百円でございます。歳入は、国及び都の補助金として、七百三十六万三千円でございます。

令和三年度につきましては約五千七百万円ほど、そして、令和四年度以降につきましては年間四千五百万円ほどの経費を見込んでおります。

5の今後のスケジュールでございますが、まず本年六月に先行の十五校で運用を開始し、そして、令和四年五月には全校で運用を開始したいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(10)新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について（その9）、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について（その9）の御説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応といたしましては、二月九日開催の本委員会（その8）ということで報告しておりますが、その後の対応でございます。

1、国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置などを踏まえた対応でございます。令和三年一月七日に国から緊急事態宣言が発出されました。その後、一月八日から東京都による緊急事態措置の要請もなされ、いずれも三月二十一日までの期間となっております。その後、四月十二日から東京都がまん延防止等重点措置の適用となっております。そうした状況を踏まえ、区教育委員会としての対応を行っております。

(1) 区立幼稚園、小・中学校、(2) 新BOP、(3) 区民利用施設等ということ  
で、記載のと通りの対応となっております。

2、新型コロナウイルス感染症陽性者発症時の検査についてでございます。

本年四月十九日に開催された世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、新型コロナウイルス変異株について、感染性の高さや子どもの変異株感染の増加の状況等を踏まえ、社会的検査（随時検査）の対象に、区立小・中学校、新BOPの児童・生徒を加えることが決定されました。教育委員会といたしましては、本部決定を受け、今後、実施方法を詰めまして、小・

中学校、新BOPに通知してまいります。

裏面、3を御覧ください。四月二十一日、区立小学校に在籍する児童八名（同一校）が新型コロナウイルス感染症PCR検査の結果、陽性と判明しました。これは、十七日に一名、二十日に一名の陽性判明に伴い、濃厚接触者として特定された当該クラス全員及び他のクラスの児童五名を検査した結果、判明したものです。なお、十七日、二十日に陽性者が発生したクラスは、既に二十一日から三十日まで学級閉鎖しております。また、四月二十二日の結果判明により、感染が同学年の複数クラスで確認されたことを踏まえ、二十二日及び二十三日の当該学年の授業を中止し、二十二日の給食後に帰宅させております。児童の自宅待機は、二十二日に判明した陽性者に係る濃厚接触者が特定されるまでの措置としております。その後、四月二十四日土曜日でございますが、同学年及び一部六年生を対象に社会的検査を実施し、同学年で四名の陽性が判明しております。

なお、当該学年以外の児童については、校内消毒を経て、四月二十三日金曜日は通常どおり運営しております。

もう一枚のペーパーを御覧ください。新たに国による緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、同日、東京都は緊急事態措置による施設の使用制限やイベント等の開催制限の要請を出しております。国、東京都の動向を踏まえ、区の主催イベントや区施設等の対応が下記のとおりとなっております。

期間は、四月二十五日から五月十一日まで。

区の対応といたしまして、(1)区主催イベントについては、この間、開催を延期または中止としております。

(2)区民利用施設等については、この間、休止としております。なお、教育施設の対応については、次のとおりでございます。①全ての図書館、図書室、図書館カウンターも休止。なお、予約資料の貸出しと返却のみを行う。②

郷土資料館、③岡本公園民家園、④次大夫堀公園民家園、区立小・中学校全ての学校開放施設、区立教育センター、以上が休止する施設となっております。

(3)区立小・中学校及び幼稚園・認定こども園についての対応でございます。①感染症防止対策を徹底した上で通常の登校、登園とする。②学級閉鎖等により登校できない児童・生徒や、感染症等への不安により登校を控える児童・生徒には、オンラインによる授業参加やICTを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施する。③校外での学習は基本的に中止または延期。④部活動は時間を制限し、原則平日のみ実施。公式な大会等に参加する部活動は、平日以外にも人数、時間、場所等を制限して実施を可とする。⑤移動教室、連合行事の緊急事態宣言期間中の実施については延期または中止。⑥修学旅行については、学校が延期または中止。

(4)新BOPについてでございます。学童クラブは保護者に利用の自粛を求め運営、BOPは休止を継続となっております。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 緊急事態宣言によって、一部の自治体ではオンラインの授業もさされているようです。昨日の報道でも、区内でもオンラインのテストをされたというのを拝見したのですが、一部の学校、クラスは今どのぐらいでオンラインのテストをやってみたか、御存じだったら教えてもらえますでしょうか。

○毛利教育指導課長 全ての学校に通知をいたしまして、端末を持っている児童・生徒全てに試行するようしております。

○亀田委員 計画的に全校でやったほうがいいなと思っていましたので、今後、全校でされるということ、よかったと思います。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(11)各課行事予定について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 令和三年五月の各課行事予定表について御報告いたします。

十日に第九回教育委員会定例会、二十六日に第十回教育委員会定例会を予定しております。次ページ以降に、各課の詳細な予定表をおつけしておりますので、御覧いただければと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、行事につきまして変更する可能性がございます。どうぞ御了承願います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(12)その他の連絡事項等はありませんか。

○亀田委員 先ほどのオンラインにも関連して、GIGAスクールに関して、本年度から学習用のソフトウェア、アプリの導入をされているのではないかと思いますので、できればその導入について今どういう状況かという御報告を、次回で結構なので、お願いできますでしょうか。

できれば、今の導入の状況と、活用の際して教育委員会としてどういうサポートをしたか、されるかという件と、あと、現時点での各学校の活用の状況と課題があれば教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 具体的には、学習ドリル系のQubenaでありますとか、昨年度から使っているロイロノート、また、マイクロソフトのアカ

ウントも入りますので、そのあたりの状況につきまして、現状を御説明させていただきます。と思っています。

○渡部教育長 それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います。が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際に、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりまして、関係職員として、粟井教育監、知久教育総務部長、内田生涯学習部長、安藤教育総務課長、前島学校職員課長、毛利教育指導課長、谷澤生涯学習・地域学校連携課長、書記の堤教育総務課調整係長に御出席いただきます。

ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。傍聴人におかれましても、世田谷区教育委員会会議規則第十二条の規定に基づき、御退席いただくこととなります。それでは、御退席をお願いいたします。

午前十時四十六分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時五十分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

それでは、次回の教育委員会は、五月十日月曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第八回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時五十一分閉会



令和三年第九回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年五月十日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第九回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和三年第八回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきました。澁澤委員と宮田委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案一件と事務局からの報告が一件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第二十二号 区議会提出議案に関する意見聴取（財産（世田

谷区立教育総合センター用一般什器、備品等）

の取得）

○渡部教育長 議案第二十二号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いいたします。

○粟井教育監 議案第二十二号について御説明いたします。

本件は、世田谷区立教育総合センターの開設に向けての基本的な什器、備品類を一括購入するものでございまして、予定価格が六千万円以上の物品購入契約になることから、区議会の議決案件に該当いたします。したがいまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区議会への議案の提案に先立ちまして、区長より意見を求められましたので、お諮りするものでございます。

資料をおめくりいただきまして、二枚目の裏面を御覧いただければと思います。下に二ページと振ってあるものでございます。こちらに契約内容を記載しているところがございます。世田谷区立教育総合センターで使用する一般什器、備品等の取得ということで、契約の方法は指名競争入札、契約金額は一億二千三百八十六万円、契約の相手方は株式会社三陽堂、納期は令和三年十一月十九日となっております。

その次の資料の3枚目には、物品購入の内訳や納入場所などを記載してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第二十二号、区議会提出議案に関する意見聴取（財産（世田谷区立教育総合センター用一般什器、備品等）の取得）について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)第二次世田谷区教育ビジョン・調整計画の策定について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 それでは、第二次世田谷区教育ビジョン・調整計画の策定について御説明いたします。

現行の第二期行動計画が令和三年度に最終年度を迎えるに当たり、調整計画

としまして、令和四年度から令和五年度の二年間の調整計画を策定するもの  
でございます。

1、検討体制につきましては、策定委員会の設置、(2)施策の点検・評価を  
行ってまいります。

2、意見などの反映としまして、教育委員会、世田谷区教育推進会議、また  
区民意見の募集を行ってまいります。

3、社会情勢・教育に関する動き等といたしまして、SDGs（持続可能な  
開発目標）の推進がございます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴  
う体制の一層の充実を進めてまいります。

裏面に参りまして、ICTを活用した新たな学びとしまして、社会や子ども  
の変化に応じた新たな学び、ICTを活用した教員の指導力の向上、対面指導  
と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化により、学びの質の向上、学校教  
育になじめない子どもの学びの機会の保障等を進めてまいります。それから、  
デジタルトランスフォーメーションの推進としまして、企業だけではなく国、  
東京都、区も含めてこの推進を図っていく必要があるという社会情勢でござい  
ます。また、新学習指導要領の着実な実施、個別最適な学びの推進、少人数教  
育の推進としまして、小学校三十五人学級の実施を令和三年度から段階的に進  
めてまいります。また、小学校高学年からの教科担任制の導入、乳幼児期にお  
ける教育・保育の一層の充実・推進、教育総合センターが今年十二月には開設  
予定、また、不登校特例校が来年四月設置予定、教員の働き方改革の推進がご  
ざいます。こういった社会情勢、教育を取り巻く動きを踏まえた調整計画を策  
定していく必要があるという認識でございます。

4の調整計画の九つの柱としまして、もう一枚、別紙を添付させていただ  
いております。右側が現行の第二期行動計画、左側が調整計画としております。  
柱立てが、これまでの計画では八本の柱、調整計画では九本の柱となっております

ます。大きな柱の変更となる部分でございますが、項目番号の2、3、4のあたりに、これまで「世田谷9年教育」という形で進めてまいりましたが、今回の調整計画の中では、乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進ということで、括弧書きのところで、「(家庭教育支援・乳幼児教育)」、あるいは「(学習内容)」、「(学校経営・教員支援)」と表現をさせていただいております。また、8のところに新たな項目として教育DXの推進という項目を立てさせていただきました。このような形で調整計画の柱ということで、今後、検討を深めてまいりたいと考えております。

一枚目のペーパーの裏面にお戻りいただきまして、5の今後のスケジュール(予定)でございます。四月、策定委員会の設置、五月には第一回教育推進会議等を経まして、九月には調整計画(素案)を議会に報告、その前には教育委員会でも御議論を賜りたいと存じます。十月には調整計画(素案)のパブリックコメント、それを経て調整計画案を固め、来年の三月にはビジョン・調整計画を完成させていくというスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明、ありがとうございます。二点、形式的な面と内容の面で御検討のお願いをできればと思っております。

形式的な面から申し上げますと、今後の課題として、十年間の計画が終わったらすぐまた十年間の計画という形のほうが分かりやすいのではないかと思っております。これは区長部局に合わせていらっしゃるのだと思いますけれども、区全体として、特に調整計画というものを設ける必要がなければ、十年間の計画の後に十年間の計画という連続性を持ったほうがよろしいのではないか

という点、あわせて、計画の形としても、施策を並べるといふよりは大きな方針を示すというほうが、区民、保護者の方にとっても分かりやすいと思いますので、御検討をお願いできればと思います。

あと、内容的な面で申し上げますと、世田谷らしさという点をさらに強調していったらどうかと思っております。世田谷の教育といえばこれというものが必ずしも十分に示せていたかどうかという点について、さらに検討してはどうかと思います。例えば、今回の柱の一つ目で地域との連携という点がありまして、世田谷といえば地域との連携という点もあるかと思えますけれども、多分、地域との連携そのものは手段なので、そこからお子さんに何を学んでもらうかという点をさらにはつきり示していったほうがいいのではないかと思います。また、世田谷といえば多様性の重視という点もあると思えます。その際、世田谷の教育という特徴がお子さんたちにも伝わって、自分たちは世田谷で学んできたから、こういうことを学んできたんだということがお子さんたちにも言ってもらえるぐらいはつきり示していくことがいいのではないかと思います。全国的に、共通して必要な部分もあると思いますが、世田谷らしさというのを我々で考えていって、学校、先生方に示して、お子さん、保護者、区民の方にも伝わるといふことを目指したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○安藤教育総務課長 ただいまいただきました御意見について御説明をさせていただきます。

まず、世田谷区の全体としての基本計画が十年計画として平成二十六年度からの十年計画、その中に、新実施計画としまして前期、後期、調整計画という形で四年、四年、二年という形での実施計画がその下にぶら下がっております。同様に、教育委員会として策定している現行の世田谷区教育ビジョンが同じく平成二十六年度からの十年計画として、区の計画との整合、連携を取りな

がら、同じく十年間の計画となっております。そこにぶら下がる形で第一期行動計画、第二期行動計画、そこにそれぞれが四年、四年、そして今回の調整計画二年という形に、整合性を取りながらなっておるところでございます。亀田委員がおっしゃった世田谷区の十年計画であるならば、教育委員会としても十年間の計画を一つの固まりとしてしっかり策定していくべきではないかという御示唆だったかと存じます。その部分については、今後、来年度からの調整計画を進めつつ、新たな教育ビジョン、十年間の計画を今後検討していく、かつ、その次の具体の行動計画についても併せて策定していく、そんな流れになるうかと存じます。

それから二つ目の、今後の計画を策定するに当たり、世田谷らしさを強調した形でしっかり子どもたちにも伝わるような表現の仕方を明確にした形でやっていくべきではないか、地域との連携、子どもの学び、多様性の重視というところは大変重要な取組みと認識しております。今後、計画を策定する中で、そういうものについてどういうふうに表示していくか検討してまいりたいと存じます。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。私はちょっと誤解していたみたいで、今御説明があったのは、要するに十年間が四、四、二になっているということなのです。最後の二が調整期間なのだ。分かりました。そうであれば、五、五でもいいと思うので、調整計画という意味がよく分からないので、その点も含めて御検討いただければと思います。

○澁澤委員 今、亀田委員と課長のお話で、まず一つやはり確認しておきたいことは、あくまでもこれは調整計画であり、調整計画を進めるときには、当然、この次の第三次教育ビジョンという根本的な枠組みを見直すという、その両方を視野に置きながらやっていかないと、調整計画だけをまとめても次のビジョンにつながっていかない。つまり、ここでやっておくことと次の教育ビジ

ョンでやることの仕分けをしながら、まず、物の考え方として進めていただきたいということが第一点です。

あと、細かいことになりましたけれども、例えば、SDGsは確かに、今、世の中で大変言われるようになりまし、二〇三〇年というのが一つの、人類がこれから環境に対して後戻りができなくなる分岐点だと言われています。まさに、これからの十年間というのは人類にとっても非常に大きいことなので、当然、それを教育の現場で重要だとして捉えるということは、そのとおりなのですが、一方で企業の中では、今世界的に問題になっているのは、SDGsウオッシュという言葉が言われていまして、十七の目標のうち、我が社は何番目と何番目と何番目のものをやっていますから、SDGsに貢献しています。つまり、SDGsを一つの企業活動のPR素材として捉えています。その向こうにある狙いは、売上げを上げるといことなのですけれども、SDGsというのはあくまでもトータルの考え、要するに、経済と社会と環境のバランスをどうつくっていくか。今までの経済優先のバランスを、環境と社会ということに寄り戻しましょうというのが基本的なSDGsの考え方なのです。今の学校現場の教育も、この活動は何番目に当たりますかという、企業のSDGsウォッシュと言われている本筋から離れたものに非常に近くなっているという危惧を私自身は持っていて、やはりSDGsの本質を捉えていただきたいと思いません。

それから次に、新型コロナウイルス感染症拡大に対する扱いですが、これからの十年計画、あるいは二年のことを考えても、感染症の問題だけではない。しかも、コロナの問題だけではなくて、多分コロナのような感染症はこれからも頻繁に起こってくるだろうし、さらに気候変動の影響が急激に私たちの生活の中に出てくるでしょうし、日本は御承知のように地震国ですから、これからの十年の間に天変地異が起きてくる確率は非常に高い。ある意味で、リスクマ



ネジメントという観点でこの問題を捉えていただきたい。単なるコロナにどう対処するかということと終わらないように、その中で調整計画でやることと、次の教育ビジョンでやることの仕分けをぜひ考えていただきたいと思っています。

それから、次のICTの活用は、皆さんもお分かりのとおり、多分学びの質が全く変わってくるフェーズに入る。つまり、ICTという道具を使うことによって、学習の仕方から、それから子どもたちに育まれる能力、知力も含めて、今までの基準と全部変わってくるぐらいの変化が今後多分起きると思っています。その意味で、新しい学びの形をつくっていくのだというそもそも論から、ぜひこのICTの新たな学びを考えていただかないと、ユーチューバーになった有名な先生や生徒が出ましたみたいところで終わってしまったら全く意味がないので、子どもたちの中でこれをどう使いこなしながら彼らが次の時代をつくっていけるかという視点を、ぜひ教育委員会としては持っていたきたいと思っています。

それから、DXに関しても、実は私たちの企業側から出た発想が非常に大きいのですが、このDXを進める根本的な思想は経済性と効率性なのです。生産性もそこに入ってきます。これからの社会を、経済性と効率性と生産性だけで価値を決めていいのか。つまり、DXは当然進んでいくのですが、私どもがやる教育という理念とDXは相反するところがある。これはSDGsも全くそうです。どちらが正しくて、どちらが進んでいるか、それをどう追いかけるかではなくて、世田谷区としてどういうバランスの教育をするかということ、そのバランスを見つけていく作業なのだと思います。

それは、教育センターも非常に大きい役割をその中で果たしていただくことにもなると思うので、全分野のトータルな物の考え方が当然のように要求されてくると思います。ですから、単なる今の九項目なり八項目をどう調整するか

という、それを包含したもっと大きな中に、ひよっとしたら、今度、新しい教育ビジョンではこれが十五項目になっているかもしれないし、あるいは五項目になっているかもしれない。つまり、今ある項目をどう調整するかということ、それを調整しても入り切れないぐらいのこんな問題が新たにあるのだということは、絶えず意識をしながらつくっていただかないと、二年間、今までのままで少し微調整してすり抜けようとならないように、ぜひそれをまとめる方に心がけていただきたいと思っています。

○安藤教育総務課長 今後、進める教育ビジョン、十年間の計画、二年間の調整計画の策定、また、計画を推進していく中で、次の十年間の教育ビジョンを見据えつつ、そこはしっかり取り組んで計画に反映していく必要があるかと思えます。中長期的に、先を見据えた子どもたちの学びをさらに充実、推進していけるよう、教育ビジョンの策定に取り組んでいきたいと考えております。

それから、SDGs等のお話がありました。持続可能な開発目標として十七の大きな開発目標がございます。一つ一つが結びつき、子どもたちの学び、また環境に大変影響の大きいもの、そして将来を担う子どもたちがその学びを通じてどう社会に羽ばたいていくか、大変大きな役割を担っていると思えます。子どもたちの学びに寄与できるSDGsの推進が大変必要だと考えております。また、新型コロナウイルスを含め、様々な気候変動であったり、今後起きても全くおかしくないと言われている地震災害等々、様々なリスクが私たちの周りにあるということ踏まえ、子どもたちの学びをどう守っていくか、しっかり取り組んでいく必要があるかと存じます。また、様々ないただきました教育DXも含め、子どもたちの学びを支えるという視点、社会の情勢だけに流されることなく教育の視点をしっかり持ちながら、計画の策定、推進に取り組んでいきたいと考えております。

○中村委員 今の説明にも関連するのですけれども、ぜひ1の検討体制の(2)

施策の点検・評価に力を入れていただきまして、3に出ているような新たな課題が続々と増えていますので、前にも申し上げましたけれども、やはりスクラップ・アンド・ビルド、特にスクラップのほうを、旧ビジョンから新しいビジョンに移行する際に削減することも積極的に、大胆に推進していただければと思います。

文科省のホームページを拝見したときに、ICTの活用の推進において、こうなってしまうてはいけないパターンみたいなものを全部挙げて、それを一般公開しているようなサイトを見まして、ここまで考えているのだなど。こうなってしまうては絶対まずいよパターンが随分出ているのですけれども、同じこともあると思います。そんな視点から見ていただくことも必要ですし、やはり学校の教育活動の中心は授業で、一般の企業と違って売上げが駄目ならばそれをすぐ削除できるようなものではなくて、授業というルーチンがむしろ学校のメイン事業になっているので、授業及びそれに関連した諸活動の充実のためにはどうしたらいいのかという、その辺の優先順位が一番高いのではないかと思います。そんなことも御考慮いただきながら、大胆にスクラップ・アンド・ビルドを進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○宮田委員 教育ビジョンや教育計画は、保護者や区民が見て、世田谷区がどういった教育を目指しているのかというのが分かる大切なものと思っております。パンフレット等を作られたと思いますが、保護者、区民に分かりやすいパンフレット作成をぜひよろしく願いいたします。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(2)その他の連絡事項等はありませんか。

○亀田委員 今日の配付資料で「不登校の相談先と支援のご案内」というのをつけていただいています。最近の報道を見ても、ゴールデンウィーク前後でお子さんの心身が不安定になりかねないということで、不登校に関連する報道も

見受けられます。そのようなタイミングでこの資料を配付されるというのは適切な取組みと考えます。お尋ねなのですが、これはいつ御家庭に配付されるかということと、全てのお子さん、御家庭に配付されるという理解でよろしいかということをお教えいただけますでしょうか。

○柏原教育相談・支援課長 お尋ねの件なのですけれども、このチラシにつきましては、この報告が終わった後のタイミングで早々に印刷を始めまして、区立小・中学校の児童・生徒数分及び関係機関に配付予定です。あわせて、配付だけではなくて、実は、これは年度末に区のホームページ等にアップしているのですけれども、所管名が変わっているところもありますので、区のホームページにも再度アップしまして、より見やすい場所、トップページからアクセスしやすい場所に掲載して、周知を図ってまいろうと考えているところでございます。

○亀田委員 御説明、ありがとうございます。そうすると、これは五月中くらいですか。

○柏原教育相談・支援課長 印刷部数が多いので若干時間はかかってしまうのですけれども、できれば五月中に早い段階で配りたいと考えております。

○亀田委員 今年度こういった形で配付いただくことと併せて、これの内容の充実についても来年度に向けて御検討いただくということ、昨年度、確認はしているのですけれども、そういった方向で御検討いただくということによろしいでしょうか。

○柏原教育相談・支援課長 今後、教育総合センターの開設に合わせて、不登校支援についても拡充するところがございます。そういった内容も踏まえまして、多分来年度も同じ時期になるかと思えますけれども、この内容を更新した形で周知を図ってまいりたいと考えております。

○渡部教育長 よろしいでしょうか。これは、昨年度は緊急メールに載せて保

護者、全ての家庭に配っています。ホームページに載せると見にくいというお話をいただいて、昨年のうちにやっているのですが、今年度はまた変わっている、今回、すぐでこれをやろうという話もありますので、それは急いでやればと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○宮田委員 各御家庭に情報を提供されるということですが、保護者に相談できないで直接相談したいというお子さんもいらっしゃるかと思うのです。私の子どもはかなり大きくなってしまっているので、かなり前の話になりますけれども、いろいろな小さいカードみたいな、都の情報はここですとか様々なものが配られて、どれがどれだとか、それをなくしてしまったりするお子さんもいらっしゃるかと思えます。お子さんが直接相談窓口を知る手段とというのは、今はどういうふうになっているのでしょうか。

○柏原教育相談・支援課長 我々教育相談・支援課としましては、教育相談室を担当しておりますので、教育相談室の案内、それこそ名刺サイズのカードを六月ぐらいに作成予定で、そちらもお配りする予定ではございます。それ以外のところでも、教育委員会の附属機関である「せたホッと」も名刺サイズのものを使っておりまして、五月頃に各区立小・中学校の児童・生徒に配っているので、そういった形で個々個別に持ち運びのできる周知のカードはそれぞれの機関でお配りしているものと捉えております。

○宮田委員 都からもたくさん配られます。どの窓口にご相談したらいいのかと迷われるお子さんがいらっしゃるかと思うのです。何かいい方法があればと思うのですが、それはしよがないのですか。様々なところから情報が個別に来る、それは学校からその都度配られているということですか。

○柏原教育相談・支援課長 委員おっしゃるとおり、各相談機関は様々なところで、それぞれのところから周知されて、では、どこにというところもあるうか

と思います。今回、お手元にお配りしたこういったリーフレットについては、もう原稿ができて、あと印刷というところですので、すぐには直せない状況ではございますが、今後、この内容を見直すというお話もございましたので、そういった複数の機関が載っているところについて、お子さんや保護者の方が見たときに、こういったところで相談ができるのかということも、周知の中の方法として、こちらとしても今後検討してまいりたいと思っております。また、関係機関同士も横のつながりを持ちながら、その部分、連絡先、相談先が明確になるような形で連携は取ってまいりたいと思います。

○宮田委員　よろしくお願いいたします。

○渡部教育長　ほかはよろしいですか。

それでは、本日は今の資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長　御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思いが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長　御異議なしと認め、追加日程の審議を非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会い

たします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、現在臨席いただいている事務局職員に引き続き出席を願います。

それでは、速記者は御退席をお願いします。傍聴人におかれましても、御退席いただくこととなります。それでは、御退席をお願いいたします。

午前十時三十五分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時四十一分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

それでは、次回の教育委員会は、五月二十六日水曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第九回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時四十二分閉会

令和三年第十回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年五月二十六日  
所 世田谷区教育委員会会議室



午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第十回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

今回は案件数が多く、三密を避けるため、休憩を二回入れていただき、職員の入替えを行います。御承知おきください。

まず、次第の1、令和三年第九回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。宮田委員と亀田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案四件と事務局からの報告が十八件ございます。  
それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一と日程第二を併せて上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第二十三号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区保育料条例の一部を改正する条例）

日程第二 議案第二十四号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第二十三号と議案第二十四号の二件につきまして、栗井教育監より提案理由の説明をお願いします。

○栗井教育監 本件につきましては、令和三年第二回世田谷区議会定例会に提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づきまして区長から意見の求めがございましたので、御審議をお願いするものでございます。

本件は、二件いずれも、地方税法の改正に伴いまして、これまでの未婚の独り親に対する税制上の措置に係る規定について所要の改正を行うものでございます。

なお、議案第二十三号、世田谷区保育料条例の一部を改正する条例につきましては、これまでの保育料等の算定に係る経過措置を廃止することに伴う所要の改正を合わせて行うものでございます。

初めに、議案第二十三号、世田谷区保育料条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

この条例は、区内の認可保育園等に係る保育料等の取扱いを定める条例でございます。

新旧対照表がございますので、御覧いただければと思います。二〇分の幾つと書いてあるものでございますが、その二〇分の六のところを御覧いただければと思います。新旧対照表の六ページの別表第1というのが下段のほうにございますけれども、こちらは認可保育園の保育料額を定めたものでございます。これまで所得割課税額がゼロ円の世帯に関しましては、ひとり親等の世帯とそれ以外の世帯とで階層を分けておったところでございますが、その必要がなくなったので、統合することとしているという扱いでございます。

それから、次に、同じ新旧対照表の一三ページ目、二〇分の一三を御覧いただければと思います。こちらの一番下のほうになるわけでございますが、別表1、備考中の第六項につきまして、平成二十七年三月三十一日以前より在園していた子どもの保育料算定においては、既に税制上は廃止されている年少扶養控除及び特定扶養控除を適用した税額を用いることとしておりましたが、しかなしながら、対象児が全て就学年齢を迎えたために、制度を終了させて、規定を削除するものでございます。

続きまして、その次のページ、第七項になります。第七項につきましては、

これまでの未婚のひとり親を対象として、保育料及び延長保育料の算定において、地方税法の寡婦とみなして、寡婦控除を適用した税額を用いることとしておったところでございますが、しかしながら、令和二年度税制改正におきまして、婚姻歴や性別にかかわらず、ひとり親控除が新たに適用されることとなったことを踏まえまして、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用に関する条文を削除することとしております。

なお、同じ一四ページの新旧対照表、別表第2は、区立保育園等の延長保育料額を定めたものでございますけれども、こちらにつきましても別表第1と同様の改正を行うこととしております。

続きまして、今度は、議案第二十四号の世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

こちらの条例は、区立認定こども園に係る保育料等の取扱いを定める条例でございます。

新旧対照表の五ページ目、七分の五をお開きいただければと思います。別表第1に幼稚園枠の給食費を定めておるところでございますけれども、先ほど議案第二十三号におきまして、寡婦控除のみなし適用に関する条文の削除について御説明を申し上げたところでございますが、区立認定こども園、幼稚園枠の給食費の算定におきましても同様に未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用に関する条文を削除しているものでございます。

本件は、いずれも公布の日より施行する予定でございます。

説明は以上になりますけれども、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第二十三号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区保育料条例の一部を改正する条例）と、議案第二十四号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例）、この二件について一括して採決することといたします。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第二十三号と議案第二十四号の二件を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第二十三号と議案第二十四号の二件を原案どおり承認することといたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第三 議案第二十五号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第二十五号につきまして、栗井教育監より提案理由の説明をお願いいたします。

○栗井教育監 それでは、議案第二十五号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本件規則案は、新型コロナウイルスの影響を踏まえまして、夏季休暇の特例の承認期間を設けるため、条例施行規則の一部改正を提案するものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明を申し上げます。幼稚園教育職員の

勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表を御覧いただければと思います。まず、対照表の左側になりますけれども、改正後にあります附則第十条におきまして、夏季休暇の承認期間について、「七月一日から九月三十日まで」とあるものを「六月一日から十一月三十日まで」と拡大しているものとございます。これは新型コロナウイルスの影響による業務の繁忙等を理由に、従来の期間に夏季休暇を取得することが困難な場合に限り、特例として承認期間を六月一日から十一月三十日まで認めるものとございます。また、特例の承認期間を設けることにつきましては、令和三年度に限定しているところでございます。

なお、区長部局、幼稚園教員以外の区の職員におきましても、同様の規則改正が行われる予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第二十五号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第四 議案第二十六号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学

童クラブ条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第二十六号につきまして、内田生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○内田生涯学習部長 それでは、議案第二十六号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例）につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例を令和三年第二回世田谷区議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められたため、御審議をお願いするものでございます。条例の一部改正内容については、資料の最後に添付の条例新旧対照表の一〇分の一ページを御覧ください。

区立松丘小学校増築棟として、新BOP室の整備に伴い、松丘小新BOP学童クラブの活動場所を変更する必要があるため、第三条第一項中の「施設」の文言を、左側の改正後の欄のように「施設等」に改めます。

さらに、一〇分の七ページを御覧ください。別表の十段目にあります松丘小新BOP学童クラブの活動場所の欄の表記につきまして、左側の改正後の欄のとおり改めるものでございます。

なお、本条例は、令和三年六月二十八日からの施行となります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第二十六号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例）について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年第一回区議会定例会及び予算特別委員会における質問について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和三年第一回区議会定例会及び予算特別委員会における質問について御報告いたします。

1、議会日程を御覧ください。初めに、令和三年第一回区議会定例会について、記載のとおり日程で行われました。

参考までに、第一回区議会定例会における教育領域の主な質問・答弁の要旨を別紙にまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)世田谷区・川場村縁組協定締結四十周年記念児童交流事業の実施について、本件に関して、田中学務課長より説明をお願いします。

○田中学務課長 それでは、世田谷区・川場村縁組協定締結四十周年記念児童交流事業の実施について御報告いたします。

1の開催主旨でございます。本年十一月に世田谷区と川場村の区民健康村相互協力に関する協定、いわゆる縁組協定の締結四十周年を迎えます。こうした中、区と村が協力して実施する記念事業の一つとして、区内で川場村の小学生と世田谷区の小学生が交流する取組みを実施するものです。交流に当たりましては、区内大学との連携、協力により、科学実験やスポーツ等の体験活動を実施し、区内の豊かな教育の環境を活用しながら、子どもの意欲、好奇心を育ん

でいきたいと考えております。

2の開催概要でございます。内容につきましては、先ほど御説明しましたが、体験活動を世田谷区、川場村の小学生が行うものです。

開催日は、記載のとおりです。なお、川場村の参加者につきましては、一泊二日の宿泊行事を行っており、その二日目に世田谷区に立ち寄る予定です。

会場は、記載のとおりです。

参加者につきましては、川場村、世田谷区とも公募で、小学四年生から六年生、各四十人、計八十人程度が参加する予定です。

その他として、世田谷区の参加児童は、川場村へのプレゼントとして、手すき和紙づくり体験を事前に行い、準備していききたいと思います。ちなみに、参加費については無料となっております。

3の今後の予定です。六月十五日にこちらの公募を「区のおしらせ」等で行ってまいります。それ以外は記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)令和三年度学校基本調査の結果について、本件に関して、田中学務課長より説明をお願いします。

○田中学務課長 引き続きまして、令和三年度学校基本調査の結果について御報告申し上げます。

学校基本調査の基準日であります五月一日現在の結果がまとまりましたので、改めて御報告するものでございます。

学校基本調査とは、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らか



にすることを目的として、法令に基づいて文部科学省が毎年実施しているもの  
でございます。幼稚園から大学まで全国全ての学校を対象として、五月一日を  
基準日として行われており、調査の結果は、国会等の参考資料及び教育行政施  
策の検討、策定のための基礎資料、地方交付税の算定及び教職員の給与の算定  
のための基礎数値などとして幅広く利用されております。

詳細な数値につきましては後ほど資料を御確認いただきたいと思います。今  
回は主な特徴を御説明させていただきます。

資料の 1、園児・児童・生徒数でございます。(1)小学校につきましては、  
ここ数年、通常学級の児童数の増加傾向が続いており、今年度も増加しており  
ますが、増加幅自体は年々穏やかになってきております。(2)中学校も、通常  
学級の生徒数の増加傾向が続いており、こちらのほうは増加幅も大きくなって  
きております。

一ページ開けていただいて、二ページです。(3)につきましては幼稚園の学  
級数、園児数となっております。

続きまして、三ページを御覧いただきたいです。2の学校別学級数・児童・  
生徒数でございます。(1)小学校は、表の右側となります番号五十九の山野小  
学校が最大で三十三学級、千百四十六人となっております。左側の番号十四番  
の中里小学校が最少で八学級、二百二十九人となっております。

続きまして、四ページを御覧願います。(2)中学校でございます。番号百三  
十五の船橋希望中学校が最大で二十学級、七百三十八、番号百十六の奥沢中学  
校が最少で五学級、百三十七人となっております。

続きまして、五ページです。3の区立小・中学校卒業生進路状況につきまし  
ては、記載のとおり状況でございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、

どうぞ。よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)小学校全学年三十五人学級に向けた普通教室確保の対応方針について、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、小学校全学年三十五人学級に向けた普通教室確保の対応方針につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1の主旨でございますが、今般、小学校の学級編制の標準を現行の四十人から三十五人に引き下げる公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が令和三年四月一日に施行されました。学年の進行によりまして、三十五人に段階的に引下げ、令和七年度には全学年が三十五人学級となることから、学級数の増加に伴い教室の不足が想定される学校におきましては、令和六年度末までに整備する必要があります。このたび対応方針を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

次に、2の三十五人学級に伴い対応が必要な学校の把握でございますが、(1)クラス数の増加が見込まれる学校数は、六十一校中三十五校となっております。 (2)大規模な改修工事が必要な学校は、以下に示してございます十五校が対象となっております。

次に、3の普通教室確保に向けた対応方針でございますが、普通教室確保に当たりましては、多目的室やその他転用可能な部屋を普通教室に転用することを基本と考えてございます。しかしながら、松丘小学校及び中丸小学校の二校につきましては、既存校舎棟に普通教室を確保することが困難であるため、以下の対応を考えてございます。まず、①松丘小学校につきましては、現在、隣接する教育会館の敷地に増築棟を建設してございますが、さらに会館内の科学実験室を令和三年九月より理科室として活用した上で、既存校舎棟に普通教室

を確保してまいります。②中丸小学校ですが、隣接民有地を賃借し、増築棟を整備した上で既存校舎棟に普通教室を確保してまいります。

裏面を御覧願います。次に、4の整備スケジュールでございますが、対象校十五校につきましては、令和六年度までに順次整備をする予定としてございます。

5のその他につきましては、予算措置については記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)世田谷区立中丸小学校増築棟（新BOP室）の整備について、本件に関して、秋元教育施設担当副参事より説明をお願いします。

○秋元教育総務部副参事（教育施設担当） それでは、世田谷区立中丸小学校増築棟（新BOP室）の整備について、御報告いたします。

まず、1の主旨でございますが、中丸小学校につきましては、これまでも児童数の増加に対応するため、指定校変更制限を実施するとともに、改修などにより普通教室の確保に努めてまいりました。このたび三十五人学級が実施となり、さらなる学級数の増加が見込まれるため、検討の結果、現在の図書室及び新BOP室、また、特別教室を普通教室に転用するとともに、代替施設として隣接民有地をお借りしまして、増築棟を整備する計画を取りまとめましたので、御報告するものです。

2の現状と整備方針でございます。まず、(1)現状です。①では、現在、校舎内には二十クラスを確保しておりますが、令和七年度には二十四クラスまで

の普通教室が必要となる見込みです。普通教室四室の転用可能なスペースとしては、図書室、新BOP室と四つの特別教室しか残されていないのが現状でございます。②増改築の可能性ですが、校舎の改築は約十五年先となります。また、校舎敷地内の増築につきましても、中丸小学校は校庭の面積が狭く、困難であると考えております。また、③のように、通学区域の変更もシミュレーションを実施したものの、中丸小学校のクラス増を抑える効果は得られませんでした。

そこで、(2)整備方針ですが、まず、①校舎内の普通教室の確保です。令和七年度までに二十四教室を確保するため、図書室、新BOP室と理科室などの特別教室を改修などにより普通教室として整備いたします。

次に、②必要スペースの確保です。図書室については家庭科室に移転させ、図書室の機能は校内に確保してまいります。しかしながら、新BOP室と特別教室二教室の確保は既存の敷地内では困難な状況となっております。そこで、③の民有地の活用を考えております。中丸小学校の正門前には、駐車場等として利用されている敷地がございます。この敷地をお借りすることが可能であるか確認をしておりますが、一定期間を条件に利用が可能である旨の回答をいただきました。このため、この民有地を活用する方向で対応してまいりたいと考えております。

これを踏まえまして、④施設整備でございますが、1)整備内容として、まず、校舎内の改修ですが、新BOP室や特別教室を普通教室などに改修いたします。また、民有地を利用した増築棟には、新BOP室として、活動スペースや事務室とともに、家庭科や理科室などとしても利用可能な機能を持つ多目的室二室を整備し、校舎内の不足するスペースを補ってまいります。2)発注方法および建物構造ですが、今回、建設します増築棟は七年間のリース方式いたします。また、階数は二階としております。

(3)施設の概要ですが、今回、お借りをする民有地や増改築の建物の概要は、御覧のとおりです。

(4)賃借地の解約を見据えた改築計画についてですが、貸主様の意向や校舎の老朽化を踏まえますと、十五年後には改築も必要となつてまいります。このため、賃貸借終了を見据えまして、計画的な改築計画の検討を進め、学校運営に支障が出ないよう、改築手法等の検討を進めていく必要があると考えております。

3の概算経費でございますが、(1)、増築棟のリース期間である七年間のリース代と増築棟予定地の賃借料として、約三億九千万円ほどを予定しております。

4の今後のスケジュールでございますが、本日の報告以降、土地賃借交渉を進めまして、令和四年度内には増築棟の整備を終え、教室数の不足がないよう対応してまいります。

一番下に中丸小学校の児童数とクラス数の推移、また、三枚目には、別紙1としまして、中丸小学校周辺の案内図、また、下の段には、中丸小学校と、道路を隔てまして、今回お借りする増築棟の用地を斜線でお示ししてございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)世田谷区立瀬田小学校改築基本設計について、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、世田谷区立瀬田小学校改築基本設計につきま

して御説明をさせていただきます。

まず、1の主旨でございますが、世田谷区立瀬田小学校につきましては、令和元年五月に棟別改築の整備方針を策定し、その後、令和二年五月に改築基本構想を策定しております。このたび基本設計を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2の基本設計の概要でございますが、(1)建築概要の①敷地概要、②建物概要、③主要室構成は、記載のとおりでございます。

次に、(2)配置計画から、二ページ、(7)環境計画につきましては、別紙の図面を併せて御覧いただければと思います。一ページ目は、建物概要と案内図になってございまして、二ページが配置図になってございます。図面の上が北の方位となっておりますが、改築する校舎、体育館、屋上プールにつきましては北側に配置をいたしまして、南側に整形な校庭を確保する計画としてございます。通学動線につきましては、現在と同様に、西側道路から、道路に面した歩道状の空地を設けて、児童の安全な登下校を確保してございます。

三ページは、一階平面図となっております。南側の校庭に面しましては、職員室等管理諸室を集約するとともに、家庭科室も校庭等の行事における活用を想定して配置してございます。東側部分には、特別支援学級等を一、二階に配置をいたしまして、落ち着いた環境が確保できるようにしてございます。また、北西の角には多目的ルームを配置してございまして、地域利用や災害時における避難所利用も想定してございます。

四ページは、二階平面図と三階平面図となっております。図面の左側が二階平面図となっておりますが、二階には、体育館、音楽室、図書室などを配置いたしましたして、先ほどの一階の多目的ルームとともに、地域開放を想定したセキュリティの区分を計画してございます。

五ページは四階平面図、六ページは立面図等を添付してございますので、後

ほど御確認をお願いいたします。

かがみ文の二ページに戻っていただきまして、3の仮設校舎についてでございます。近接する瀬田中学校の特別教室等を共同利用するとともに、校舎の一部を新BOP室として利用することによりまして、効率的な施設整備を図ってまいります。

次に、4の概算経費でございますが、(1)概算事業費は、設計、工事費等を含めまして約四十五・七億円でございます。

最後に、5の今後のスケジュールでございますが、今年度は六月以降に基本設計の説明会を開催する予定としてございまして、夏以降から順次工事に着手いたしましたして、令和六年度末の新校舎供用開始を予定してございます。令和七年度以降は、既存特別教室棟の改修工事や既存体育館解体工事などを行いつて、令和八年度中に全ての工事が完了する予定としてございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7)世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業計画の見直しについて、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、世田谷区立砧小学校・砧幼稚園改築事業計画の見直しにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、1の主旨でございますが、世田谷区立砧小学校、砧幼稚園は、平成三十年度に改築整備方針を策定いたしましたして、令和二年二月に改築基本構想を取りまとめているところでございます。令和二年度には設計施工一括発注方式による事業者選定プロポーザルを実施いたしました但、プロポーザルが不調とな





ございます。区におきましては、今年度に世田谷区将来人口推計の補正推計を行う予定であることから、将来の就学前人口、児童数の推計も参考に必要な施設規模を再精査するとともに、次に示します②の検討内容も踏まえた上で、施設整備手法の再検証をまいります。

②幼稚園の改築計画の見直しについてでございます。事業費の増額には、幼稚園の改築に伴う増額も見込まれてございます。また、保育待機児童が解消され、また、コロナ禍における出産数、未就学児童数の減少、幼児教育の無償化の影響などによりまして区立幼稚園の在園児数も定員を下回る状況が続くなど、区立幼稚園を取り巻く環境は急激に変化してきております。このような状況を踏まえまして、砧幼稚園の改築に当たりましては、施設規模や運営形態等の見直しを図りまして、本計画に反映するとともに、今後の区立幼稚園及び認定こども園の在り方全体につきましても見直しを検討してまいります。

最後に、4の今後の事業スケジュールでございます。基本構想策定時のスケジュールは記載しておりますとおりでございましたが、今年度は、施設規模の再精査及び整備手法の再検証と、区立幼稚園及び認定こども園の在り方の見直しを行ってまいります。

なお、令和四年度以降のスケジュールにつきましては、現時点では一年程度の延期を見込んでございますが、今年度の検討状況を踏まえまして再調整をした上で、また改めて御報告をさせていただきます。

資料の一番後ろには、別紙2といたしまして、基本構想で取りまとめました配置、平面図等も添付してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(8) 令和三年度教科書展示会の開催について、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 私からは、令和三年度教科書展示会の開催について御説明いたします。

まず、1 目的ですが、区立小・中学校で使用している教科書を閲覧していただく展示会を開催するものでございます。

次に、2、展示期間・会場等につきましては、六月十一日金曜日から七月八日木曜日までのおよそ一か月、午前九時から午後五時まで、教育センター二階にあります教科書センターで展示をいたします。

次に、この展示会の種別について御説明いたします。教科書展示会は、①の国が定めた法定展示会と、②の教科書の採択替えの年度のみ東京都教育委員会として実施する特別展示会がございます。この二つについては、同じ教育センター内の会場で、①、②の順番で続けて実施をいたします。なお、今年度は採択替えの年度ではなかったため、法定展示会のみ開催の予定でしたが、新たな検定を経た中学校用教科書がある旨、令和三年三月三十日付、文部科学省から公表となったため、東京都教育委員会として実施する特別展示会を開催することとなっております。

休館日は、(3)の表に記載のとおりでございます。

最後に、3の展示内容も記載のとおりでございます。

私からの説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(9)タッチ・ザ・ワールド事業の評価・検証について(追加報告)、本件に関して、塚本副参事より説明をお願いします。

○塚本教育政策部副参事(学校経営・教育支援担当) 私からは、タッチ・ザ・ワールド事業の評価・検証について、以前に本委員会で報告しておりますが、利用実績、事業経費、事業の総括を改めてまとめましたので、御報告いたします。

資料の二ページ、1、事業概要を御覧ください。タッチ・ザ・ワールド事業は、平成三十年十月に、多様なコミュニケーション場を体験することで、子どもたちや区民が楽しみながら英語を学び、多様な文化に触れることができることを目的に始めました。

(3)、事業の実施場所といたしましては、弦巻にあります世田谷区教育センター二階にて、九つのゾーンを構成し、外国人指導員と一緒に多文化体験を行うことのできる施設でございます。詳細については、後ろから三枚目の資料、タッチ・ザ・ワールドのパンフレットのコピーをつけておりますので、後ほど御覧ください。なお、今後、説明の中では外国人指導員のことをALTと呼び、説明いたします。

(4)事業形態としましては、①にあります平日の昼間や土休日等の一般利用、②にあります月一回程度、英語でのコミュニケーションを基本としたアクティビティーや海外生活の疑似体験のできるイベント、③にあります平日の午前に実施している小学校四年生を対象とした移動教室となっております。

2、タッチ・ザ・ワールド事業の利用実績を御覧ください。(1)利用数、①は、一般利用とイベントの一日の利用人数を月平均にしたものになります。一般利用は、平日と土休日とで分けて示しております。

三ページ、令和二年度の四月八日から五月三十一日は、コロナウイルス感染

症対策のため、休館にしております。なお、八月の平日は長期休業に含まれます。

②で、移動教室の利用人数を記載しております。令和二年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、移動教室の形態は取らず、学校へALTを派遣しての出張型で行い、九月からの開始となりました。

(2)利用者内訳ですが、平成三十年度、令和元年度、令和二年度ごとにページがまたがりませんが、円グラフで示しております。平成三十年度は小学生の利用数が一番でしたが、令和元年度、令和二年度と未就学児の利用数が一番になっております。そのため、未就学児の広場的機能としての利用が高まったことがうかがえます。

四ページ、(3)利用者居住地については、やはり弦巻など近隣の方の利用が多く、広く区民の方々に利用してもらうことができませんでした。また、地区の児童利用施設としての役割が鮮明になる一方で、教育学習施設としての機能を果たすには至りませんでした。

五ページの(4)については、一般利用と移動教室の感想の抜粋になります。

六ページ、3の事業経費を御覧ください。上に初期費用とその内訳、その下に運営経費とその内訳を記載しております。運営経費の内訳としましては、施設運営費、設備維持費、こちらは映像に関するものと通信に関するもの、消耗品費、最後にジオラマ撤去費になります。

七ページの4は、来館者一人にかかる施設運営経費となります。

5、事業の総括を御覧ください。(1)一般利用については、利用者数が十分でなかったと考えております。その要因として考えられるものは、事業の周知が学校からのものが中心であり広く区民になされなかったこと、利用者にとって魅力的なプログラムではなくリピーターが増えなかったこと、交通の便としての立地条件があまりよくなかったことと考えています。このことから、一般

利用の利用者については、令和元年度は増加したが、施設の規模感や英語を学ぶという目的からは十分な利用があったとは言えません。また、一般利用の時間は平日の午後が大半を占めておりますが、その時間は未就学児とその保護者の利用が多く、英語体験や多文化体験としての利用がなされていないなかった場面があったと考えます。

(2) 英語体験イベントにつきましては、毎回テーマを変え、学校を通じて開催のチラシ等を配付したりしたことで多くの方に利用していただきました。このことから、一定の実績が得られたと考えます。イベントの内容については、こちらも参考で、資料の後ろから二つ目に、そのときに配ったチラシをつけておりますので、後で御覧ください。

(3) 移動教室についてです。多文化体験を目的としたプログラムのため、体験中に日本語を話してしまうことや、また、ALT一人に対する児童の人数が十人を超えることもあり、英語を話す体験を充実させることができなかったと考えます。このことから、子どもたちは、授業時間以外の多くの時間をプログラムを通して、ALTと楽しく過ごすことができたが、英語を話すという点では十分な時間を確保できなかったと考えます。

八ページ、(4) 事業経費についてですが、初期費用が約四千九百万円となっております。内訳としましては、工事費に約二千九百万円、映像機器等の設備に約二千万円となっております。なお、今お話しした工事費と映像機器等の設備費用で初期費用の九九%を占めます。また、主にALT配置の費用である施設運営費が運営経費の九割近くを占めます。令和元年度の施設運営費二千百九十四万五千円は、前にお示しました六ページの事業経費の表を見ていただきたいのですけれども、令和元年度の施設運営費二千百九十四万五千円と令和二年度の二千四百二十六万二千円の差については、ALT配置の単価と税率が上がったことによるものです。施設運営費の事業別に占める割合は、平日の一般

利用が一九％、土休日等の一般利用が二八％、英語体験イベントが一四％、移動教室が三九％になります。また、事業別来館者一人当たりの単価は、4でお示しましたが、平日の一般利用が千七十四円、土休日等の一般利用が八百六十八円、英語体験イベントが二千二十七円、移動教室が千二百六十九円になります。令和元年度の映像に関する設備維持費が他年度より大幅増額の二百二十四万四千円であるのは、プロジェクションマッピングとタッチ式映像コンテンツの更新によるものとなります。

②評価につきましては、タッチ式の映像コンテンツについては入り口付近にありますので、来館者の施設利用への期待を高めることに一定の効果はあったが、内容に広がりがないためにリピーターの期待に沿えるものではなかったと考えます。また、プロジェクションマッピングについては、小学校の移動教室で来館した児童が冒頭に興味、関心を高めるために一定の効果があったものと考えます。イベントにつきましては、先ほどお話ししておりますが、来館者一人にかかる施設運営経費が一番高いですが、集客率が高いこともありますので、今後も同じような事業を継続していく必要があると考えます。そのほかにも、常設公開を基本とするならば、コンテンツの更新を当初から織り込んだ上での事業プランとすべきであったこと、また、平日の午後の集客が少なかったことから開館日の検討も必要であったと考えます。今回の評価、検証を踏まえ、今後行う事業については、利用者の感想等を分析しながら内容の検討、定期的な見直しを行ってまいります。

6の今後の方向性を御覧ください。九ページになります。今年度の小学校四年生の移動教室については、昨年度同様、コロナ感染症の影響を考慮して中止とし、プラネタリウムのチケットを配付いたします。来年度以降の移動教室につきましても、今後新たなプログラムの検討をしております。今までタッチ・ザ・ワールドで行っていた小学校四年生の移動教室については、英語体験

活動として、昨年度と同様に、各学校にA L Tが訪問する形で英語体験として実施いたします。その際に、子どもたちがより多く英語に触れ、話すことができるよう、児童六名程度の一グループに一人のA L Tを配置するなど、プログラムの内容の見直しをしております。令和四年度以降についても、今お話しした学校での英語体験活動を継続実施し、それ以外にも生きた英語に触れることができる英語体験イベント等の実施について新たに検討してまいります。

以上で報告を終わります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。九ページの6、今後の方向性の上の二行のところ、今お話しいただいた利用者の感想等を分析し、定期的にコンテンツの内容を見直していくということが書かれています。これは本事業だけでなく、これ以外の全ての事業についても、それぞれ必要な見直しを行って、その上で、前例踏襲ではなくて、必要に応じて、事業の廃止も含めて必要かどうかということをそれぞれ御判断いただければと思います。特に御回答は結構ですので、それぞれの事業で必要な見直しを行っていただきたいという趣旨でございます。

○渡部教育長 それぞれの事業についての見直しということですね。

それでは、ここで管理職の入替えを行いますので、三分ほど休憩を取らせていただきます。

午前十時四十八分休憩

午前十時五十二分再開

○渡部教育長 それでは、再開いたします。

(10) I C Tを活用した新たな学びの取組み状況について、本件に関して、齊藤教育I C T推進課長より説明をお願いします。

○齊藤教育ICT推進課長 教育ICT推進課長の齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ICTを活用した新たな学びの取り組み状況について御説明いたします。

1の主旨でございますが、昨年度、タブレット端末の配備など学校のICT環境の整備状況を何度か報告してまいりましたが、今年度から新たな学びの取り組みを本格的に進めていくということで、今後の動きについて御報告するものです。

2、ハードウェア・ネットワーク等の整備状況でございますが、(1)タブレット型情報端末につきましては、昨年度中の配備と今年度当初の追加配備により、児童・生徒一人一台の配備を完了いたしました。教職員分は学校の規模に応じて配備しておりますが、今後も追加配備を検討してまいります。なお、ここには記載しておりませんが、昨年度の一時期、コロナ禍における対応といたしまして、レンタルしておりましたスマートフォンを各学校に今回二台配備いたしました。保護者との連絡、相談対応や緊急連絡メールの配信等に活用してもらう目的でございます。

(2)ネットワーク等の整備についてでございます。①校内通信ネットワークの運用開始ですが、双方向型授業に対応できる高速通信ネットワークの整備を小・中学校全校で完了し、四月から運用を開始いたしました。②、ネットワークや端末等の運用支援でございます。学校や保護者からの問合せ対応や、ネットワークや端末の故障などの対応、アカウント管理の支援などを一括して行うサービスデスクの本格運用を四月下旬から開始いたしました。その利用者支援の一環として、タブレット端末を家庭で利用する際に、FAQの参照や問合せができるポータルサイトを五月中旬から開設し、御家庭でのタブレット利用時にトラブル等が生じてサポート窓口が問合せに応じられるようにしております。



す。事業者につきましては、プロポーザル方式により選定したネットワンシステムズ株式会社と契約しております。

(3) 教育用クラウド基盤へのデータ移行でございます。今、学校ですとか、弦巻の教育センターのサーバーで分散管理しております教材等のデータを、今後、学習データや教材データと一括管理していくためにクラウド上の基盤へのデータ移行を進めているところでございます。

3、学習で使用するアカウント及び学習支援アプリの整備でございますが、児童・生徒及び教員に一人一アカウントの配付を行っております。(1) マイクソフトアカウントでございますが、ワード等のオフィス系アプリ等を使用するためのアカウントを配付しております。

(2) 双方向型学習支援アプリとして導入したロイノート・スクールのアカウントを配付し、協働的な学びを実現するツールとして活用を進めるとともに、オンライン授業の試行も指示したところでございます。

裏面を御覧ください。(3) ドリル系学習支援アプリとして導入しましたQuenaのアカウントを配付し、各校で授業内や家庭でのドリル学習を開始しております。

(4) ですが、これまでに話しした学習支援アプリの効果的な活用に関しましては、教員の中から選任したICTインフルエンサーが作成した動画の配信を行っております。また、研究指定校や研究協力校におきまして、アプリを効果的に活用することでどのような学習成果が生まれているか発信し、さらなる活用を促す予定でございます。

4、世田谷区立学校保護者を対象にしたオンラインセミナーの開始でございます。このたび一人一台のタブレット端末を配備しましたが、これを受け取ったはいいがどう活用したらいいかわからないといった声も保護者から寄せられておりまして、そうした疑問に答えるためにも、オンラインセミナーを(1)に

記載のとおり五月十五日に開催いたしました。

(2) プログラムに記載のとおり、学識経験者と教育長によるリレートークの後、保護者代表も交えてフリートークを行いました。ユーチューブによるライブ配信後に、今も録画配信を行っているのですが、五月二十一日現在で約二千四百回の視聴をいただきまして、保護者の関心の高さがうかがえる結果となりました。今後も様々な機会を捉えて保護者への発信に努めてまいります。

5、ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画の策定についてでございます。(1) 策定の目的ですが、一人一台のタブレット端末などのICT環境を活用して、探究的な学び、協働的な学び、個別最適な学びといったことを実現していくためには、教員のICTを活用する力が不可欠になってまいります。そうしたICT活用指導力を向上させていくため、教育におけるICT活用の基本方針ですとか、活用を成功させるための考え方や道筋を示した人材育成計画を別紙のとおり策定したものでございます。この計画は今後広く区民にも公表してまいります。

(2) 計画の内容でございます。教員のICT活用に関する実態調査を基に、令和三年度からの三か年の年次到達目標を設定した上で、研究、研修ですとか、人材育成体制、推進体制などの目標達成に向けた方策を示しております。また、写真を交えたICT活用実践事例や、端末にはオンラインセミナーで登壇いただいた学識経験者による対談を収録しまして、ICTを活用した教育の未来予想などを御紹介しております。

(3) 教員向けのICT活用手引書の作成でございます。この人材育成計画を基としまして、学校現場で想定される課題ですとか、その解決に向けた取組み手段などを紹介したハンドブックを今後、全教員に配付することで教員の理解を深めるとともに、現場で実践していく上での支援を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 環境整備など着実に進めていただきまして、ありがとうございます。私から、二点、検討のお願いです。前々回の会議でお願いいたしました。特に資料の3のコンテンツの活用について、各学校の活用状況と、その成果と課題を教えてください。これは、導入した初期段階では、各学校の状況に差があるのではないかと推測されますので、状況をよく把握する必要があると考えます。そこで、一学期中の各学校の活用状況とその成果と課題ということについて、どういった方法で把握すれば実態が分かるかという点も含めて、夏休み中にまとめて改めて御報告いただいてはどうかと思います。いかがでしょうか。

もう一点、今年度の方針として、アプリを活用した学習について、個別の学習計画や学習履歴によるPDCAサイクルをモデル的に実施することになっていくかと思えます。そのモデル的な実践はどのような取組みをされる御予定か教えていただけますでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 今、二点御質問をいただきました。活用の状況につきましてですが、アカウントは配備いたしました。IDパスワードが子どもたちに届く状況ということで、端末の配備と併せて、やはり学校によって異なる状況は把握しております。現在、学校担当の指導主事から支援に入っている状況でございます。先ほどもありましたように、活用していくための活用動画の配信でありますとか、学習履歴を基にした授業における有効なドリル学習の進め方などにつきまして、こちらから情報を発信しながら、一学期の学習状況を把握して、その成果と課題という形での御報告はしていきたいと考えております。

また、今、PDCAサイクルのお話がありましたけれども、学習履歴を活用

した最適な学びということで研究校を指定しておりますので、そちらの取組み状況などにつきましても全校に発信をしまいたいと考えております。

○亀田委員 二点目の点は、計画と履歴によるPDCAということで理解してよろしいでしょうか。

○隅田教育研究・研修課長 今回、導入した、特にドリル系アプリが持っているAIを搭載して、子どもたちに適切な問題が次々に配信されていくような状況、また、子どもたちの学習の状況、どれくらい時間がかかっているのか、どれくらい頻度で学習に取り組んでいるのかということを経験が把握をするこ  
とによる、いわゆる指導方法への改善など、そういったサイクルにつきま  
して、研究校の取組みを全校に発信したいと考えております。

○亀田委員 履歴によって問題が提示されるということだと思っておりますが、計画と履歴というPDCAサイクルが必要というのが、今年度の方針になっていきますので、履歴による問題の提示だけではなくて、そもそもそのお子さんの個別最適な学習のための方針と履歴による修正、見直しによるPDCAサイクル、そういった形で研究を進めていただければと思います。

○隅田教育研究・研修課長 そのような形も含めて進めてまいります。

○澁澤委員 五月中旬に開設した保護者向けのポータルサイトへのアクセスですとか、直接の質問内容はどのような状況か、今のことを教えていただだけませんでしょうか。

○齊藤教育ICT推進課長 ポータルサイトですけれども、開設したばかりということもあって、まだアクセス数などは取れていないのですが、幾つか問合せがあることとしましては、例えば、パスワードを何度も間違えてしまつてアクセスできなくなつてしまつたがどうすればいいかとか、まずはそういった単純な問合せが多くなつていきます。これは問合せフォームにメールアドレスを入力しまして、後ほどメールで回答するような形になっているのですが、単純な

質問に関しては、サービスデスク、委託業者のほうで答えていまして、私どもに上げてこないと答えられないような複雑な問題に関しては私どもに連絡があるような形になっておりまして、今後、履歴等も積み上がっていくので、それもFAQに掲載していく、よくある質問、回答にもまとめまして、その回答の精度をだんだん上げていくとか、FAQを見れば質問しなくても答えられるサイクルをつくっていきたいと考えております。

○澁澤委員 多分、保護者間でのいろいろな情報交換もあると思いますので、こちらが受けて、それに対してどう対応するかというだけではなくて、こちらからまた保護者にそれをフィードバックしていったというような仕組みもぜひ考えていただければと思います。

○中村委員 仕事の関係で、最近、教育実習の学生を送っている大学の先生たちと情報交換する機会もあつたのですが、先生たちは学校の元校長だったりするのですけれども、今、学校を回って見ていると、情報化の急速な展開が学校現場でかなり負荷になっているというお話を伺うことが本当に多いです。確かにそれだけでなく、本来、授業とか行事とかルーチンで行われていたものをコロナ仕様にしなければならぬという課題とともに、急激な情報化への対応という二つが学校現場にかなり重くのしかかっているようですので、その点を御留意いただいて、今後の施策の推進をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○隅田教育研究・研修課長 やはりICTを推進していく中で、学校、教員への支援というものがとても大切だと認識しております。ICT支援員をはじめとする人的な支援もそうですけれども、今回、人材育成計画も立てさせていただく中で、活用指導力を高めるとしても、学校や教員がそれぞれ持っている課題に教育委員会としても支援してまいりたいと考えております。

○中村委員 よろしく申し上げます。

○宮田委員 五月十五日に行われました世田谷区立学校保護者を対象にしたオンラインセミナーは、私も家で視聴させていただきました。保護者の皆様からは、日頃、タブレット端末と子どもの学びがどのようなものかということに対して疑問の声が聞かれていましたので、今回、このセミナーを拝見してとても分かりやすく丁寧に説明されていたと思いました。その中で、当日参加してくださった学識経験者の皆様や、渡部教育長もお話しをされて、日本の状況だったり、区の方針、また、ほかの学校の事例を拝見して、保護者もそういったものを見ると分かりやすく入ってくるものだと思います。あとは、先生のお話でありました、親が経験していないことを子どもたちがやっているの分からない、それから、ネットに対する不安とかを持たれているというお話もありましたので、確かにそうだなということを私自身、改めて感じました。

保護者と学校が連携して新しい学びを進めていくことは大変重要なことだと考えておりますので、こういった保護者向けのセミナーや、あとは自分の学校では今こういったことがタブレットで授業が行われているのかとか、家庭での使用方法が分かるように、例えば各学校のホームページに載せている学校もあります。ですが、そういった方法で身近に発信をしていたらと思っております。また、今回は小学校でしたが、では、今、中学校ではどのようにタブレットが使われているのかといったことも今後発信していただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○齊藤教育ICT推進課長 今、幾つか御提言、御提案をいただきました。ありがとうございます。保護者向けセミナーにつきましては、これで終わらせるといふわけではなくて、先ほど申し上げましたように、今回は質問が約四百五十件とたくさん出て、全部を取り上げられたわけではないので、教育総合会議等の機会を捉えまして、改めてそういった機会を設けて、保護者への十分なお知らせをしていきたいと考えています。

それから、「教えて！タブレット先生」というチラシも三月に配付させていただきましたりましたが、そういった取組みを今後も続けまして、分かりやすい使用方を発信していく。あとは、すぐる、緊急連絡情報配信サービスでそうした情報を発信することで、中学校を含めて、今後、使うに当たつての注意、健康に留意すべきことなどを改めて発信していきたいと考えております。

○宮田委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 よろしいですか。それでは、次に進みます。

(11) 医療的ケアが必要な児童による分身ロボット Orihime を介した学校活動への参加にかかる研究について、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは、私からは、医療的ケアが必要な児童による分身ロボット Orihime を介した学校活動への参加にかかる研究について説明申し上げます。

お手元の資料、1の主旨でございます。本研究事業でございますが、新型コロナウイルスの感染が引き続き中、医療的ケアを必要とする児童・生徒のうち、基礎疾患を有し、重症化リスクがあることから登校が困難となっている児童・生徒を対象に、分身ロボット Orihime を活用した遠隔授業による学習支援や行事参加について、区と協定を締結する東洋大学と協働して研究事業を実施するものでございます。

2の研究目的の説明をする前に、簡単ではございますが、分身ロボット Orihime について御説明申し上げます。

資料の四角の枠内を御覧ください。分身ロボット Orihime とは、入院や障害等による移動の制約を克服し、その場にいるようなコミュニケーションを実現することができるロボットでございます。Orihime には、カメラ、マイク、スピーカーが搭載されており、学校等に設置し、自宅等からタブ

レット端末を介して操作することで、周囲を見回したり、リアクションをしたりすることができ、離れた場所からでもコミュニケーションが可能となるものがございます。

資料の二枚目に簡単なイメージ図を掲載しております。後ほど御覧いただければと思います。

それでは、資料の説明に戻ります。2の研究目的でございます。研究目的としましては、遠隔授業による学習支援をはじめ、実技を伴う授業や行事、式典など、学校生活における様々な場面でOrihimeを活用し、既に学校で活用されているズームなどの電子会議システムとの役割分担や、Orihimeがより効果的に活用される場面を検証し、対象となる児童・生徒のより幅広い学校活動への参加に向け、Orihimeの活用がもたらす効果を明らかにしてまいります。また、対象児童・生徒の家族、教員、学級の児童・生徒につきましても、医療的ケア児に対する授業における指導方法や理解促進について、どのような効果や影響があるのか、こちらについても明らかにしてまいります。

次に、3の研究方法でございます。まず、(1)対象者でございます。こちらは繰り返しになりますが、対象者は、医療的ケア児のうち、基礎疾患を有することにより登校ができない、または制限されている児童・生徒、その家族、教員、学級の児童・生徒で、本研究事業への協力に同意を得られた方となっております。

次に、(2)協力の同意確認でございます。同意につきましては、研究目的や研究方法等について、それぞれに文書による説明を行い、文書による同意を得てまいります。

資料の裏面を御覧ください。次に、(3)実施期間でございます。実施期間は五月末から令和四年三月までを予定しております。



続いて、(4)研究場面でございます。こちらでも繰り返しになりますが、記載のとおり、通常の授業のほか、グループワークなどの話し合い活動、図工や家庭科などの実技を伴う授業、運動会や学芸会などの行事、式典など、本人や教員の意見も伺いながら、様々な場面での活用を想定しております。

次に、(5)活用効果の収集方法でございます。まず、①、対象児童・生徒、家族、教員につきましては、活動の開始期、中期、終了期において個別にインタビューを実施し、効果や課題を聞き取り、収集してまいります。次に、②所属する学級の児童・生徒につきましては、グループインタビューを実施し、感想や気づいたことを聞き取り、こちらについても効果等を収集してまいります。

次に、4、役割分担でございます。本研究事業におきましては、東洋大学は研究の実施や報告書の取りまとめ、Orihimeのレンタル費用の負担を行います。そのため、基本的に区の費用負担はございません。一方で、教育委員会や学校では、インターネット環境の提供や遠隔授業等の実施、保護者との調整を役割として担います。

次に、5、研究成果の公表方法でございます。本研究の成果につきましては、まずは九月を目途に、東洋大学で出版が予定されている機関誌に本研究の中間報告を掲載する予定でございます。最終的な研究成果につきましては、東洋大学にて報告書を作成し、年度末もしくは年度初めを目途に教育委員会へ報告予定です。なお、報告に当たりましては、学校名や氏名など、個人が特定されないように配慮してまいります。

次に、6、今後の方向性でございます。本研究の結果、成果に基づきながら、登校が困難となっている児童・生徒の学びの機会の確保等について、その効果を踏まえながら、今後の展開の可能性や支援の在り方について検討を行ってまいります。

最後に、7、今後のスケジュールでございます。令和四年四月の文教常任委員会にて報告を予定しております。併せて、本委員会での報告も予定しております。

私からの説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。民間と連携して先進的な取組みを行うというのはとてもよいと思います。そうした意味で、この研究以外でも、報道などの様々な情報の中で、区の教育にとって有益な民間の動きがあれば積極的にこちら側から声をかけて民間との連携の試みにチャレンジしていただければと思います。御回答は結構です。

○渡部教育長 ほかによろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(12)教育総合センターの開設に向けた取組み状況について、本件に関して、北村新教育センター整備担当課長より説明をお願いします。

○北村新教育センター整備担当課長 教育総合センターの開設に向けた取組み状況について御説明をさせていただきます。

まず、1の主旨でございます。教育総合センターにつきましては、本年二月の教育委員会に運営計画の案として御報告を差し上げまして、三月に策定をさせていただきます。今回は、その運営計画に基づきました令和三年度の取組み状況につきまして御報告をさせていただくものでございます。

2の教育総合センターに関する令和三年度の主な取組みでございます。(1)世田谷区立教育総合センター運営計画に基づく主な取組みでございますが、こちらはホツキス留めの資料の二枚目に、重点取組み事業ごとに令和三年度の取組みを記載してございます。

かがみ文、(2)教育総合センター開設に向けた組織改正等でございます。

①、②とございまして、①では、令和三年四月一日付で行った組織改正、②では、十二月に予定している組織改正について記載をしてございます。

(3)教育総合センター運営協議会の設置・開催でございます。教育総合センターの開設に先駆けまして、七月下旬に第一回運営協議会を開催する予定でございます。教育委員の皆様にも改めて御案内させていただきます。

(4)財産（世田谷区立教育総合センター用一般什器・備品等）の取得につきましては、第二回区議会定例会に議案を提出する予定でございます。

裏面を御覧ください。3の今後のスケジュールでございます。九月末に新築工事の竣工を予定してございます。それから、十一月に什器類等の納入を予定してございます。それから、十二月上旬に内覧会を予定してございます。また、センター開設につきましては、現在の予定でございますが、十二月二十日でございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。三点あるので、端的にお答えいただければと思います。

二枚目の別紙の部分の学校支援のところ、探究的な学習への転換とあります。小学校における発展的な学習を推進していくというのが本年度の課題の一つになっていると思います。例えば、小学校で研究指定をお願いするなど、いろいろな方法があると思いますけれども、小学校の発展的な学習の推進について、本年度どのように取り組んでいただくか教えていただけますでしょうか。

二点目は、同じく別紙の真ん中の教育相談の点ですけれども、これまでの教育相談の課題と、それをどう解決していくかというのをこのセンターでどのように行っていく御予定か教えていただけますでしょうか。

併せて、三点目は、その下の不登校にも関連して、不登校に関する情報、特に進路の情報の提供について、このセンターでどのように取り組まれるか教えていただけますでしょうか。

○渡部教育長 三点ありましたので、順番に行きますか。まず、発展的な学習のところですか。

○毛利教育指導課長 発展的な学習についてなのですけれども、前回の学習指導要領にも書かれておりまして、子どもたちは、特に算数、数学については習熟度別指導をしながら発展的な学習、また、しっかりと基礎を学ぶというような学習をしているところでもあります。こちらについては、特段、発展的な学習についての研究チームというのは設けておりませんが、各学校での個別の学習を支援していくような形で進めているところです。

○亀田委員 現状そうだと思うのですが、今の区の小学校の状況を見ると、発展的学習をさらに充実、推進させていく必要があるのではないかという問題意識の中で今年度の取組みの方針になっていると思います。改めて御検討いただいて、どういう内容で、どういう方法で推進していくのかということ、世田谷の小学校の状況も踏まえて、現状、今のままでいいのかどうかという点も含めて改めて御検討して、また結果を教えてくださいませんか。

○渡部教育長 では、改めてということでしょうか。

それでは、二点目、三点目は、教育相談、不登校ですね。

○柏原教育相談・支援課長 御質問いただいた二点についてお答えさせていただきます。

まず、一点目なのですが、教育総合センターができることによりまして、不登校、特別支援教育等に関わる相談等を管轄する所管が一括に集まってくるようになります。地理的にそういったところで一括に集まることによつて、連携というのはより強固になってくるかと考えております。

具体的には、相談の部分につきまして、これまで就学とか就園に関する相談、いじめに関する相談、不登校に関する相談でそれぞれ相談窓口というものがございましたが、今後につきましては、教育総合センターの中で総合的に相談を受ける機能、そういったものをつかりつくっていききたいと考えております。併せて、専門チームによる学校支援というものがございますが、現在、特別支援教育巡回グループと教育支援グループの二つのグループで支援を行っておりますが、今後、不登校に関する専門家チームも立ち上げまして、それぞれの役割分担に基づき連携を取りながら総合的に支援をしていく必要があるかと思えます。先ほど冒頭で申し上げた総合的な相談窓口において入ってきた相談を受け止めながら、その先の支援、先ほど申し上げたような専門家によるチームにしっかりとつなげながら、全体で支援していくような体制というのを今後センターの中でつくっていく必要があると考えております。十二月の移転に向けて、併せて今後検討を具体的に進めていきながら、こういった体制でできるのかというところを改めて報告させていただければと思います。

三点目の御質問にありました進路に関する情報でございます。不登校に関する進路の情報提供でございますが、現在、保護者の集い等において進路相談を行ったりということ、様々な機会を捉えながら進路の情報提供を行っているところでございます。ただ、今以上に様々なそういった進路の情報というのを漏れることなく伝えていくことが大事だと認識しております。具体的な検討はこれからというところになってくるかと思いますが、例えば学校単位での進路相談をする、また、全体の中で大きく進路の情報提供会をするとか、様々な手法があるかと思えますので、そういった可能性を検討しながら、より情報提供を密にできるような形で進めていきたいと思います。こちらについても具体的な方法が決まりましたら、改めて報告させていただければと思います。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。教育相談については、連携して総

合的な窓口を設置されるということで理解しました。

私の問題意識としては、今現状で相談されている保護者の方、あるいはお子さんたちがどういう点に課題を持って、どういうところが問題とお感じになっているか、それをどう解決するかというところが大事だと思っています。なので、例えば連携されていないとかという点が問題だと保護者の方が感じられているのかどうかというところだと思います。こちらとしては、総合的な窓口を設置するというのは確かにそうなのですが、実際、保護者の方が今何に困っているのか、相談窓口にご相談したけれどもそれで本当に十分な対応になっているのかどうか、十分な支援になっているのかどうかという点も含めて、保護者の方々の問題意識をより探っていただいて、それにお答えするような取組みをしていただければと思います。その点もまた時期を見て教えていただければと思います。

三点目の不登校については、今お話があったように、具体的な検討というのはこれからということですので、それもまた教えていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○渡部教育長 では、またこれに関しても後日ということでもよろしいでしょうか。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(13)新BOP学童クラブの放課後児童システム導入について（追加報告）、  
本件に関して、谷澤生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 新BOP学童クラブの放課後児童システム導入について御報告いたします。

1の主旨でございます。新BOP学童クラブにおきまして、職員が児童と向き合い育成する機会の確保及び保護者の方への利便性の向上を目的としまして、放課後児童システムを導入することとしております。このシステムにより

まして、児童の出席状況の管理及び緊急連絡メールによる保護者への情報提供を行うことで事務改善を図ることができます。また、保護者の方へは、入退所時間や欠席等の連絡をポータルサイトから入力することができます。

本件につきましては、令和三年四月二十二日の文教常任委員会並びに四月二十三日の福祉保健常任委員会で御報告をさせていただきましたが、区立小学校における既存システムの活用や議会への報告の在り方等について質疑がありましたため、また、改めて追加報告をさせていただくこととなったものでございます。なお、四月二十七日の当委員会でも報告をさせていただいておりますが、その資料をかがみ文、二枚目に参考として添付しております。

今回、改めて検討いたしましたのが、現段階における区立小学校におけるシステム等との連携には課題があるほか、民間で提供されております登下校状況の通知サービスを活用したシステムの構築は困難と判断をいたしました。また、既に放課後児童システムの委託による保守及び運営支援並びにパソコン、プリンターのリース契約を締結し、その一部は履行済みとなっております。新BOP学童クラブの事務改善を早急に進める観点からも、放課後児童システムの導入が必要と考えております。そこで、放課後児童システムをまず十五校先行で導入いたしましたして、令和四年五月から全校で運用を開始したいということを考えております。

2、これまでの経緯につきましては、記載のとおりでございます。

3、区立小学校におけるシステム等との連携の現段階の課題についてでございます。(1)緊急連絡メール及び欠席連絡についてでございます。教育委員会では、緊急連絡メール及び児童の欠席の連絡を行う学校緊急連絡情報配信サービスシステムを導入しておりますけれども、こちらのシステムには、パッケージとして出席管理の機能がございません。そのため、放課後児童システムに必要な機能を追加というためには、やはり新たにシステムを構築する必要がございます。

います。

そして、(2)学校のシステム等の活用についてでございますが、学校の既存システムを改修するなどとして、放課後児童システムに必要な機能を実現するためには、情報セキュリティ対策の観点などから、現在、業務や目的ごとに構築、運用してきているシステムについて統合をする際の課題等を整理して解決を図っていく必要が出てございます。また、一部の区立小学校において、希望する保護者の方に民間でやっております有料の登下校メール配信サービスのシステムが導入されておる学校はありますけれども、こちらも保護者の負担あるいは区の負担が大きくなるということを考えますと、放課後児童システムとして導入することは困難であると考えております。

4の今後の進め方についてでございます。(1)放課後児童システムにつきましては、児童と関わる時間の創出など、そういったことのためにやはり早急に導入して事務改善を図っていくという必要がございます。この事業は公募型プロポーザル方式による手続を経た上でシステムの構築を行い、現在、保守及び運用支援等の契約をしております。その一部は履行済みであることから、中止は困難な状況ということがございます。そうしたことから、十五校での運用を七月から開始をして、そこでの運用状況を踏まえまして、来年度、令和四年度から全校で運用を開始したいと考えております。

(3)放課後児童システムの導入に伴いまして、新BOP学童クラブ運営に当たつての利用者の利便性向上につきましては、保護者の皆様の御意見をお伺いしながら改善を進めてまいります。

(4)放課後児童システムにつきましては、システムまたは機器の更新の時期を捉えまして、学校の既存設備やシステム等との連携の可能性を見据えて見直しの検討を図ってまいります。

5の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。



私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(14)部活動支援員マッチング業務委託について、本件に関して、谷澤生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 それでは、部活動支援員マッチング業務委託について御報告いたします。

まず、1の主旨でございます。教育委員会では、区立中学校の部活動に関わる人材の支援としまして、要綱に基づきまして、地域人材の方が部活動支援員として活動する取組みを行っております。令和二年九月に文部科学省より、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、持続可能な部活動と教師の負担軽減としまして、休日に教師が部活動の指導に携わる必要のない環境を構築すべきであるということが示されました。こうしたことから、今後、専門的な知識や経験を生かした技術指導が行える人材をさらに多く確保する必要があるが、引き続き、学校及び教育委員会ですらなる人材確保を行うには限界がありますため、部活動支援員のマッチング事業を業務委託することでさらなる人材支援の取組みを行ってまいりたいと考えております。

2の委託事業内容についてでございます。まず、事業者は、学校からヒアリング等を行いまして、要望に沿った人材を紹介いたします。学校は、事業者が紹介した部活動支援員候補者と面接をした上で、要望に適した者を部活動支援員として委嘱をいたします。

3の予定件数ですが、十件を予定しております。こちらの十件は、いわゆる成約の件数ということでございます。支援員のマッチングが不成立の場合は、

事業者に金額は支払われないという形になっております。

4の概算経費についてでございますが、事業者の選定はプロポーザルによって実施をする予定をしておりますが、提案限度額として、上限で税込み二百五十万円としております。

5、その他でございますが、次年度以降につきましては、学校からのニーズを把握しながら、今年度の取組み内容、効果等を検証して検討してまいります。

最後に、6、今後のスケジュールでございます。御報告の後に、六月からプロポーザルの公告を開始いたしまして、七月に事業者選定を経まして、八月以降にマッチング事業を開始する予定としております。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 二点あるのですけれども、一つは、この予定件数というのは、相談は十件しか対応できないということ、それは全校から一件ずつぐらい中学校の御要望があった場合はその中から十件ということですか、それが一点。

あともう一点は、この場合の支援員というものの待遇は、要するに今までの世田谷区のルールの支援員の待遇であって、よく文科省が言っている非常勤職員的な特別な人間をマッチングするということではなくて、今までの待遇での部活動支援員を事業者によるマッチングで学校に雇用する、そういう理解でよろしいのでしょうか。その二点をお願いいたします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 まず、一点目の件数でございますけれども、こちらは成約件数ですので、学校側からの要望をどういう形で集めるのかというのはこれからですが、御要望をいただいた中で、学校を選びまして、成約した件数が大体十件ぐらいということでございます。

二点目の部活動支援員の待遇ですが、委員おっしゃるとおり、これまでの部活動支援員の待遇と変わりません。この二百五万円につきましては報酬は入っておりませんので、それは別途、区側から払うのですが、今まで部活動支援員の方にお支払いしているものと全く同じ報酬金額ということでございます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(15)世田谷区立尾山台地区会館の工事休館について、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 それでは、世田谷区立尾山台地区会館の工事休館について御説明いたします。

1の主旨でございます。尾山台地区会館において工事を行います。この二階、三階に図書館がございますので、以下のとおり休館するものです。

2の休館期間（予定）でございますが、(2)は尾山台図書館についての休館の予定です。③でございますが、令和三年十月二十三日から十二月二十八日までにつきましては、一階に臨時カウンターを設置して、縮小運営という形での休館という形を考えてございます。

3、工事内容、4、概算経費については、記載のとおりです。

5の周知方法ですが、以下の方法で、様々な手法を使いましてきちんと周知をしてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(16)「知と学びと文化の情報拠点」を実現する魅力ある図書館づくりを推進する運営体制等について、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願い

します。

○會田中央図書館長 それでは、「知と学びと文化の情報拠点」を実現する魅力ある図書館づくりを推進する運営体制等について説明いたします。

1の主旨でございます。図書館ビジョンでは、知と学びと文化の情報拠点を基本理念に様々な取組みを進めているところです。また、新型コロナウイルス感染症の拡大などの新しい状況を受けて、世田谷区立図書館運営体制あり方検討委員会で検討を重ねてまいりました。今回、検討委員会からの報告書を踏まえ、区立図書館運営体制の方針、考え方を取りまとめましたので、御報告するものです。なお、この検討委員会からの報告書につきましては、資料1という形でおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

2の世田谷区立図書館がめざす方向性及び運営体制の考え方です。(1)世田谷区立図書館がめざす方向性でございます。別紙1を御覧いただけますでしょうか。図書館ビジョンに立ち返りまして、知と学びと文化の情報拠点という基本理念、それから四つの視点、六つの基本方針を定めてございます。これに基づきまして、魅力ある図書館づくりに向け、様々な施策に取り組んでいるところでございますので、こちらを再度取りまとめましたものでございます。

かがみ文の1ページにお戻りください。②公立図書館として担うべき機能でございます。こちらでは、公立図書館の専門性と公共性ということにつきまして、公立図書館の責務ということで記載しているところです。

(2)運営体制の考え方です。魅力的な図書館を実現するための運営体制の考え方ということで、検討委員会からの報告書を踏まえて、そして、今まで世田谷が目指している魅力ある図書館というものにつきまして、今回、三つの取組みの柱ということで立てて、考え方を示しているものです。

二ページを御覧いただけますでしょうか。①中央図書館のマネジメント機能の強化でございます。こちらが柱の一つ目です。中央図書館のマネジメント機能

能ということで、全図書館を統括、調整していく機能や、選書、レファレンスといった公共性、専門性を維持していく機能を果たすために強化していくということでございます。特に二ページの中ほど、b)で人材育成について触れておりますが、人材育成計画策定に取り組むとともに、講座や研修の実施、また、意欲ある人材の確保などに努めてまいります。

また、三ページの上段では、外部人材の活用ということで、職員の育成に加えて、様々な資格や職業経験からいろいろな知見を有する方々を外部人材として登用する仕組みなどを検討するということに触れているところでございます。

三ページ、②民間活用でございます。こちらが取り組みの柱の二番目です。民間活用に当たりましては、地域特性や利用者ニーズに応じた自由度の高い図書館サービスの充実を図るために、図書館の規模や来館者数、地域資源の利用可能性など、施設環境を勘案して民間活用を検討してまいります。ア)民間活用の手法についてでございますが、大きく業務委託と指定管理者制度が考えられますが、三ページ目のイ)で記載しているとおりでございますが、新たなニーズに対応する柔軟な対応が可能というところでは、指定管理者が現状の中では勝っているのかというところで、地域図書館二館に指定管理者制度を導入して、今まで経堂、世田谷、梅丘といった民間活用を行っている図書館も含め、もう一度、魅力ある図書館づくりの検証を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、四ページでございます。③（仮称）図書館運営協議会の設置です。こちらが取り組みの柱の三番目となります。図書館運営に利用者の視点を取り入れて、区民や学識経験者、あるいは民間事業者も参画し、恒常的によりよい図書館運営やサービス水準をチェックしていくガバナンス機能の役割を持つ会議体ということで、こちらを設置してまいりたいと考えてございます。ア)

構成員（想定）やイ活動イメージということで、これはまだイメージでござ  
います。記載させていただいているところがございます。

別紙2を御覧いただけますでしょうか。こちらに今お話しいたしました三つ  
の柱ということで、中央図書館のマネジメント機能を強化しながら、また、図  
書館運営協議会によってガバナンスの仕組みをつくりながら、地域図書館に民  
間を活用していくといった運営体制案をイメージしているところございま  
す。

かがみ文の四ページにお戻りください。3、今後の魅力ある図書館づくり  
に向けた検討ということで、検討委員会の報告では、今回、世田谷らしい魅力あ  
る図書館の実現に向けて、参考となる提案を受けております。こちらにつきま  
して、今後の検討事項としていきたいと考えております。

4の今後のスケジュールでございますが、七月に向けまして、今後の取組み  
につきまして、さらに具体的なものをつくってまいりたいと考えてございま  
す。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、  
どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。今、御説明いただいた資料の三ペ  
ージの民間活用については様々な御意見があるところ、今後の進め方について  
お尋ねします。今、御説明があったように、三ページの一番下の地域図書館二  
館にモデル的に指定管理者制度を導入するというのは、そういう方針で、今年  
度そうされるといふことなのかというのと、あと、その後の方針は何かお考え  
があるかという二点お尋ねできればと思います。

○會田中央図書館長 まず一点目でございますが、民間活用につきましては、  
今年度ではございませんので、令和四年度以降ということで、令和四年度に向

けた考え方でございます。こちらにつきましまして、地域図書館二館というものは、今回、あり方検討委員会の報告書の中でも地域図書館に指定管理者制度を導入することが考えられるというような提言もいただきましたので、それを踏まえて、区の運営体制の考え方としてここで記載させていただいているところです。

その後というところでございますが、では、今後どうするかということにつきましては、まだいろいろな検証が必要だろうと考えてございます。そこで、特にガバナンスの図書館運営協議会も設けますので、職員が運営している図書館も、また、民間を使う図書館も含めて総合的に検証しながら、今後どうしていくかというところを検証してまいりたいと考えてございます。

○亀田委員 理解いたしました。ありがとうございます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(17) 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について御説明いたします。

(1) 区立小中学校及び幼稚園・認定こども園につきましては、感染症防止対策を徹底した上で、通常の登校、登園、学級閉鎖等により登校できない児童・生徒や、感染症等への不安により登校を控える児童・生徒には、オンラインによる授業参加やICTを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施する。校外での学習は基本的に中止または延期。部活動は時間を制限し、原則平日のみ実施する。公式な大会等に参加する部活動は、平日以外にも、人数、時間、場所等を制限して実施を可とする。移動教室、連合行事の緊急事態制限期間中の実施については延期または中止する。修学旅行の緊急事態宣言期間中の実施については、学校が延期ま

たは中止するとしています。

(2)新BOPについては、記載のとおりです。

(3)区民利用施設等については、屋内の区民利用施設等に関しては、施設利用を休止とし、屋外の学校開放施設は、感染防止対策を徹底した上で、二十時まで施設利用を可としております。

2、区立小中学校での感染発生状況、直近三か月の推移につきましては、記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。一点だけ、1の(1)の二つ目の黒ポツのところ、登校を控えるお子さんについては、オンラインによる授業参加やICTを活用した学習ということで、必要な措置と考えます。この場合、成績評価がどうなるかということなのですけれども、通常どおり成績評価が行えるということなのかどうかという点と、もし通常どおり成績評価が行えるということであれば、例えば不登校のお子さんについても同じような成績評価が行えるという理解でよろしいでしょうかというお尋ねでございます。

○毛利教育指導課長 今お話があったように、まず学習状況を学校が把握できるかどうかというところが鍵となりますので、オンライン授業で子どもたちの学習をしっかりと把握できるのであれば、評価は可能であります。こちらは不登校の子どもたちにも同じようなことが適用できるように思っております。

○亀田委員 とてもいい方向だと思いますので、ぜひその点を各学校にもよく理解いただければと思います。今、課長がおっしゃったように、学習状況を把握すれば成績評価ができると、それは不登校のお子さんについても同じように成績評価ができるのだということをぜひ各学校で十分御理解いただいて、



そのように措置を講じていただくように促していくようお願い申し上げます。

○宮田委員 小・中学校で、体育を外で行っているときのマスク着用についてですが、ここ数日、気温も上がってきている中での着用は、何か基準があるのでしょうか。各学校の判断になるのか、区で指示を出されているのか。今日、来るときに、外で運動会の練習をしているようでしたが、マスクをして行っていました。午前中、朝で気温がまだ低いこともありませんが、今後、気温が上がってくると、熱中症の心配があります。各学校でそういった点には注意されていると思いますが、その辺の対応についてお聞きしたいと思います。

あと、コロナ禍での運動会の行事は、学校は昨年度と同様の対応でされるのかどうかもお聞きしたいです。

○毛利教育指導課長 まず、体育のマスク着用については、ガイドラインにも示させていただいているのですが、体育中には着用の必要はないと示しております。ただし、少し距離をとる必要があるとか、それはケース・バイ・ケースで学校が判断しております。運動するときにはかなり呼吸等も荒くなったりしますので、マスクを取っても大丈夫と示しているのがまず一点目です。

運動会ですが、昨年度も全ての学校で何らかの形で体育的な行事は行いました。今年度も、五月中の緊急事態宣言中については、基本的には延期または中止と示しておりますけれども、学校の状態によっては、この時期でないとできないというところは、昨年度以上に感染症対策をしながら実施しております。具体的には、学年ごとに区切ったり、タブレット端末が配置されましたので、オンラインで中継をして家庭でも見られるようにしたりという工夫をしております。五月中の状況は、五十三校予定していましたが、緊急事態宣言を受けて、三十校は延期をしており、二十三校は対策をしながら実施をしたという状況です。

私からは以上です。

○宮田委員 分かりました。対策のほうをされているということですので、よろしく  
お願いいたします。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(18)各課行事予定について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお  
願います。

○安藤教育総務課長 お手元に六月の行事予定をお配りしております。六月の  
行事予定を各課ごとにまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思  
います。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、  
どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (19)その他の連絡事項等はございませんか。  
それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いた  
します。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営  
に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議にいたしたいと思いま  
すが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行  
います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会  
い

たします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、栗井教育監、知久教育総務部長、内田生涯学習部長、安藤教育総務課長、前島学校職員課長、毛利教育指導課長、谷澤生涯学習・地域学校連携課長、書記の堤、教育総務課調整係長に御出席いただきます。

ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いします。傍聴人におかれましても、世田谷区教育委員会会議規則第十二条の規定に基づき、御退席いただくこととなります。それでは、御退席をお願いいたします。

午前十一時五十三分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十一時五十七分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

それでは、次回の教育委員会は、六月四日金曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第十回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時五十八分閉会

令和三年第十一回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年六月四日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第十一回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和三年第十回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。亀田委員と中村委員、どうぞよろしく願います。

本日は、事務局からの報告が三件ございます。

それでは次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年第一回区議会臨時会における議案の審査結果について、本件に関して、安藤教育総務課長より口頭説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 口頭での説明で恐縮でございますが、令和三年第一回区議会臨時会における教育に関する議案の審査結果について御報告させていただきます。

令和三年第一回区議会臨時会における議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、世田谷区立池之上小学校第二校舎解体工事請負契約の一件でございます。本件につきましては、四月二十七日に開催いたしました第八回教育委員会定例会での案件として、教育長の臨時代理による決定を報告させていただき、五月十三日に開催された本会議に上程後、翌日、五月十四日に開催された企画総務常任委員会に付託され、審査されました。最終的には、五月十九日の本会議におきまして全会一致で可決されました。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2) 損害賠償請求事件について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 私からは、損害賠償請求事件について御報告申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思えます。1、事件名、2、訴状送達日、3、当事者につきましては、記載のとおりでございます。

4、内容（原告の主張）でございますが、原告甲は、平成二十九年四月に区立中学校に入学し、バドミントン部に入部した。その練習は非常に苛酷で、一年生の三学期頃から腰に痛みを感じ始め、二年生の八月頃から部活動を休まざるを得なくなり、病院で受診したところ、腰椎分離症と診断を受けた。現在でも長時間座ったり全力疾走すると、腰に鈍い痛みと重さを感じている。本件事故は、部活の顧問教諭らが部活動の指導という職務を行うにつき、安全配慮義務に違反したことにより生じたものであり、国会賠償法第一条第一項に基づく損害賠償責任があるとし、区に二千二百四十九万円余りを支払うよう求めているものでございます。

続いて、5の今後の対応につきましては、相手方の請求の内容を十分精査し、適切に対応してまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3) (仮称)世田谷区いじめ対策方針検討委員会の設置について、本件に関して、塚本副参事より説明をお願いします。

○塚本教育政策部副参事 (学校経営・教育支援担当) 私からは、(仮称)世田谷区いじめ対策方針検討委員会の設置について報告いたします。

資料を御覧ください。1の主旨としましては、子どもたちの生命や心身の健全な成長並びに人格の形成に重大な影響を及ぼすいじめについて、今までもいじめ防止等の対策を推進してきておりますが、より一層のいじめ防止対策の施策の充実に向け、平成二十六年三月に策定いたしましたいじめ防止基本方針の見直し等を行うために検討委員会を設置するものでございます。

2、検討委員会の構成メンバーとしましては、学識経験者、弁護士、区立小・中学校長、臨床心理士、青少年委員、せたがやホッと子どもサポート委員となります。

また、検討内容といたしましては、いじめ防止基本方針を見直す中で、3の(1)から(3)の内容について改めて振り返るとともに、いじめ防止や早期対応について、学校と教育委員会が連携し、迅速に組織的な対応ができるような体制を整えてまいります。

4、今後のスケジュールですが、六月、七月、八月に検討委員会を開催いたします。八月下旬の教育委員会で改正案を報告し、十一月にいじめ防止基本方針の改正を行います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。お子さんの安心を図ることは教育

行政において最優先事項と考えますので、いじめの問題への対応を毎年度繰り返して教育委員会として強調することが適切と思っておりますので、今回、この基本方針の見直しを進めるとするのは適切でよいことと考えております。

その際、検討をお願いしたいのは、基本方針において、学校教育の在り方について考えていただきたい。どういうことかという点、みんなで一緒にこうしようというよりも、むしろ違いを肯定する、お子さんの個性や選択を認めるという点を強調していただけるといいかなと思っております。

時間的なコストや人的なコストの制約もありますけれども、恐らくもつと学校生活や授業の中で個性や選択を認める余地があると考えています。例えば、これまでもこの会議で申し上げてきました個別最適化ですとか、小学校の発展的学習、あるいは不登校のお子さんへの対応、成績評価など、日常の授業の中でも、例えば一つの正解にみんなを導くというようなことをしないような授業とか、今でも十分可能な内容が多くあると思っております。したがって、いじめはよくないとお子さんに指導するのもそうなのですけれども、むしろ大人の側の課題として、学校のルールとか授業の在り方を個性や選択を認めるものにしていくと。選択すると多数と少数に分かれますので、そのときに少数をより積極的に評価していく。それが結果的にはいじめの問題への対応になるという点、いわゆる積極的な生徒指導ですとか人権教育の考え方をこの基本方針の柱にいただければと思っております。同時に、それを柱にするだけではなくて、具体的に施策として各学校でそうしたことが実現されていくような取り組みをお願いしたいと思います。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 今の御意見は非常に参考になりました。子ども一人一人が他を認めるといふ教育が大変重要だと思いますので、先生方の意識も含めて、その視点を柱にしながらか検討を進めてまいりたいと思います。



○渡部教育長 ほかにございませんでしょうか。それでは、次に進みます。

(4)その他の連絡事項等はありませんか。

○安藤教育総務課長 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、その他のところでございますが、御報告させていただきます。

国による緊急事態宣言が、これまで五月三十一日まででございましたが、これが延長になり、六月一日から六月二十日まで本件の適用期間となっております。小・中学校、幼稚園、認定こども園の対応につきましては、記載のとおり変更はございません。

(3)学校施設開放につきまして、屋外に加え、屋内の学校施設を開放することとなりました。開放時間は二十時まででございます。

(4)図書館・図書室・図書館カウンターについても、新たに開館することといたしました。一時間以内での利用を要請するとともに、必要に応じて密集が発生しないように入場整理を行ってまいります。

2の感染発生状況につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 ほかにございませんでしょうか。

○毛利教育指導課長 私から、新型コロナウイルス感染に係る教育委員会事務局の対応について、補足で御報告をさせていただきたいと思っております。

この間、オリンピック・パラリンピックの観戦について、児童・生徒の感染リスクや熱中症、安全面でのリスクが懸念されるということから中止を求める声、要請書を各団体から頂いております。

現状ですが、学校連携観戦について東京都教育委員会のほうで準備を進めており、最終的な実施の方法や実施の可否については、今後の感染状況などを踏まえて、東京都教育委員会において的確に判断されるものと考えております。区といたしましては、都の担当者とも連携を取り、あらゆる事態に対応できるように準備を行っているところです。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 ほかほございませんでしょうか。

○亀田委員 今回の報告事項とは違うのですけれども、何点か検討のお願いがござります。

一つは、行政不服審査の審査請求についてなのですけれども、見直したほうがいいのではないかと思っています。具体的には、これまで審査会への諮問をするまでは報告をいただいて、その諮問の後、議案ということになっていましたけれども、諮問の前にも会議として議論したほうがいいのではないかとこの点です。

あと、また別件で、特別支援教室「すまいるルーム」について、教科指導そのものを目的とした指導はしないとなつていますが、各教科の内容を取扱いながら指導できるということになっておると思えます。その点が学校関係の方から伺うと十分理解されていなくて、一律に教科の内容を取り扱わないと聞いております。学校によって違うと思うのですけれども、そうした向きもあると聞いておりますので、各教科の内容を取扱いながら指導できるということをする。先生の先生方に分かりやすく理解、多分、この基準そのものがちよつと分かりにくい部分があると思うのですが、こういうことならできるのだということをする。

担当の先生方に分かりやすくお伝えいただければと思います。

最後に、特別支援教室専門員の方の連絡会の開催について、多分、今、六回できるということになっていると思いますが、それが十分開催されていない、それも学校によってだと思っておりますけれども、その周知をしていただいて、必要な回数を開催できるように御指導をいただければと思います。

○安藤教育総務課長 一点目にございました行政不服審査に関する御議論の進め方についてでございます。持ち帰り、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○毛利教育指導課長 二点目、三点目、すまいるルーム、また、特別支援教室専門員のお話ですけれども、担当課長に連絡しまして周知徹底できるようにしていきます。

○宮田委員 学校における交通安全教室の実施について、コロナ禍ということで、例年どおり大勢集まってやるということはなかなか難しい状況だと思いますが、例年ですと、セーフティ教室が四・五月に実施されていきました。小学校新一年生に対する通学経路途中での危険回避等々、学校で学ぶ場面があります。が、今年度は、どのような方向で行うのか、または、既に時期が決まっているのかどうか、教えてください。ここ最近、実際に信号のない狭い路地で自転車に乗った小学生中学年くらいの子が、自動車のほうが優先の信号のない箇所、一旦停止で止まらずに、自動車が急ブレーキをしている場面とか、信号のないところを渡って車が急ブレーキで止まる場面というのを、近所でも、何回か目撃したことがありました。近くですと、声をかけて注意できるのですが、距離があったので、そういったところを見かけたので、今年はどのような取組みが学校でされるのかを伺いたいと思います。

○渡部教育長 交通安全教室と。

○宮田委員 あと、三年生の自転車教室ですが、それはもう少し後に実施にな

るかと思いますが、併せて伺いたいと思います。

○渡部教育長 自転車教室ということは、PTA主催のもののことでしょうか。

○宮田委員 学校主催のほうです。

○渡部教育長 自転車教室はPTA主催のものもありますが、学校主催のことですか。

○宮田委員 そうです。小学校三年生が対象で、PTAも校外委員さんがお手伝いすることもあります。

○中村委員 スタントマンが来るやつですか。

○宮田委員 スタントマンが来るやつはまた別ですね。

○渡部教育長 では、両方一緒にして考えて、子どもの安全面ということでしょうかですかという話でよろしいでしょうか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 現状、コロナ禍でありますので、学校がどの程度やれているか、延期または、やっている学校もありますが、現状は把握できていません。ただ、確実に今年度どのような形で教室ができるような形を取っていきたいと思いますので、そちらについてはまた御連絡を差し上げたいと思います。

○宮田委員 家庭とも連携を取りながら取り組んでいただければとっておりますので、よろしく願いいたします。

○渡部教育長 あとは子どもへの指導も大事ですから、そのことも伝えるようにしたいと思います。

ほかはございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次回の教育委員会は、六月二十二日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これを持ちまして令和三年第十一回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時十八分閉会

令和三年第十二回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和三年六月二十二日  
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第十二回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和三年第十一回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と中村委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案一件と事務局からの報告が六件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第二十八号 令和三年度世田谷区教育委員会の権限に属する

事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実

施方針

○渡部教育長 議案第二十八号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第二十八号、令和三年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について御説明を申し上げます。

昨年度も第二次世田谷区教育ビジョン・第二期行動計画、令和二年度の取組みの状況と今後の方向性として報告書を作成いたしました。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条に規定される教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、令和三年度の実施方針を決定

するため、提出させていただくものでございます。

資料を一枚おめくりください。1の趣旨でございますが、(1)の効果的な教育行政の一層の推進を図ること及び(2)の教育委員会の責任体制の明確化を図り、開かれた教育委員会を推進することにあります。

2の実施方法でございますが、(1)第二次世田谷区教育ビジョン・第二期行動計画の取組み項目――二十一項目ございますが――を点検及び評価の対象とすることといたします。また、今年度は第二期行動計画の最終年度となるため、総合的な評価を行ってまいります。点検、評価の対象となる取組み項目は、裏面に参考として記載をさせていただいております。

実施方法の(2)以降についてでございますが、(2)点検及び評価は、当該年度の「取組み項目」の進捗状況を踏まえ、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、年一回実施する。(3)点検及び評価は、学識経験者の意見を聴取した上で教育委員会が自ら行う。(4)点検及び評価の実施に当たっては、学校等の意見の反映に努める。(5)この点検及び評価の結果につきましては、報告書として取りまとめて世田谷区議会へ提出し、また、世田谷区ホームページなどで区民へ公表してまいります。

次に、3の教育に関し学識経験を有する者の選任及び委嘱についてでございます。昨年度同様、資料に記載の三名の方をお願いをいたしまして、令和三年六月三十日から令和三年度末の令和四年三月三十一日までの任期で委嘱をするものでございます。

4、スケジュールについては記載のとおりでございます。

議案第二十八号についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。



○亀田委員 御説明ありがとうございます。点検、評価については、その効果を高めるため、これまで様式の改善を図ってきていただいたところですが、さらに改善を進めるためという観点から、二点、検討のお願いをしたいと思います。

一点目は、報告書では、各項目ごとに今後の取り組みの欄に具体的な施策がそれぞれ記載されています。今回、作成する報告書においては、昨年度の今後の取り組みの欄に記載された具体的施策について、それぞれその進捗を今年度の実績として示していただければと思います。例を挙げますと、例えば特別支援教室に関して、今後の取り組みとして、特別支援教室の内容を全校の校内研修の場で通常の学級の先生にも共有するということが示されております。したがって、今年度、九十校の何校でその校内研修を実施したかという実績を記載するなど、それぞれの施策の実績を記載いただければと思います。

二点目は、今申し上げた一つの点をより明確にする観点から、実績の欄には、今後の取り組み欄の施策の実績以外の情報は実績の欄には記載しない方がいいのではないかと、そのほうがクリアになるのではないかと、すなわち、今後の取り組みの部分のPDCAのみを記載するという考え方です。これらで実績の欄には様々な情報が書かれていて、どれがPDCAの部分なのかが判然としなかった点があるのかなと思っておりますので、そうした様々な施策の情報については、例えば区民の方への情報提供として、参考資料として載せるとか、別の形で必要な情報提供をする、そうしたほうがPDCAがよりクリアになるのではないかと思いますので、以上二点、御検討をお願いいたします。

○知久教育総務部長 昨年度も各委員からいただいた意見を反映してまいりました。今年度も今いただいた御意見を踏まえまして改善を図ってまいります。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、議案第二十八号、令和三年度世田谷区教育委員会の権限に属する

事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)世田谷区子ども的人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の令和二年度活動報告について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 世田谷区子ども的人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の令和二年度活動報告について御説明いたします。

本件としましては、1に記載のとおり、世田谷区子ども的人権擁護機関による令和二年度の活動報告書が取りまとめられ、このたび区に提出されたことから、御報告させていただくものでございます。

2のところに報告書の主な内容をまとめておりますが、資料の後ろにつけていただきました水色の報告書に沿って御説明させていただきます。報告書の構成といたしましては、報告書三ページから六ページまでが世田谷区子ども的人権擁護委員の概要説明となります。報告書九ページから令和二年度の活動状況となりますが、九ページの最初の部分が相談件数の年度ごとの推移となります。令和二年度の新規相談件数は二百八件となっております。

次に、一一ページをお開きください。ここからは相談状況の詳細と前年度との比較となります。①相談内容を御覧ください。内容ごとに件数と割合が表となっております。報告資料のかがみ、2(2)に件数の多い順に主なものを記載しております。昨年度同様、対人関係の悩みが一番多く、全体の一七・八%となっております。次いで、家庭・家族の悩み、心身の悩みが多くなっております。

す。これは在宅勤務や外出自粛要請など、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、子どもと保護者が家の中で一緒に過ごす時間が増えたことが影響しているのではないかと分析がなされております。

次に、一二ページの②初回の相談者についてです。子ども本人からの相談が全体の約六割を占めております。こちらにつきましても、報告資料のかがみ、2(3)に主なものを記載しております。報告書一二ページの下の部分、③初回の相談方法を御覧ください。初回の相談方法は、子ども、大人ともに電話が一番多くなっており、合計の数字では七割を超えています。次いで、メール、面接となっております。その他、一三ページから二〇ページにかけては、相談の対象者ごとの分類や、せたホツとの委員、専門委員の活動状況が記載されております。

次に、二一ページが子ども条例第十九条に基づく申立て及び相談方法と内容の分析となりますが、昨年度は、申立てはございませんでした。

以下、報告書二五ページから三六ページまでが相談事例の紹介と関係機関との連携、三九ページ以降が広報・啓発活動の内容や関係資料となっております。

かがみにお戻りいただきまして、裏面の3、その他についてです。毎年、宮坂の子ども・子育て総合センターで活動報告会を実施していましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から動画による配信を予定しております。なお、活動報告書につきましては、区のホームページで公開いたします。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2) 令和三年度世田谷区総合教育会議・世田谷教育推進会議の実施について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 令和三年度世田谷区総合教育会議・世田谷教育推進会議の実施について御報告いたします。

1、主旨でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置した区長、教育長、教育委員で構成する総合教育会議と、教育の諸課題の解決に向け、学校、家庭、地域及び教育委員会がともに取り組む教育推進会議を実施いたします。七月、十月については、総合教育会議、教育推進会議は同日開催を予定しています。新型コロナウイルス感染防止の観点から、七月開催については、会場での区民傍聴は行わず、インターネットでのライブ配信、また、ユーチューブの区公式チャンネルでも後日配信予定です。

2、総合教育会議の実施概要です。(1)、(2)に記載のとおり、全二回を予定しています。第一回、七月二十一日の内容については、「教育総合センターの開設に向けて」をテーマに、本年十二月開設予定の教育総合センターについて、教育委員会事務局管理職等による講演をした後、御議論いただきます。

3、教育推進会議の実施概要です。(1)第一回は五月二十一日、書面会議という形で実施いたしました。構成員は、記載のとおりとなっております。(2)第二回は七月二十一日、「ICT教育によって、子どもたちの学びはどう変わるのか」をテーマに参加者で議論を行います。

裏面を御覧ください。第三回は十月二十三日土曜日に実施予定で、内容は、現在、調整中でございます。

(4)第四回は、年度のまとめを予定しております。

別紙には、今年度の開催スケジュールについてフロー図で記載しております

ので、併せて御参照いただければと思います。

資料にはございませんが、実施に当たりましては、区ホームページへの掲載等、様々な方法で周知をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。これまでも会議の見直しについて御提案してきたところですが、区民の方に分かりやすい形にするという観点から、教育推進会議をやめるとか、あるいは総合教育会議のみにするという場合、何か想定される支障はありますでしょうか。

○安藤教育総務課長 総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置される首長と教育委員会で構成される総合教育会議という位置づけとなっております。その点から、教育推進会議のすみ分け、そのあたりをどうしていくかということが課題かと存じます。

○亀田委員 総合教育会議は法律で定められた会議なので、その会議を定期的、継続的に開催していく必要があるかと思えます。一方で、教育推進会議は、世田谷の場合は似通った内容になっておりますので、それを二つに分けるという点が区民の方にはやや分かりにくいかと思えます。したがって、今年度はこうした形で結構かと思えますけれども、来年度に向けて、先ほど申しましたような総合教育会議のみにするとか、あるいは教育推進会議はやめて、もし区民の方との意見交換が必要な場合にはまた別の形を考えると、さらに工夫、検討をお願いしたいと思います。

○安藤教育総務課長 いただきました御意見を踏まえ、御趣旨について検討してまいりたいと存じます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(3)令和三年度夏季休業日の生活指導について、本件に関して、塚本学校経営・教育支援担当副参事より説明をお願いします。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、令和三年度夏季休業日の生活指導に関しまして、区立幼稚園、小・中学校の園長、校長宛てに通知する予定の案について御説明いたします。

この通知は、休業日前の児童・生徒への指導内容として、自殺防止、犯罪行為、問題行動等の防止、いじめの防止、交通安全、事故防止、感染症の予防等について、また、学校の夏季休業中の対応として、児童・生徒等の状況把握及び支援、虐待への対応、関係機関との連携した対応、部活動等の事故防止等について留意する点を記載しております。

昨年度から感染症対策を講じての学校生活が続いているため、児童・生徒の生活や心の様子について関係機関と連携するなどし、きめ細やかな対応をしていくよう注意喚起してまいります。ここでは重視する点について説明いたします。

まず、一ページ中段にあります自殺の予防についてでございます。昨年度と比較し、児童・生徒の自殺者の数が大きく増加している現状や、夏休み明けに自殺が増えることを踏まえ、大人へSOSを出すことの大切さを指導するだけではなく、相談窓口の連絡先を教えることで困ったときにはいつでも相談することができるとを児童・生徒に指導することを求めるものです。

続いて、一枚めくっていただいて、二ページの中段から下、スマートフォン等やインターネット利用に関わる指導では、児童・生徒の身近にネット環境があることにより、動画を安易に上げるなどのSNS等によるトラブルは様々起こっております。子どもたちが事件の被害者や加害者にならないように、また、SNSやメールによるいじめの防止について、ネット等の適切な利用について主体的に考えさせる指導を求めるものです。

次のページに行きます。三ページ目、「いじめ」の防止についてでございます。東京都教育委員会が作成しているいじめ総合対策が今年の二月に一部改正されましたので、そちらに記載のあるいじめ防止において必ず取り組み十八の項目等を活用し、教員一人一人の対応力の向上と、学校、家庭、地域が一体となった組織的取組みの推進を図るよう指導を求めるものです。

続いて、一枚おめくりください。四ページ、交通事故防止の内容についてです。昨年度は、交通事故による児童の死亡事故が発生しておりますので、横断歩道や歩道橋を利用することを促すだけではなく、交通場面における危険や安全について、児童・生徒に具体的に指導することを求めるものです。また、事故の被害者になるだけではなく、加害者にならないよう、発達段階に応じた指導も必要となります。

続いて、次のページ、五ページ目、中段の大人への相談についてです。児童・生徒には、学期に一回、相談窓口の一覧を示したプリントを配付しておりますが、自殺予防のところで既に記載しているとおり、困ったときには、いつでも相談しやすい大人などにSOSを出すことは大切であり、このことについて、夏季休業前にはより一層の指導が必要となります。

続いて、下段の児童・生徒等の状況把握及び支援についてです。特に長期にわたり欠席が続いている児童・生徒については、休業中でも定期的に連絡を取り、必要な支援を行っていくこと、また、子どもたちの様子が分かりにくい長期休業中には、児童虐待についても軽視できません。必要に応じてタブレット端末を活用して子どもたちの様子を確認したり、保護者との連携に努めたりするとともに、学校が虐待の情報を知り得たときにはちゅうちよせず速やかに関係機関に連絡を取るよう指導について記載したものです。

ページをおめくりください。最後に、夏季休業中に学校で行われる水泳指導や部活動についての記載になりますが、感染症対策を徹底するとともに、熱中

症対策も行い、子どもたちの体調やその場の状況を指導者が十分把握した上で活動する必要があります。

重視する点は以上でございます。本通知を今後、園、学校に送付するとともに、校長会等において具体的な説明をする予定でございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。私が読み取り切れていないのかもしれないのですけれども、特に長期休業明け前後はお子さんの心身が不安定になるということがよく指摘されております。この点、区として、八月末に向けてお子さんに対して何らかの対応をするとか、そういうことは何かありますでしょうか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 教育委員会として、今のところ、一律に行うことはありませんが、最後のページのところにありますように、先ほどもちょっと申し上げているのですが、特に気になるお子さんについては、夏季休業中も、また学校が始まる少し前のときにでも、タブレット等もありますので、子どもたちとは定期的に連絡を取っていくようなことは校長会等を通して丁寧に対応するように指導してまいりたいと思います。

○亀田委員 まず、第一義的には学校のほうで御対応いただくということかと思いますが。もし可能であれば御検討いただければと思うのですけれども、お子さんたちのことを気にかけているのだというメッセージが何らかの形でお子さんたちに伝わるように、学校を通してでも結構ですし、教育委員会からダイレクトでもいいと思うのですけれども、何かそういうメッセージがお子さんたちに伝わるような工夫があり得るのかどうかということを八月末に向けて御検討いただければと思います。



○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当）　今の亀田委員のお話は、こちらでも検討していきたいと思っております。

○宮田委員　子どもが一人で悩みを抱えることがないように、こちらのページ目にも記載してありますように、やはり安心して相談できる環境というものがとても大切だと考えております。その中で、相談窓口連絡先一覧の配付などということを検討されているとのことですけれど、こちらを保護者、そして、ぜひ児童・生徒にも配付をしていただきたいと思えます。以前もお話しをさせていただきましたが、都から、区からと個別に、小さなカードタイプとかパンフレットタイプで相談窓口が配付されるのですけれど、そういったいろいろな窓口があるというところで、どこに相談したらいいのか、子どもたちが判断できるように一覧の配付をよろしくお願いいたします。

あと、亀田委員がお話しされた子どもへの声かけ、メッセージですが、以前、どこの小学校か失念しましたが、小学校のホームページで子どもに声かけをしている、メッセージの掲載がございました。保護者も御覧になる方が多いので、そういう形で夏休み中にメッセージを発信していただけるといい影響があると思っております。

あとは、先ほどのお話にもありましたタブレット端末を子どもたちは持っていますので、子どもたちは夏休みも自宅で使うことができるようになっていくかと思えます。タブレットでも学校とのやり取りができるような体制をつくっていただけると、子どもも一人で悩んだりすることがないかと思えます。

また、中学三年生についてです。夏休みはいろいろと悩みだったり、相談したいことが多く出てくると思いますので、既に対応していただいていると思いますが、進路関係等、いつでも相談できる学校の体制づくりと、きめ細かな対応をよろしくお願いいたします。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当）　幾つものお話をしてい

いただきましたので、こちらも校長会等でも話をしていきながら、学校に体制をつくってもらおうよう支援していきたいと思います。

○中村委員 今お話し of 相談機関は、私も学校にいた頃によくカードとかで配られて、ところが、生徒の中にはそれを放課後に捨てていくとか、かなり残念な結果もあつたりして、今はせっかくタブレットが配られているので、教育委員会からの情報とかを児童・生徒に何らかの形で伝達するツールというのは、まだタブレットの中には特にないわけですか。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 特段そういうものはまだないと思います。ただ、やはり委員が言われるとおりに、今は必要ないから捨てていくという子どもたちもいますので、今後、何らかの形でタブレットにそういうものが保存できるよう、現在検討しております。

○中村委員 教育委員会から児童・生徒に伝えたい情報がタブレットで見られるような仕掛けを御検討いただけるといいのかなとお話を聞いていて思いましたので、御検討ください。よろしく願います。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(4) オンラインを活用した不登校児童・生徒に対する支援事業の民間事業者との協働実施について、本件に関して、柏原教育相談・支援課長より説明をお願いします。

○柏原教育相談・支援課長 それでは、私から、オンラインを活用した不登校児童・生徒に対する支援事業の民間事業者との協働実施について御報告申し上げます。

お手元の資料1の主旨を御覧ください。教育委員会及び学校では、この間、不登校児童・生徒に係る事業を展開してまいりましたが、依然として不登校児童・生徒の数は増加しており、特に学校やそのほかの機関のどこにも支援にながっていない児童・生徒への対応が求められているところでございます。こ

うした中で、一人一台タブレット端末が整備されたことを踏まえまして、教育委員会としましても、オンラインを活用した不登校対策事業の実施について検討の必要があると考えております。そこで、今後、オンラインを活用した不登校対策事業の実施に向け、実施手法等の具体的な検討を進めていくため、オンラインを活用した教育支援センターの運営実績がある民間事業者と協定を締結し、区立小・中学校において協働で事業を実施するものでございます。

次に、資料の2、事業概要でございます。(1)目的でございますが、電子会議システム、ズームを活用し、オンライン上に民間事業者のスタッフを配置し、不登校の児童・生徒に対し、学習支援や相談支援を行う居場所を設置するとともに、学校と情報共有、連携を図りながら継続的な支援につなげていくことを目的としております。

次に、(2)協働事業者でございますが、認定特定非営利活動法人カタリバでございます。当該法人につきましては、島根県雲南市の委託を受け、教育支援センターの運営を行っており、その中で通室できない児童・生徒に対し、オンラインを活用した学習支援等を行うなど、本事業に関する運営実績を有しております。

次に、(3)対象者でございます。対象者は、不登校及び不登校の傾向が見られる児童・生徒のうち、本人、保護者からのオンラインを活用した本事業への同意が得られた方となります。なお、開始当初につきましては、小学校一校、中学校一校、計二校で試行的に実施し、運営状況を見ながら対象を拡大していく予定でございます。

続いて、(4)実施内容でございます。まず、参加の同意が得られた児童・生徒に対し、当該支援等を行う場となる電子会議システムへアクセスするためのIDとパスワードを付与します。電子会議システム内にはオンラインスタッフが付機しており、個々の状況に応じて、記載の学習支援、裏面にございます相

談支援を行ってまいります。また、③にあるとおり、支援を通じて把握した児童・生徒の情報等につきましては、学校と情報共有を図り、共有した情報を基に学校とオンラインスタッフが連携を図りながら、個々の状況やニーズに応じた支援につなげてまいります。なお、本事業における活動につきましては原則出席扱いとしてまいります。具体的な支援内容や連携方法等につきましては、今後、民間事業者、学校と協議しながら決定していく予定でございます。

次に、(5)実施期間でございますが、令和三年七月から令和四年二月までを予定しております。(6)、(7)の運営体制、実施拠点につきましては、民間事業者からオンラインスタッフを専従で配置する予定でございます。事業開始当初は一名を予定しておりますが、今後の運営状況、拡充状況によって、体制については随時見直しを図っていく予定でございます。

オンラインスタッフの配置先につきましては、本年十二月に開設を予定しております教育総合センター内に移転予定のほっとスクール「城山」に配置をしていく予定でございます。

続いて、3、役割分担につきましては記載のとおりです。なお、オンラインスタッフの配置や運営に係る費用につきましては民間事業者が負担するため、教育委員会の負担はございません。

次に、4、効果検証、5の今後の展開でございます。学期ごとに学校とオンラインスタッフとの意見交換を行い、本事業を通じて見られた対象児童・生徒への効果や課題を収集、整理しまして、効果的な実施手法や運営体制等について検証を行ってまいります。また、検証の結果、オンラインを活用した事業の実施手法やノウハウの共有を図り、今後、ほっとスクールにおけるオンラインを活用した不登校対策事業の展開について、事業化の可能性も含めて検討を行ってまいります。

資料二枚目、6の今後のスケジュールでございます。今後のスケジュールに

つきましては記載のとおりでございますが、三月より事業化に向けた検討とあります。実際には、事業実施、効果検証と合わせ、事業化に向けた検討につきましても随時行っていく予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 御説明ありがとうございます。この事業の二ページ目の(4)の下から二行目の原則出席扱いの部分について、区としては、不登校について、家庭での学習の成果を学校の成績の評価に反映するためのガイドラインを既に示されていると思います。本年度は、それを各学校に促す段階になっていきますので、一つは、この事業でも出席扱いではなくて、もちろんお子さんの状況や御家庭の希望に応じて成績評価を行うということが必要と考えますので、要綱などについてもその点を明記いただければと思います。

もう一つは、事例の提供のお願いでございます。実際に区内の学校において不登校のお子さんの家庭学習の成果を学校の評点に反映している学校の事例をできれば三つか四つぐらい、八月の定例会で結構ですので、資料として御報告をお願いできますでしょうか。

○柏原教育相談・支援課長 御質問いただいた一点目、成績の取扱いにつきましては、今後、関係資料等を作っていく中でそういった内容についても盛り込んでまいりたいと思います。

続けて、御質問いただいた二点目の事例につきましても、いただいた内容を踏まえまして対応してまいりますので、よろしくお願ひします。

○渡部教育長 八月だと、まだ始まって何回かしかないのです、どこまで反映できるかというところもあるかと思いますが、現段階でのことということで事例として出させていただくということでもよろしいでしょうか。

○亀田委員 私が申し上げたのは、この事業ということではなくて、区内の小・中学校全体の中でそういう事例を出していただければというお願いでございます。

○渡部教育長 このことではなくて、全ての不登校の子どもの事例に関して出してくださいということでしょうか。

○亀田委員 そのうちの三つか四つぐらいで結構ですので、そういう事例があるということをまず出していただければと思っています。もし出していただければ、また次のお願いとして、そういうことを校長会などで情報提供して各学校に促していただければという趣旨でお願いしております。

○柏原教育相談・支援課長 この事業に限らず、実際に取り組んだ事例というところを確認しまして、御提案のとおり、機会を捉えて共有をさせていただきたいと思います。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(5)電子書籍サービスシステム運用事業者選定のプロポーザルの実施について、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 それでは、電子書籍サービスシステム運用事業者選定のプロポーザルの実施について御説明いたします。

1の主旨です。令和二年十一月より、図書館の新たなサービスとして電子書籍サービスを開始いたしました。サービス開始から一年経過するのを目途に、さらなるサービス拡充のため、公募型プロポーザルによりシステム運用事業者を選定するものです。

2、現行の電子書籍サービスシステムについてです。来館することなく貸出し、閲覧、予約、返却ができる新たなサービスということで、下段のほうに参考として実績を載せておりますが、一定の評価をいただいていると考えております。直近の緊急事態宣言による図書館休館中、四月二十五日から五月末です

が、三割程度増の利用実績となっております。今後も引き続き利用を増やすには、魅力あるコンテンツの充実が必要であると考えています。

3のプロポーザルの概要です。事業者選定委員会を設置し、選定を行ってまいります。(1)業務内容として、登録などの準備作業、システムの利用・維持管理、PRなどの利用促進支援、また、実績管理等のその他運用支援ということで提案を求めたいと考えております。(2)提案限度額、(3)選定スケジュールについては、記載のとおりです。

4の今後のスケジュールでございますが、十月上旬にサービス開始ということで考えてございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)各課行事予定について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いいたします。

○安藤教育総務課長 令和三年七月の各課行事予定表について御報告いたします。

十三日に第十三回教育委員会定例会、二十七日に第十四回教育委員会定例会を予定しております。次ページ以降に、各課の詳細な予定表をつけておりますので、御覧いただければと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、行事につきまして変更する可能性がございます。どうぞ御了承願います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 (7)その他の連絡事項等はございませんか。

○毛利教育指導課長 私からは、オリンピック・パラリンピックの学校連携観戦の可否の決定の手順について、口頭であります。御報告させていただきたいと思っております。

学校連携観戦に関しましては、今後、東京都教育委員会より実施の方向や実施の可否が示され、最終意向の確認が行われる予定ですが、本今朝の段階でまだその通知は来ておりません。今後、都の通知を受理次第、全学校に改めて意向調査をしますとともに、区長部局と協議し、意見を伺った上で、教育委員会に案件として提出させていただきますので、教育委員会として実施の可否について判断をお願いいたします。

なお、時間的に速やかに対応する必要がございますので、定例会に間に合わない場合、臨時の教育委員会を開催していただきたいと思っております。

私からは以上です。

○渡部教育長 今回の発言に関して、よろしいでしょうか。

では、お願いいたします。

本日は資料配付が七件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、次回の教育委員会は、七月十三日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第十二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。



午前十時四十三分閉会

令和三年第一回  
世田谷区教育委員会臨時会

時 令和三年七月五日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時一分開議

○渡部教育長 ただいまから令和三年第一回世田谷区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は、関係する管理職のみの出席とさせていただきます。

まず、令和三年第十二回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と宮田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、事務局からの報告が一件ございます。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会における学校連携観戦について、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 私からは、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会における学校連携観戦について、区教育委員会の対応を報告いたします。

資料を御覧ください。学校連携観戦につきましてですが、新型コロナウイルス感染症の対応、公共交通機関の利用、熱中症対策及び各学校の意向など、総合的な観点から、幼児、児童・生徒の安全安心を第一に考え、中止といたします。

2、本事業の概要について説明させていただきます。予定されていた参加対象ですが、区立幼稚園の五歳児から区立小・中学校の全児童・生徒、また、引率教員含めて約五万三千人が対象でした。期間については、七月二十六日から九月五日まで、対象の競技及び会場はそちらに書いてあるとおりですが、オリ

ンピックについて八競技、パラリンピックについて八競技となっております。

なお、この観戦チケットの費用は都教育委員会が負担するものとなっております。

今回の対応に至るまでの経緯ですが、六月二十八日月曜日の夜分に都教育委員会から、学校連携観戦に係る検討状況についての情報提供を受理いたしました。翌日二十九日に上記情報を各園・学校へ送付いたしました。七月一日に各園・学校に最終的な意向調査を実施しました。七月二日金曜日、区長部局と協議いたしました。

私からの報告は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 この学校連携観戦については、感染拡大リスクに基づいて判断することが大事だと考えます。現時点で根拠となる一つが、政府の分科会の尾身会長をはじめ、有志の方々が公表した提言ではないかと思っております。そこでは、無観客開催が最も感染拡大リスクが少ないので望ましいとあります。したがって、この提言に基づけば、最も感染拡大リスクが少ない選択をするのが妥当ではないかと考えます。

結論としてはそうなのですけれども、都教委の対応について二点、事務局から都教委に意見を伝えていただければと思います。

一つは、安全対策について。都のほうでは検討中のようですけれども、学校連携観戦を求めるのであれば、安全対策としてこういう措置をするので安全だという方策について十分に情報提供いただいた上で、学校連携観戦について都教委の考え方を早めに各区市町村に示すことが必要ではないかと思うのが一点目です。

もう一点目は、今のとも関連しますけれども、各区市町村で判断する重要な

要素は感染リスクと考えますが、そのリスクの判断が各区市町村によって異なるというのめいかがなものと考えます。やはり、そのリスクに関する客観的な情報が必要と考えますので、その点も各区市町村で同じように客観的に判断できるよう、都教委は早めに情報提供するのが必要ではないかと思っております。以上二点、できれば都教委にお伝えいただければと思います。

○毛利教育指導課長 今いただいた御意見ですけれども、これまでも都教育委員会の担当部署とは情報交換をしながら進めてまいりましたが、今懸念されていたこの二点についても、速やかに都教育委員会に伝えたいと思っております。

○宮田委員 児童・生徒の安全の確保が最優先であることは言うまでもありません。新型コロナウイルス感染対策やマスク着用等、会場への飲料水の持込みの制限もある中での熱中症対策、また、公共交通機関の移動など、対応にリスクが残る状況では、やはり学校連携観戦の実施は困難と考えます。東京都内や近隣各県で新型コロナウイルス感染が増加傾向である中で、保護者の皆様の中でも心配、不安の声が上がっております。

東京での開催が決まってから、学校ではオリパラ教育を実施してきました。平時でしたら、実際に会場で観戦することは子どもたちにとって貴重な機会となりますが、今回は会場に行かなくても、テレビ等で観戦して学ぶなど、ほかの方法でもできることがあると思いますので、教育委員会事務局でもこういった御対応について御検討をお願いいたします。

○毛利教育指導課長 コロナ禍での暑さ対策、熱中症対策については、かなり学校から懸念の意見をいただきました。東京都教育委員会に確認したところ、会場までクールスポットを設置するかどうか、観戦する子どもたちにボードのようなものを配付し日陰をつくることを考えているというようなお話もありました。しかしながら、マスクをしての熱中症対策というのは大いに課題があ

ると認識しております。

今後、テレビ観戦等も含めまして、代替で何ができるのかということなど、各学校の工夫を支援していきたいと思っております。

○渡部教育長　ほかはよろしいでしょうか。

それでは、(2)その他の連絡事項等はありませんか。

○亀田委員　今日の議題とは異なりますけれども、交通安全について御検討のお願いを事務局にしたいと思えます。

千葉県で児童が犠牲となった痛ましい事故がありました。世田谷区でもこれまで、事務局や学校において安全対策を十分取ってきていただいたところですが、改めて通学路の点検を検討してはどうかと思います。報道によれば、国のほうでも総点検の動きがあるようですので、そうした動きも踏まえながら、点検実施の御検討をお願いできればと思います。

その際、二点御検討いただければと思いますのが、一つは、登校時だけではなくて、下校時の状況も含めて危険な場所があるかどうかを点検するということ。もう一つは、できれば保護者の方にもアンケートなどを通じて、何らかの形で保護者の方々からも御指摘をお寄せいただくのがよいのではないかと思います。

もし点検されるようでしたら、その点検の結果もこの会議で御報告いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○知久教育総務部長　教育委員会では平成二十九年に、通学路交通安全プログラムを策定しております。度々こうした痛ましい事故が起こっております。そのたびに対策・実施をしておりますけれども、現在の制度としては、毎年各学校とPTAが交通安全の確認をしております。合わせて、交通管理者や道路管理者等にも協力いただき、通学路合同点検については、四つのグループに分けて、四年に一度実施をしている状況です。

今回の事例を受けまして、国等でも通知の発出等を検討しているということもお聞きしているものですから、プラスアルファとして何ができるかを併せて検討していきたいと思えます。

今御指摘にありました下校時の通学路の安全確保、保護者のアンケート等、現状、PTAには参加していただいておりますが、その他どういったことが工夫できるかを検討してまいりたいと思えます。

結果については、ホームページで公開をしておりますので、各通学路でどういった改善が行われたかを公開する予定ですので、併せて委員会にもお伝えしていきたいと思えます。

○亀田委員 御検討いただけるということで、ありがとうございます。その際、もし御報告いただけるときは、改善した部分というよりは、こういう危険な箇所があったことと、それについて今後どうするか、危険箇所がどういところにあったのかという点が分かるように御報告いただければと思えます。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。  
それでは、次回の教育委員会定例会は、七月十三日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和三年第一回世田谷区教育委員会臨時会を閉会いたします。

午前十時十二分閉会